

史跡美濃國府跡

保存管理計画

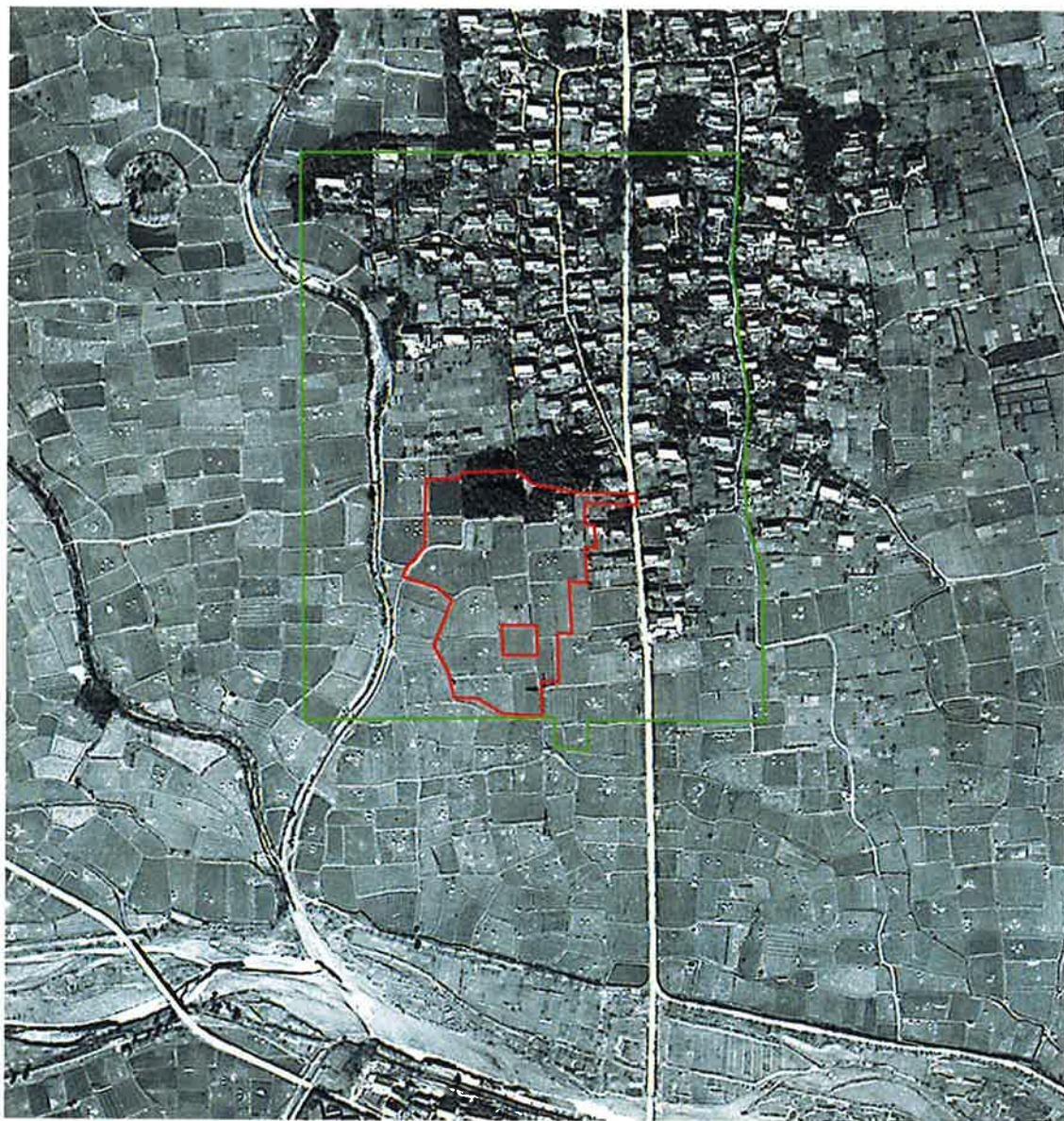
2014年3月

垂井町教育委員会

史跡美濃國府跡



保存管理計画



卷頭図版 1 美濃国府跡周辺航空写真 昭和23年（1948）3月9日撮影

（撮影：米軍）

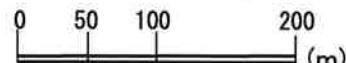
凡 例



史跡指定範囲



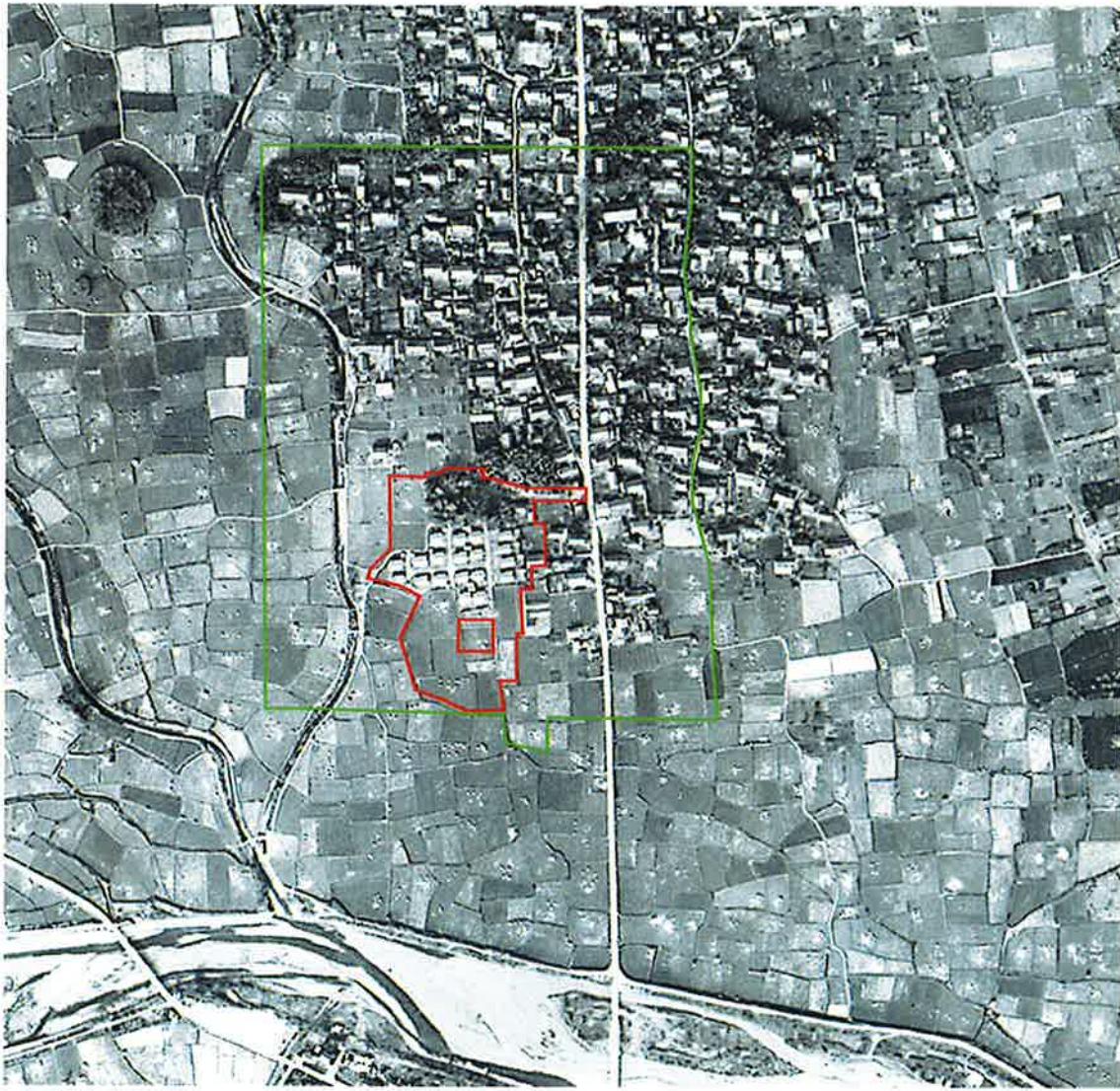
周知の埋蔵文化財包蔵地範囲



0 50 100

200





卷頭図版2 美濃國府跡周辺航空写真 昭和36年（1961）11月30日撮影

（撮影：国土地理院）

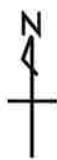
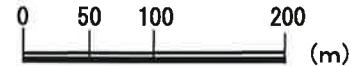
凡 例

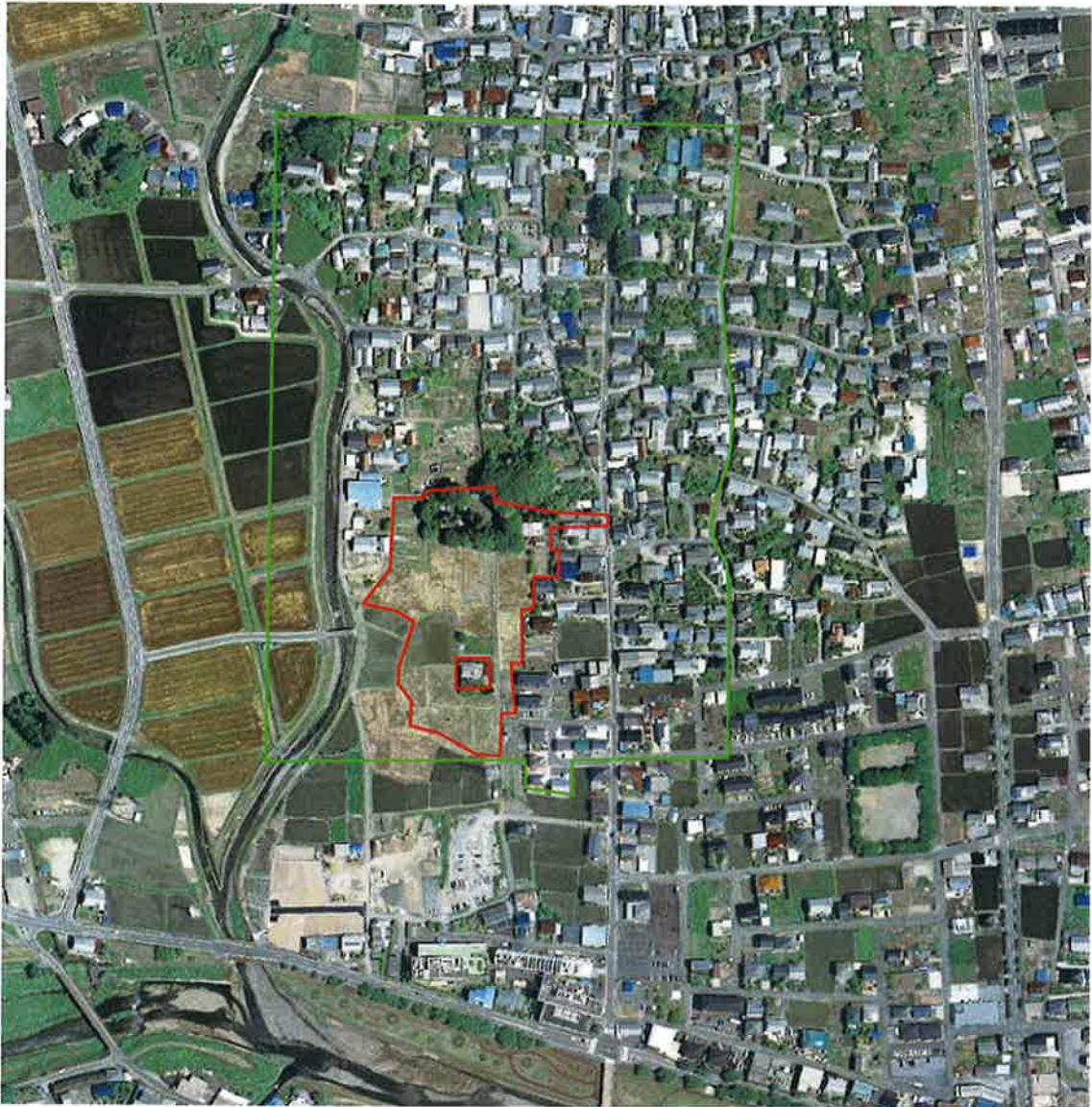


史跡指定範囲



周知の埋蔵文化財包藏地範囲





卷頭図版3 美濃國府跡周辺航空写真 平成23年（2011）6月6日撮影

（撮影：垂井町）

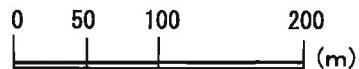
凡 例



史跡指定範囲



周知の埋蔵文化財包藏地範囲



はじめに

垂井町の位置する岐阜県西濃地域には、美濃国府をはじめ美濃国分寺、美濃国分尼寺、不破関などの律令体制の根幹をなす重要施設が点在しています。律令体制の地方支配における中心的な役割を果たしていた美濃国府は、垂井町府中に所在すると推定されてきましたが、平成3年より13次にわたる発掘調査で政庁を含む中心施設が明らかとなり、平成18年1月26日には美濃国府跡が国指定史跡となりました。

現在、史跡美濃国府跡は東脇殿跡に花壇が作られ、地元の方々により管理され活用いただいておりますが、現状では、想定される古代の美濃国府の一部が明らかになった状況に過ぎません。美濃国府跡がある府中地区は住宅地となっており、今後も開発の対象となる地域に含まれます。この貴重な文化財を将来にわたって守っていくための計画を立てるため、平成22年度より史跡美濃国府跡保存管理計画策定委員会を立ち上げ、平成24年度から文化庁の国宝重要文化財等保存整備費補助金を受けて今後の保存管理や整備に向けての協議を行い、「史跡美濃国府跡保存管理計画」を策定いたしました。今後は、この計画をもとに、地域住民と協働で史跡美濃国府跡の適切な保存や管理、また整備や活用を図ってまいりたいと考えております。

最後になりますが、計画の策定にあたり、美濃国府跡の発掘調査の指導や委員会の委員長をお願いいたしました三重大学名誉教授八賀晋先生をはじめ、委員の先生方、文化庁文化財部記念物課及び岐阜県教育委員会社会教育文化課、その他関係各位より多くのご指導、ご助言をいただきましたことに厚くお礼申し上げます。

平成26年3月

垂井町教育委員会
教育長 渡辺眞悟

※例言

1. 本書は、岐阜県不破郡垂井町に所在する、国指定史跡美濃国府跡の保存管理計画書である。
2. 本保存管理計画策定事業は、垂井町教育委員会（タルイピアセンター）が主体となり、平成22年度～平成23年度は町単独事業、平成24年度～平成25年度に国庫補助金の交付を受けて実施した。
3. 本計画は、計画策定にあたり設置した「美濃国府跡保存管理計画策定委員会」における協議によってまとめられたものである。計画策定には、文化庁文化財部記念物課及び岐阜県教育委員会社会教育文化課の指導・助言を受けた。
4. 計画策定に係わる事務は、「美濃国府跡保存管理計画策定委員会」における協議結果を踏まえ、垂井町教育委員会が担当し、関連業務の一部及び史跡美濃国府跡周辺の現況地形測量を株式会社イビソクに委託した。測量成果は、垂井町教育委員会が保管・管理している。
5. 本保存管理計画は平成26年4月1日から施行する。

目次

はじめに

第1章 目的と経過

第1節 保存管理計画の目的	-1
第2節 保存管理計画策定にいたる経緯	-2
第3節 保存管理計画の対象範囲	-3
第4節 保存管理計画の策定	
(1) 委員会の設置とその体制	-5
(2) 保存管理計画策定の経過	-5
(3) 上位計画との関係	-6
第5節 垂井町の概要	
(1) 総論	-8
(2) 地勢	-8
(3) 地質	-10
(4) 植生	-11
(5) 気候	-11
(6) 歴史的環境	
1) 縄文時代	-12
2) 弥生時代	-12
3) 古墳時代	-12
4) 古代	-12
5) 中世	-14
6) 近世	-15
7) 近現代	-15
(7) 産業	-15
(8) 交通	-21
(9) 文化財	-22

第2章 史跡美濃国府跡の概要

第1節 美濃国府の歴史	
(1) 古代の美濃国府	-25
(2) 中世の美濃国府	-25
(3) 史跡美濃国府跡の価値	-26
第2節 調査の経過	
(1) 府中村郷土史研究会の取組み	-27
(2) 歴史地理分野からの研究	-28
(3) 発掘調査の実施	
1) 発掘調査の経過	-32
2) 発掘調査の成果	-35
(4) 全国における国府研究の動向	-38
第3節 史跡指定にいたる経過と指定地の範囲	
(1) 史跡指定にいたる経過	-40

(2) 指定説明とその範囲 -----	41
---------------------	----

第4節 指定地及び周辺地域の状況

(1) 指定地及び周辺地域の現況	
1) 土地利用状況 -----	44
2) 施設分布状況 -----	48
3) 維持管理の状況 -----	48
4) 各種法令による位置づけ -----	48
(2) 開発行為に伴う調査の状況 -----	50

第3章 保存と管理

第1節 保存管理の基本方針

(1) 基本施策に即した史跡の保存 -----	52
(2) 保存管理の基本的な考え方 -----	52

第2節 史跡の構成要素と地区区分

(1) 美濃国府跡の保存管理の構造 -----	52
(2) 史跡美濃国府跡の構成要素 -----	52
(3) 周知の埋蔵文化財包蔵地の諸要素 -----	57
(4) 史跡美濃国府跡周辺の諸要素 -----	57
(5) 地区区分 -----	60
第3節 保存管理の方法 -----	63
第4節 現状変更等の取扱基準 -----	64
第5節 追加指定の方針 -----	72
第6節 史跡の公有地化 -----	72
第7節 史跡指定地周辺の保護管理指針 -----	73
第8節 公有地化途上の保全・管理 -----	73
第9節 周辺地域の保全 -----	73

第4章 管理・運営とその体制の整備

第1節 管理・運営の方針 -----	76
第2節 管理・運営の方法と体制 -----	77

第5章 整備・活用と今後の課題

第1節 公有地化完了後の整備・活用の基本方針 -----	78
第2節 今後の課題 -----	78

参考文献

挿図目次

第1図	美濃国府跡位置図	1
第2図	将来都市構造における美濃国府跡の立地	2
第3図	美濃国府跡中心地域図	4
第4図	将来都市構造図	6
第5図	土地利用方針図	7
第6図	位置図	8
第7図	山脈・河川図	8
第8図	微地形図	9
第9図	地質図	10
第10図	土質図	10
第11図	現存植生	11
第12図	気象状況	11
第13図	垂井町の主要歴史地点	14
第14図	明治27年（1894）の地形図	19
第15図	平成14年（2002）の地形図	20
第16図	垂井町の指定文化財分布図	23・24
第17図	府中概略図	27
第18図	国府域想定図	28
第19図	美濃国府域想定図	28
第20図	府中村絵図（寛延3年/1750）	29
第21図	美濃国府跡発掘調査位置図	33
第22図	美濃国府跡建物配置図	34
第23図	史跡指定地地番図	42
第24図	土地利用現況図	44
第25図	土地所有者別現況図	45
第26図	河川・水路現況図	46
第27図	史跡周辺の上下水道管路図	47
第28図	法規制図	49
第29図	試掘調査及び立会実施箇所	51
第30図	周知の埋蔵文化財包蔵地及びその周辺の諸要素分布図	59
第31図	地区区分模式図	60
第32図	史跡指定地内地区区分図	61
第33図	保存管理計画策定対象範囲内地区区分図	62
第34図	現状変更等の流れ	66
第35図	土木工事等に係わる文化財保護法の適用と手続きの流れ	67
第36図	公有地化予定地	72
第37図	運営体制模式図	76

表目次

表1	垂井町の指定文化財	22
表2	発掘調査の概要	33
表3	国史跡指定を受けた国府の概要	39
表4	史跡指定にいたる経緯	40
表5	史跡指定地地籍一覧	43
表6	関連法規の概要	48
表7	試掘調査及び立会	50

表8 史跡美濃国府跡の構成要素 -----	-53
表9 美濃国府跡の周知の埋蔵文化財包蔵地の諸要素 -----	-57
表10 史跡美濃国府跡周辺の諸要素 -----	-57
表11 地区区分別保存管理の方法 -----	-63
表12 現状変更等許可基準 -----	-64
表13 現状変更等申請区分 -----	-65
写真図版目次	
卷頭図版 1 美濃国府跡周辺航空写真 昭和23年（1948）3月9日撮影	
卷頭図版 2 美濃国府跡周辺航空写真 昭和36年（1961）11月30日撮影	
卷頭図版 3 美濃国府跡周辺航空写真 平成23年（2011）6月6日撮影	
図版 1 南方向から見た美濃国府跡（周知の埋蔵文化財包蔵地）-----	-16
図版 2 東南東方向から見た美濃国府跡指定地と伊富岐神社方面-----	-17
図版 3 北東方向から見た美濃国府跡指定地と不破関方面-----	-17
図版 4 北方向から見た美濃国府跡指定地と南宮大社方面-----	-18
図版 5 西南方向から見た美濃国府跡指定地と美濃国分寺跡、美濃国分尼寺跡方面-----	-18
図版 6 1 政庁・正殿 -----	-36
2 政庁北辺・掘立柱塀 -----	-36
3 政庁・西脇殿 -----	-36
4 政庁・東脇殿 -----	-36
5 東方官衙・掘立柱建物 -----	-36
6 政庁・区画塀 -----	-36
図版 7 7 倉庫・総柱掘立柱建物 -----	-37
8 朱雀路路面・東側溝 -----	-37
9 大型掘立柱柱穴 -----	-37
10 鍛冶遺構 -----	-37
11 北辺土壠 -----	-37
12 出土遺物 -----	-37
図版 8 御旅神社・白鬚神社参道入口 -----	-55
御旅神社鳥居 -----	-55
御旅神社・白鬚神社由緒 -----	-55
御旅神社社殿 -----	-55
境内林 -----	-55
図版 9 白鬚神社社殿 -----	-56
白鬚神社の石鳥居 -----	-56
花壇 -----	-56
説明板 -----	-56
政庁跡を横断する電線 -----	-56
人止柵 -----	-56
図版10 相川右岸から見た美濃国府跡指定地 -----	-73
図版11 南方向から見た美濃国府跡指定地 -----	-74
図版12 南方向から見た美濃国府跡指定地政庁付近 -----	-74
図版13 西方向から見た美濃国府跡指定地政庁付近 -----	-75
図版14 西方向から見た美濃国府跡指定地 -----	-75
図版15 考古花壇保存会の活動風景 -----	-77
図版16 考古花壇保存会の活動風景 -----	-77

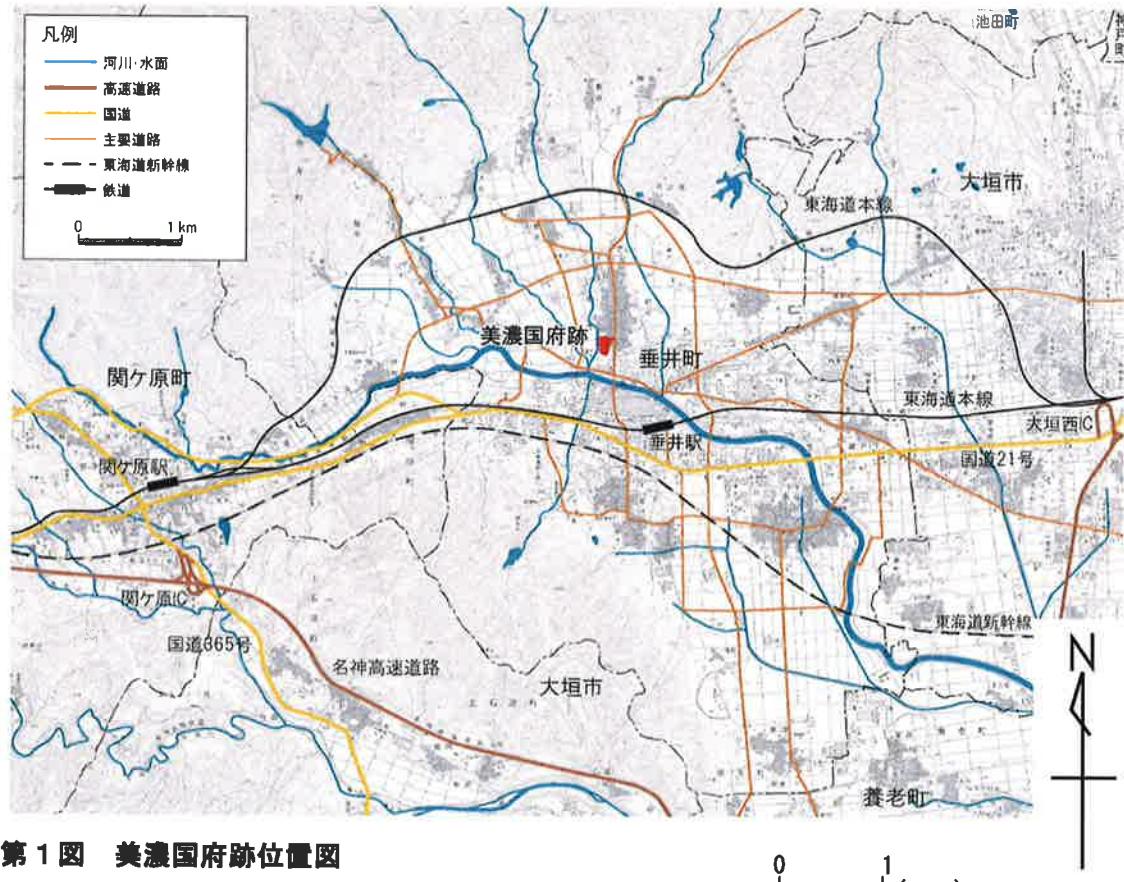
第1章 目的と経過

第1節 保存管理計画の目的

美濃国府跡は、岐阜県西南部不破郡垂井町府中に所在する、古代美濃国の役所跡である。府中地区はその地名より、古くから美濃国府があったと伝えられてきた土地であり、昭和32年（1957）6月15日に安立寺付近が「^{あんりゆうじ}美濃国府跡」として垂井町史跡に指定された。

平成3年～15年の発掘調査により、国府の中核施設である政庁跡や、国府に関連する官舎・工房、政庁正面にのびる南北道路の朱雀路跡など国府を構成する諸施設が確認され、古代美濃国の政治情勢を知る上で重要であることから、平成18年（2006）1月26日に南宮御旅神社（なんぐうおたびじんじゃ以下「御旅神社」という。）付近が国史跡に指定された。また、史跡指定地は複数の所有者が存在し、史跡の管理が困難であるため、平成19年6月7日に垂井町が史跡美濃国府跡の管理団体として指定された。

本計画は、史跡美濃国府跡を適切に保存管理し、後世に引き継ぐこと、また、史跡の整備活用を推進し、地域に対する誇りや愛着の醸成や地域活性化に寄与することを目的とする。上記目的を達成するため、本書では保存管理の基本方針や現状変更の取扱基準、整備活用の理念や課題、管理運営方法などを整理し、今後の方向性を示すこととする。



第1図 美濃国府跡位置図

0 1 (km)

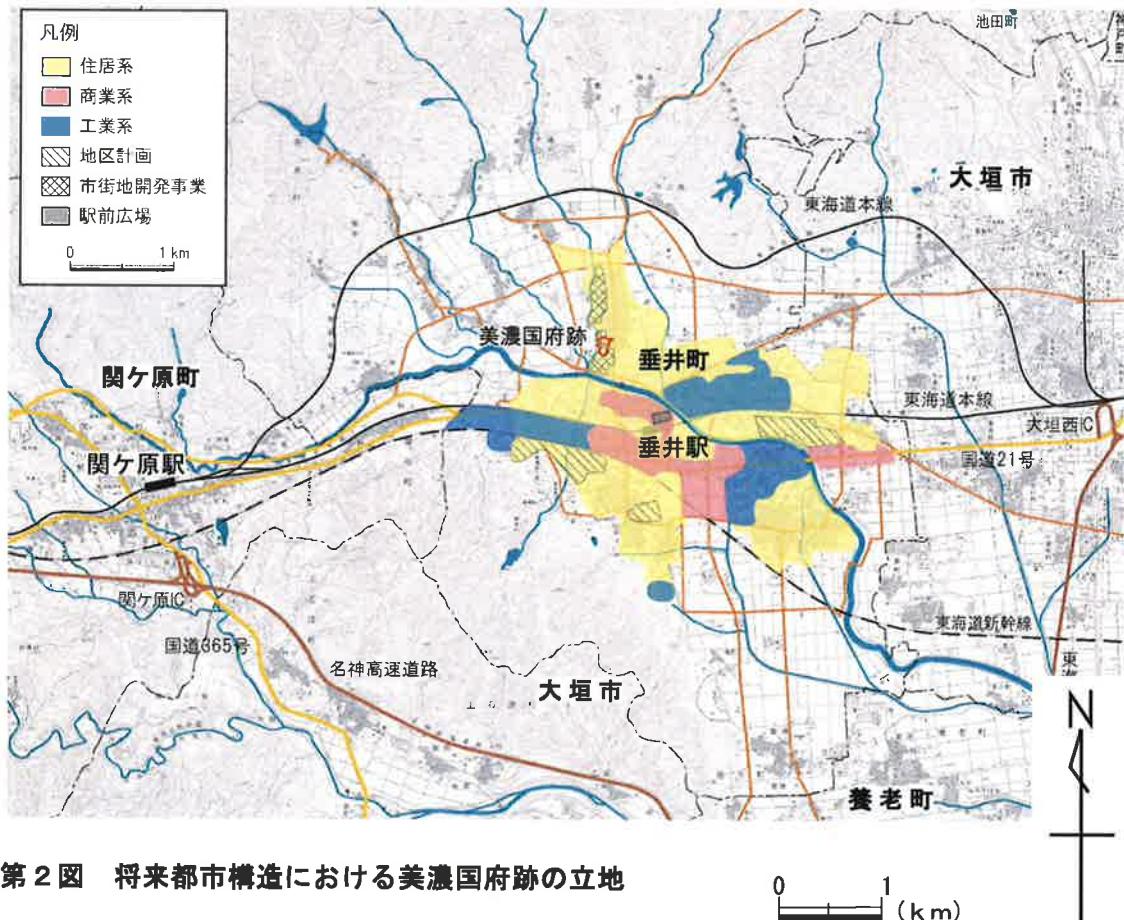
第2節 保存管理計画策定にいたる経緯

美濃国府跡は、政府を構成する主要施設の配置関係がほぼ判明し、遺構の残存状況も良好であり、国府の造営と変遷の実態をよく示すとともに、古代美濃国の政治情勢を知る上でも重要であるとして、平成18年1月26日に国史跡に指定された。

美濃国府跡を含む府中地区は、昭和46年(1972)の垂井町の都市計画区域策定に伴い、主に大滝川左岸地域が市街化区域に含まれ、農耕地の残る大滝川右岸地域が市街化調整区域となった。

国府跡が位置していると考えられていた国府跡推定地よりも南側の地域が市街地開発事業区域に設定されたため、宅地・道路開発等に備えて平成3年より埋蔵文化財調査を実施した結果、御旅神社から南に、国府政庁域が広がることが明らかとなった。

貴重な歴史的文化遺産である美濃国府跡を今後とも保存し、継承していくためには、史跡指定地及び周辺の土地・環境・景観等の保存管理や、整備に向けた行政的施策の基本的指針を策定する必要がある。そのため、史跡指定地及び周辺の歴史的環境や自然環境、社会環境を把握・解析し、当該地の土地、遺構、環境等の保護・保全・整備等の重要度や優先順位等に関わる基本方針を決定するとともに、現状変更の基準、保護・保全対策を含む整備や公開活用のあり方を定めるために、「史跡美濃国府跡保存管理計画」を策定することになった。



第3節 保存管理計画の対象範囲

保存管理の直接の対象範囲は、史跡に指定された範囲である。しかし、追加指定が明らかに必要とされる区域もあり、また、後述する美濃国府跡の価値や近年の国府研究によつて明らかになった国府の構造を考慮すると、史跡指定地にとどまらず広い地域に分布する律令時代の遺跡や付近一帯に点在するであろう、いまだ発見されていない国府関連施設も視野に入れておく必要がある。今回の計画では、既史跡指定地と、美濃国府跡に関わる遺構が存在する可能性が極めて高い地域（周知の埋蔵文化財包蔵地）の範囲を保存管理の区域とし、美濃国府跡全体の保存・活用の十全を期することとした。

保存管理計画の対象範囲の北限は忍勝寺^{にんしょうじ}及び安立寺の北側のラインとする。忍勝寺北側には土壘状の高まりが指摘されており、以前より国府域の北側を画する可能性が指摘されてきた。発掘調査では、土壘は中世以降のものと確認されたが、地形上からは、この近辺が国府域北限である可能性があり、北限のライン上付近で行っている調査では、古代の遺構や遺物が確認されている。また、安立寺からは国府の瓦が出土している。なお、このラインより北側で行われた調査では、古代の遺物や遺構は発見されていない。

東限は、南宮大社から御旅神社まで続く御幸道^{みゆきみち}から一本東に入った南北道路とする。この道沿いには南宮大社の神事にかかわる御手洗^{みたらし}と呼ばれる井戸があり、御手洗の北には安立寺が所在する。第12次調査第3トレンチ（東限推定域の南端での調査）では、遺構は確認されなかったものの8～9世紀の須恵器が多量に出土し、軒丸瓦が初めて出土するなど、付近に国府に関する重要な施設が存在していた可能性が考えられる。

西限は、大滝川の西側の第12次調査第4トレンチを入れた場所の外側の直線のラインとする。大滝川の西側では過去の土地改良の際に古代の遺物が出土しており、国府橋に伴う道路工事の試掘調査でも古代の遺物が出土していることから、大滝川西側の水田中にも国府に関する施設が存在する可能性が考えられる。ただし、第4トレンチのさらに西側の試掘では、土地改良の際に地山直上まで掘削されている箇所があることも明らかになった。このため西側の対象範囲を定めることは現状では困難な状況にあるが、当面調査成果の得られた第4トレンチを基準に設定する。

南限は、地形の変換点にあたるラインである。第12次調査第3トレンチ及び第8次調査第4トレンチの結果から、この調査地点より南に地形が下がっていくことが確認された。また、平成18年度に実施した試掘調査において遺構・遺物が確認されたため、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲が一部南に拡張している。

以上の範囲を計画の対象範囲とするが、国府研究の現状をかんがみ（第2章第2節参照）、その周辺部についても言及することとした。



第4節 保存管理計画の策定

(1) 委員会の設置とその体制

本計画策定に当たっては、専門的な見地からの指導・助言を受けるため、「史跡美濃国府跡保存管理計画策定委員会」（以下「委員会」という。）を設置した。委員会では、垂井町教育委員会が保存管理計画案を提示し協議を行い、隨時、文化庁、岐阜県教育委員会の指導・助言を仰ぎ、計画策定を行った。

委員会の体制は以下のとおりである。

氏名	役職等	分野	参加年度
委員			
八賀 晋	三重大学名誉教授	考古学	H. 22・23・24・25
早川 万年	岐阜大学教授	歴史学	H. 22・23・24・25
増渕 徹	京都橘大学教授	歴史学	H. 22・23・24・25
高瀬 要一	元奈良文化財研究所文化遺産部長	景観整備	H. 22・23・24・25
太田 三郎	垂井町文化財審議会会长		H. 22・23・24・25
衣斐 忍	府中地区連合自治会会长		H. 22
本田 正勝	府中地区連合自治会会长		H. 23
衣斐 正道	府中地区連合自治会会长		H. 24
岩田 勝行	府中地区連合自治会副会長（美濃国府委員会担当）		H. 25
若山 隆史	垂井町副町長		H. 22・23・24・25
衣斐 弘修	垂井町議會議長		H. 22
吉野 誠	垂井町議會議員		H. 23・24・25
助言者			
佐藤 正知	文化庁文化財部記念物課主任文化財調査官		H. 22・23・24・25
近藤 大典	岐阜県教育委員会社会教育文化課		H. 22・23・24・25
事務局（教育委員会）			
渡辺 貞悟	垂井町教育長		H. 22・23・24・25
多賀 清隆	垂井町生涯学習課長（H24より教育次長兼任）		H. 22・23・24
栗本 純治	タルイピアセンター館長		H. 22
竹中 敏明	タルイピアセンター館長（H25より生涯学習課長）		H. 23・24・25
大内 武司	タルイピアセンター館長		H. 25
川瀬 俊美	タルイピアセンター係長		H. 22
原田 義久	タルイピアセンター主査		H. 22・23・24・25
亀田 剛広	タルイピアセンター主事		H. 23・24・25

(2) 保存管理計画策定の経過

美濃国府跡保存管理計画策定委員会は、平成23年度より3ヶ年計画で保存管理計画の策定を行うよう計画し、平成22年度に委員を委嘱して発足した。その後、平成24年度からの2ヶ年間の事業は国庫補助事業として採択され平成22年度からの4ヶ年で計7回の保存管理計画策定委員会を開催し、検討を進めた。

史跡美濃国府跡保存管理計画策定委員会開催の経過

平成22年度

平成22年	12月 6 日	第1回委員会：委員委嘱、遺跡の調査・保存の経緯
-------	---------	-------------------------

平成23年度

平成24年	3月2日	第2回委員会：構成案検討、史跡を構成する要素の整理
-------	------	---------------------------

平成24年度

平成24年	10月19日	第3回委員会：第1章「目的と経過」の内容についての検討
平成24年	11月29日	第4回委員会：美濃国府跡の構成要素、史跡美濃国府跡の概要
平成25年	3月1日	第5回委員会：保存管理の基本方針、史跡の構成要素と地区区分についての検討

平成25年度

平成25年	10月11日	第6回委員会：保存と管理、管理・運営とその体制、整備活用と今後の課題
平成25年	12月27日	第7回委員会：史跡美濃国府跡保存管理計画（案）の検討

(3) 上位計画との関係

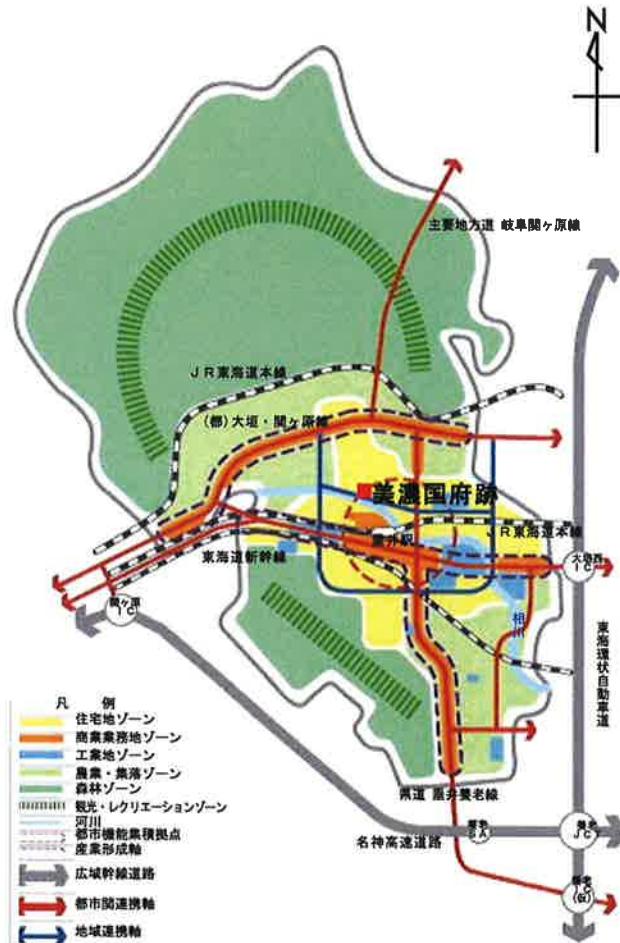
本計画は、垂井町の基本構想である「垂井町第5次総合計画」（平成20年3月）の具現化のための計画のひとつとして位置付けられ、関連計画と整合のとれたものとする必要がある。

垂井町第5次総合計画

「垂井町第5次総合計画」は、平成20年から10年間の計画となっており、町の将来像として「やさしさと活気あふれる快適環境都市」を掲げている。豊かな自然環境を保全するとともに、歴史や自然を有効に活用した取り組みを行うとし、その中で、地域に愛着と誇りを持てる伝統文化が継承されるまちを目指している。基本計画の中の文化に関する項目では、「史跡や文化財の保存、また、景観整備を進めるため、古い建物の調査やボランティアなどによる住民協働型の施策展開を図っていくことが必要」としている。

総合計画において垂井町の将来の都市構想が示されており美濃国府跡が所在する府中地区は住宅地ゾーンとして位置づけられている。

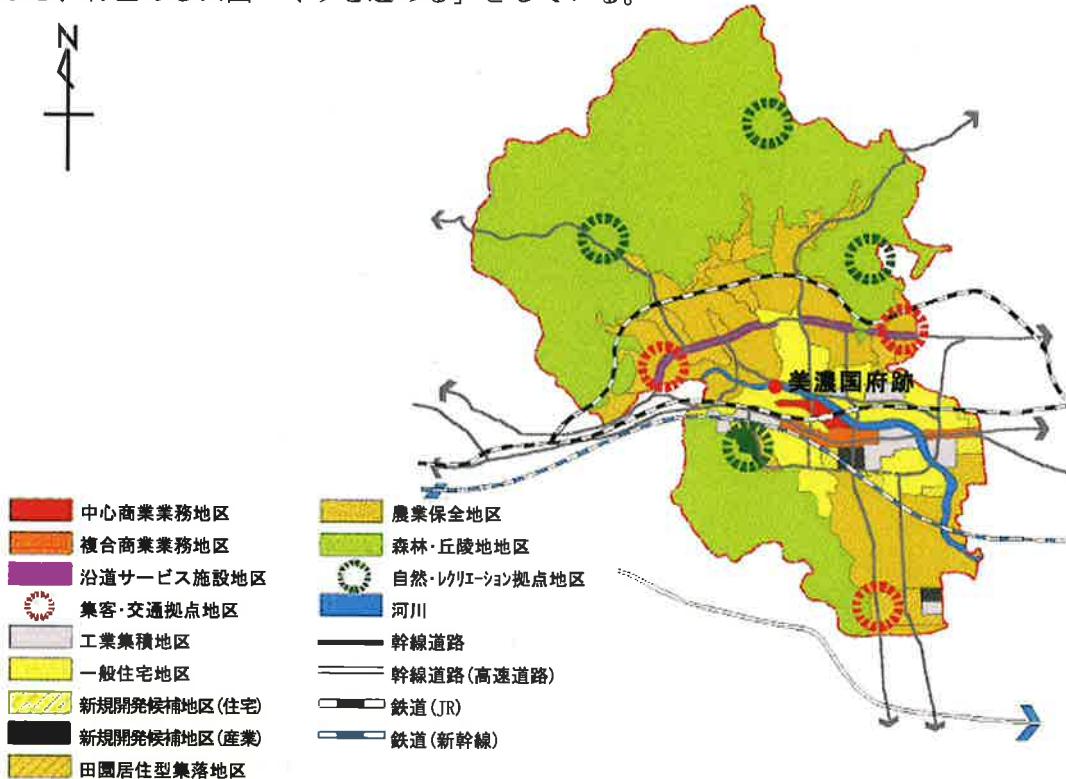
垂井町のまちづくりに関する計画は、垂井町第5次総合計画以外にもあり、「垂井町都市計画マスタープラン」（平成18年策定）、「大垣都市計画区域マスタープラン」（平成22年改定・策定）などでも触れられている。



第4図 将来都市構造図（『垂井町第5次総合計画』より）

垂井町都市計画マスターplan

「垂井町都市計画マスターplan」は、平成18年に策定され、目標年次を平成32年とした計画となっており、都市づくりの理念のひとつに「自然と歴史を感じることのできる都市をつくる」が挙げられており、「地域の特性（自然、歴史、文化など）に配慮したきめ細やかな土地利用の推進」が都市整備の基本方針のひとつとなっている。また、公園緑地の項目では、「美濃国府跡をはじめとする歴史資源の周辺における歴史公園など、特色ある公園づくりを進める」としている。



第5図 土地利用方針図

(『垂井町都市計画マスターplan』より)

大垣都市計画区域マスターplan

大垣市（大垣地区、墨俣地区）、垂井町、神戸町、安八町を対象地域とした「大垣都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（大垣都市計画区域マスターplan）」は、平成22年に改定・策定され、平成32年を目標年次とした計画となっている。垂井町のまちづくりのイメージは、「都市機能を備えたまちづくり・都市基盤を整備した安全快適なまち、自然や歴史、地域個性を活かした住民参加によるまちづくり」である。歴史・景観に関わる都市計画の目標は、「地域固有の歴史・文化の保全、活用とともに、自然や歴史的なまちなみ等を活かした景観形成や地域の魅力を高めていくことが重要であり、地域における良好な景観の創造に資する取り組みを支援するとともに、美しい都市・風土づくりを進める」となっている。ひるいおおつかすのまいたいやじょう 主要な緑地に関する方針では、「歴史的環境資源として、大垣市の美濃国分寺跡、昼飯大塚古墳、墨俣一夜城址、垂井町の美濃国府跡を位置付け、保全する」としている。

以上の諸計画から、美濃国府跡は特色のある公園整備を進めると共に、既存市街地を中心とした府中地区は優良な住宅地の形成に努めるとまとめることができ、本計画では、これら上位計画の方針を配慮しつつ国指定の重要な史跡として必要な措置を講じるために保存管理計画を策定するものとする。

第5節 垂井町の概要

(1) 総論

美濃国府跡が所在する岐阜県不破郡垂井町は、岐阜県の西南部に位置する。北は揖斐郡池田町・揖斐川町、南は大垣市・養老町、西は不破郡関ヶ原町、東は大垣市に接し、面積は57.14km²となっている。この位置は、伊勢湾が北に入り込み、敦賀湾が南に入り込んだ地峡部にあたり、北に伊吹山系・南に鈴鹿山系と山に囲まれている地形的特徴から、東西の交通路が集中する交通の要衝であり、JR東海道本線、東海道新幹線、国道21号などが走っている。



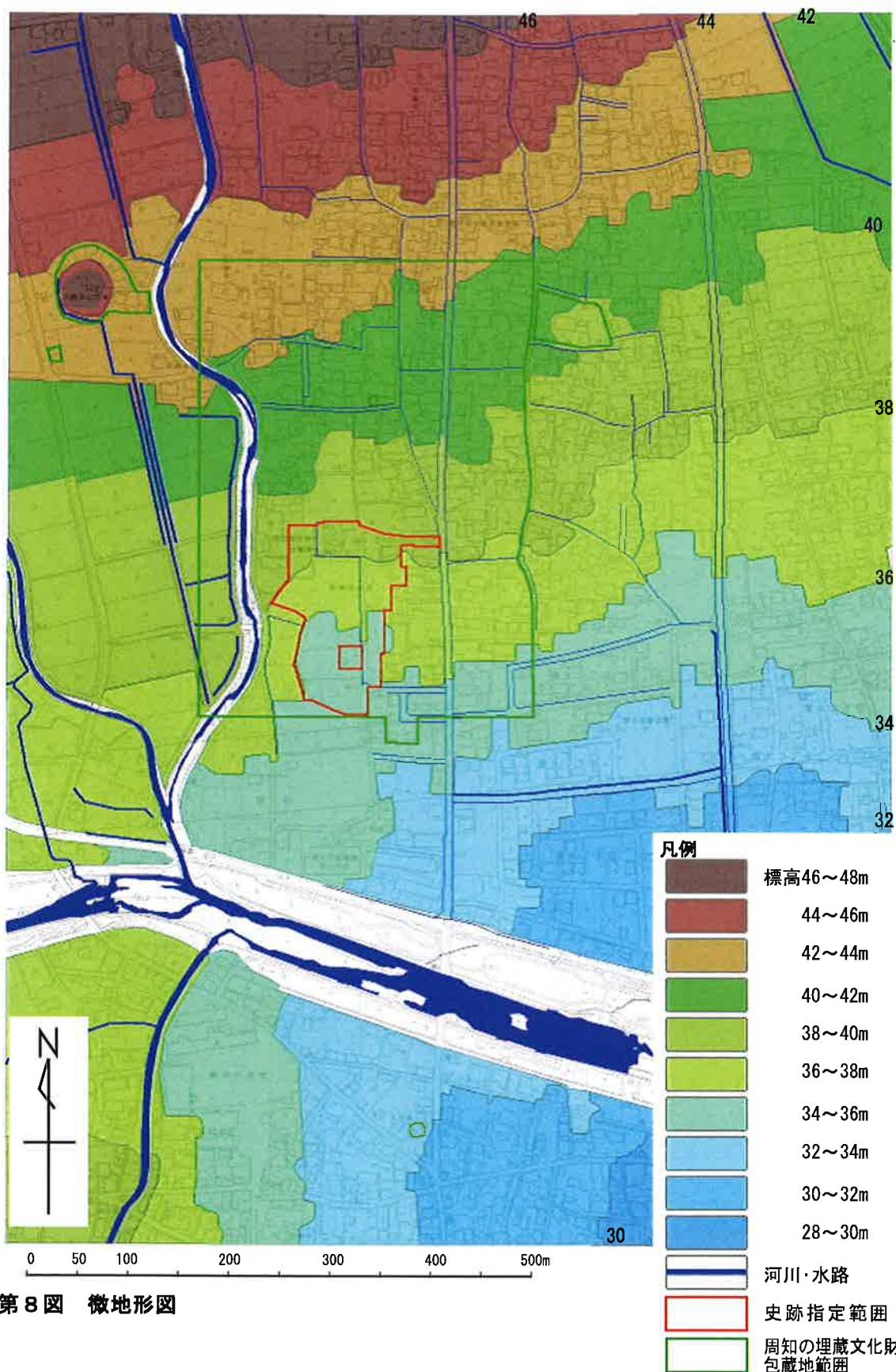
第6図 位置図

(2) 地勢

垂井町の北部から北西部にかけては、池田山塊（海拔600～900m）が連なり、南西部は南宮山塊（海拔200～400m）が横たわる。この両山塊にはさまれた西部では、相川に沿って狭隘な平地となり、関ヶ原方面へと続いている。中央部・東部・南東部の平野は、相川と支流河川により形成された扇状地である。



第7図 山脈・河川図 (『新修垂井町史通史編』より)



第8図 微地形図

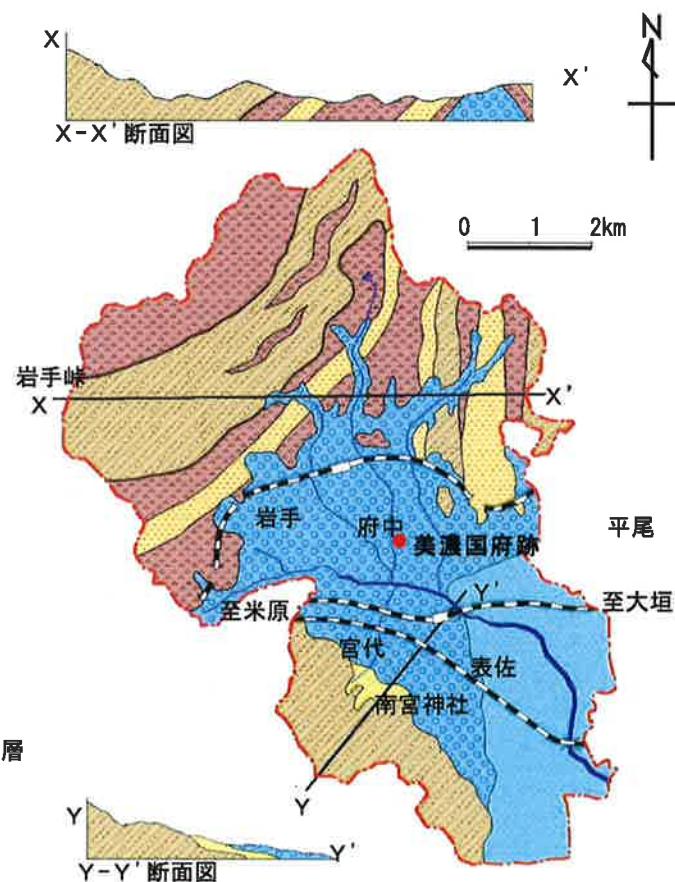
(3) 地質

西には伊吹山、北には岩手峠から不破の滝を経て金生山に連なる池田山塊が、南西部には南宮山塊がある。これらの山地は主として、砂岩・泥岩・チャート・緑色岩からなり、一部石灰岩レンズを挟んでいる。

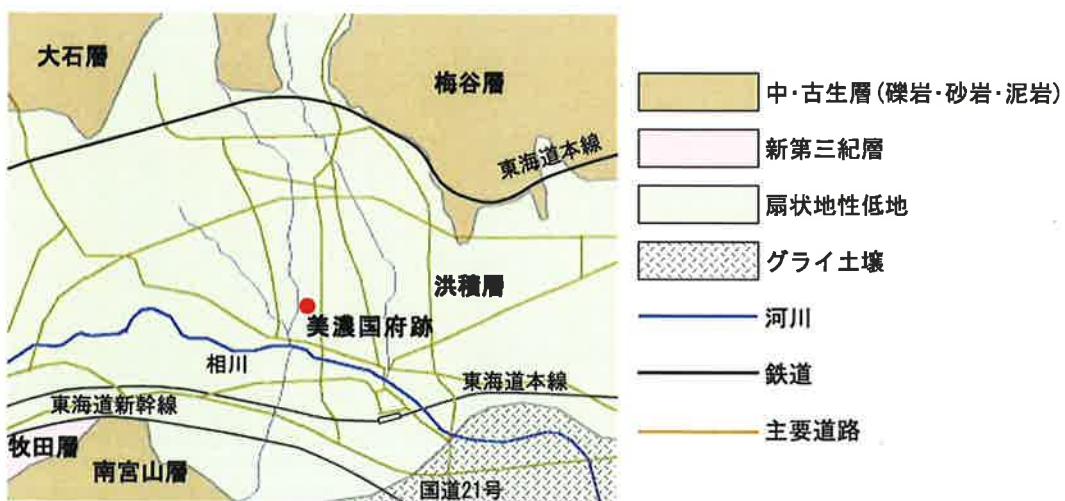
更新世の氷河期の到来で水位は低下し、大瀧川など相川支流には周辺の山地から砂礫が大量に流出し、相川複合扇状地を形成した。

美濃国府跡を含む府中地区は扇状地中央の集落であり、正殿が位置していた御旅神社西地区は集落の南にあたり、この付近の土層は第1層：表土・耕作土、第2層：灰褐色土、第3層：暗褐色土、第4層：黒色土、第5層：褐色土（地山）となってい。政庁南西付近では大瀧川の氾濫による削平をうけている。

- 砂・泥…沖積層
 - 砂・礫…洪積層
 - 粘土・砂・礫…第三紀層
 - 砂岩
 - 砂岩・泥質岩互層
 - 泥質岩
- 中・古生層



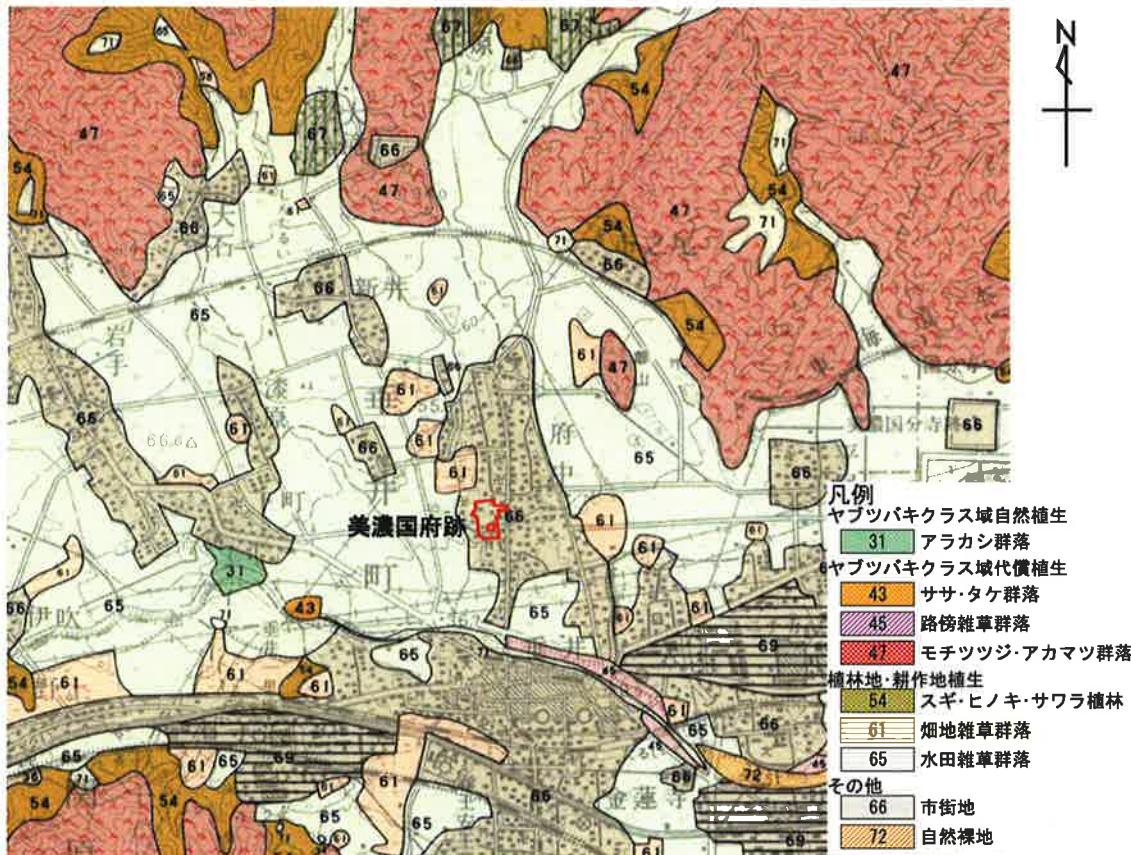
第9図 地質図 (『新修垂井町史通史編』より)



第10図 土質図 (『土地保全図(自然環境条件図)』より)

(4) 植生

垂井町の自然植生は、暖帯に属する常緑広葉樹林（暖帯性）に属し、美濃国府跡周辺地域の植生は、ヤブツバキクラス域（低地丘陵帶）が大部分で、美濃国府跡周辺の丘陵地はヤブツバキクラス域の代償植生であるモチツヅジ・アカマツ群落が優勢となっている。

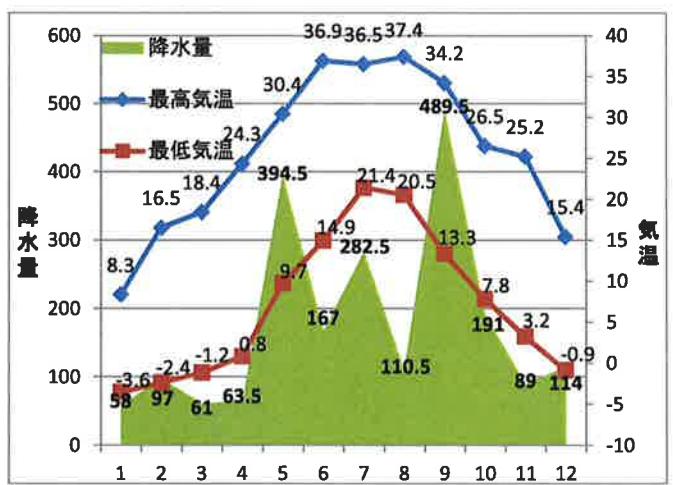


第11図 現存植生

(昭和57年：環境庁第2回自然環境保全基礎調査)

(5) 気候

垂井町の気候は太平洋岸式気候に属しているが、伊吹山系、鈴鹿山系に囲まれた地峡部のため、冬季は日本海岸式気候の影響を受けることが多い。冬型の気圧配置が強まると、強風「伊吹おろし」が吹き、雪になることが多く、豪雪地帯で知られた関ヶ原町に隣接しているので多分にその影響を受けている。夏季は気温が高く蒸し暑い日が多いが、日没後は山からの涼風により比較的過ごしやすい。



第12図 気象状況 (平成23年：東消防署調べ)

(6) 歴史的環境

1) 縄文時代

垂井町の縄文時代の遺跡は、府中地区の大滝野瀬遺跡、岩手地区の長尾遺跡、南宮山塊東部の南森下遺跡^{おぐろみ}、小黒見遺跡、朝倉山麓北斜面の朝倉遺跡、北野遺跡、日守遺跡など、縄文中期から晩期の遺跡が中心で、現在のところ、縄文草創期・早期・前期の遺跡は発見されていない。また、いずれの遺跡も発掘調査は行われておらず、採集遺物の研究が主である。

2) 弥生時代

弥生時代の遺跡として、日守遺跡、朝倉遺跡、境野遺跡などが知られるが、これらも発掘調査は行われていない。表佐地区でも土器や石器が出土しており、隣接地の大垣市十六地区では銅鐸が地下約3mのところで出土していることなどから、大きな農耕集団がこの付近に存在したと考えられる。

3) 古墳時代

垂井町内の古墳時代の集落跡については不明であるが、古墳は120基ほど分布している。4世紀後半に造営された親ヶ谷古墳^{おやがたに}は、全長85mの前方後円墳で、鍬形石や車輪石、石製合子など、石製品が多く出土している。親ヶ谷古墳がある平尾山には、古墳時代前期から中期の主要な古墳が分布している。5世紀前半には、帆立貝式円墳の忍勝寺山古墳が美濃国府跡の西接地に造営された。7世紀前半には、相川北岸に一辺25mの方墳である南大塚古墳が造営され、美濃地方で最大級の横穴式石室となっている。

また、旧不破郡にあたる隣接する大垣市域西部には全長150mの岐阜県最大の前方後円墳、昼飯大塚古墳をはじめとする多くの古墳が所在する。

4) 古代

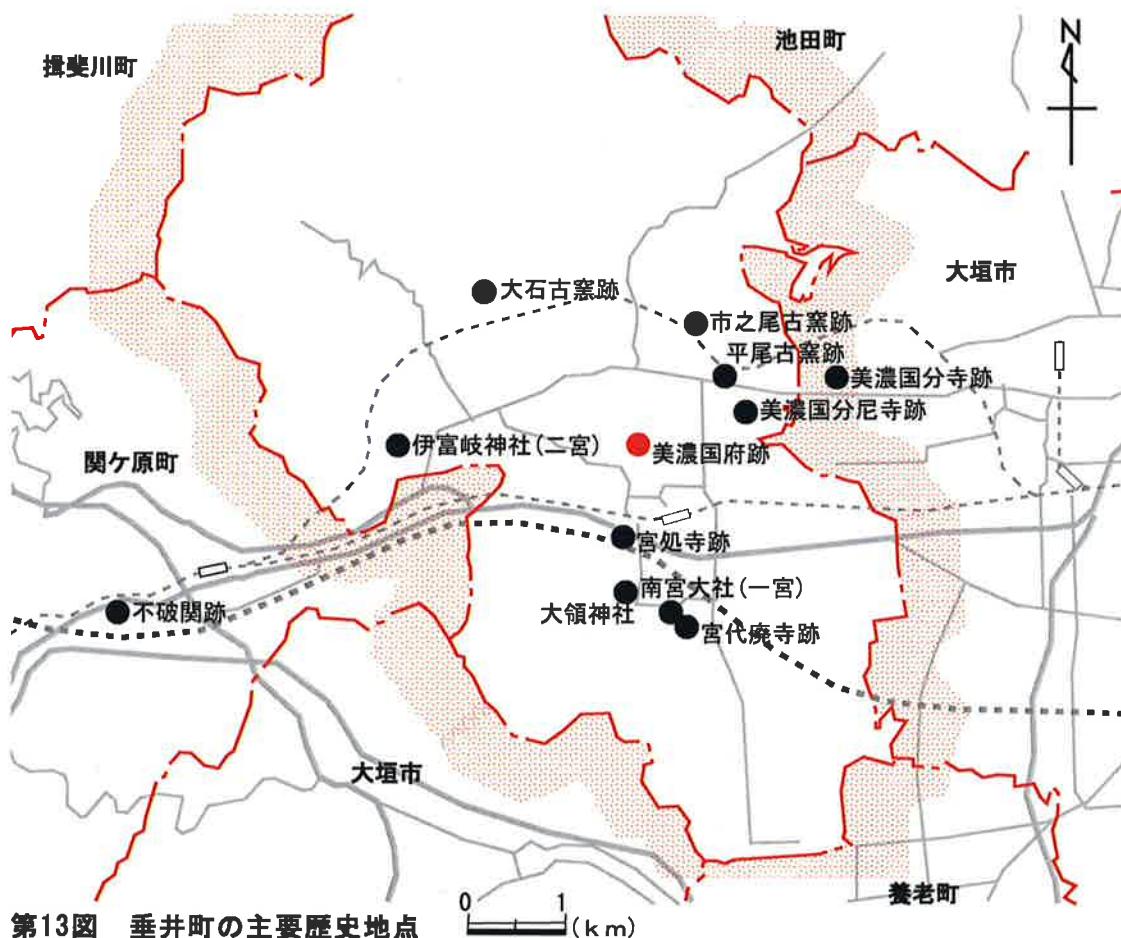
垂井町周辺が関係する古代の出来事として、壬申の乱（672年）があり、これを契機に美濃地域には諸豪族の寺院が造営される。旧不破郡内には白鳳期創建の宮代廃寺跡、宮廐寺跡、国分寺前身寺院など、県内でも最も古い段階の寺院が分布している。また、古代三門のひとつである不破関（関ヶ原町）が7世紀末頃に設置され、奈良時代中頃までにさらに整備されたと考えられている。

不破関跡の東には、美濃国府跡、美濃国分寺跡、美濃国分尼寺跡など、律令国家の地方官衙・寺院の中核をなす施設が立地している。加えて、美濃国府跡の南には仲山金山彦神社（現南宮大社）、西北には伊富岐神社、東南には不破郡大領・宮勝木実を祀る大領神社が立地する。

『日本書紀』齊明天皇6年（660）10月条に「今美濃國ノ不破片縣二郡ノ唐人等也」という記述があり、不破郡内には当時渡来人が居住していたと考えられる。渡来系の代表的な氏族には壬申の乱で活躍した宮勝木実の子孫と称する不破氏があげられる。また、『続日本紀』に登場する栗原氏や勝神社のある表佐に居住する日佐氏^{おさ}がおり、綾戸は漢氏に関わりのある地名といわれている。

『和名類聚抄』によると、不破郡には13郷が置かれたとされており、後の研究で次のように推定されている。

郷名	比定地	文献など
三桑郷	今須（関ヶ原町） 静里、久徳、中曾根、荒川、桧（大垣市）	『大日本地名辞書』 『濃飛両国通史』
山本郷	関ヶ原（関ヶ原町） 今須ないし山中付近（関ヶ原町）	『大日本地名辞書』 『濃飛両国通史』
野上郷	野上（関ヶ原町）	地名が残る。『大日本地名辞書』は垂井町岩手を含むとし、また『濃飛両国通史』は関ヶ原を含む地域とし、さらに『新修垂井町史』は垂井町宮代を含むとする。
高家郷	府中（垂井町） 玉（関ヶ原町）	『大日本地名辞書』 『濃飛両国通史』
藍川郷	垂井（垂井町）	諸書で垂井を比定しているが、『濃飛両国通史』は岩手を含む地域とする。
新居郷	宮代付近（垂井町）	南宮大社棟札などに新井郷とある。 石神遺跡出土木簡「新野見」
袁佐郷	表佐（垂井町）	袁佐が表佐の表記となったとする。 石神遺跡出土木簡「曰佐」
栗原郷	栗原（垂井町）	地名が残り、諸書も一致している。
荒崎郷	荒崎（大垣市）	『大日本地名辞書』『濃飛両国通史』
真野郷	青野（大垣市） 府中（垂井町）	『大日本地名辞書』 『濃飛両国通史』
有宝郷	福田、荒尾、牧野付近（大垣市）	『濃飛両国通史』『新修大垣市史』 一説に荒尾は有宝が訛ったとする。 石神遺跡出土木簡「汙富」
文部郷	綾野（大垣市） 綾戸（垂井町）	『大日本地名辞書』 『濃飛両国通史』
駅家郷	青墓（大垣市）	不破の駅家の推定地



5) 中世

中世においても、美濃国府は府中に所在していたと想定される。その一方で鎌倉時代に起こった承久の乱（1221年）では、幕府軍が野上・垂井両宿に陣営したとされる。南北朝期には、垂井の長屋氏のもとに北朝の後光厳天皇が行在している。また、結城合戦で捕らえられた関東管領の遺児春王・安王は、嘉吉元年（1441）垂井宿の金蓮寺で命を落とした。

このほか、室町時代になると垂井町北部の岩手地区では岩手氏が勢力を誇っていた。表佐地区には表佐湊があり、連歌師の飯尾宗祇が表佐千句を詠んだ千句の里が所在する。

美濃一宮（南神宮寺）は信仰を集め、北条政子が寄進したと伝わる鉄塔があり、元寇の際にには祈祷が行われた。

竹中氏は永禄元年（1558）岩手氏を滅ぼし、公郷（現大野町）から移ってきた。半兵衛重治の代には菩提山城を拠点としたが、息子の重門は後に陣屋を築いてそこを拠点とした。

なお、天正10年（1582）6月の織田信雄禁制に「南宮地下井戸中」と見え、初めて府中の地名が現れる。

6) 近世

関ヶ原の戦い（1600）においては現在の垂井町域も戦場になり、南宮神社をはじめ多くの村々が戦火に焼かれたとされる。

江戸時代にはいると、垂井町内は多数の領主により分割された地域となった。垂井町北部は、岩手氏に代わった竹中氏をはじめとする中小の旗本領や尾張藩などの入り組んだ支配地となり、南部はおもに幕府領となって、江戸後期には大垣藩預かり地となっている。

現在の町域の中ほどを中山道が通っており、垂井宿がおかげで、中山道と美濃路の分岐点として朝鮮通信使や琉球使節など特殊な通行のある重要な宿場となっていた。また、江戸中期には松尾芭蕉も訪れ、後には俳句文化が盛んとなつた。

近世の府中村は加藤氏、平岡氏、稻葉氏、尾張藩領、幕領など細分されていた。隣接する村としては、北に新井村、大滝村、敷原村、梅谷村、市之尾村があり、東に平尾村、西に岩手村、南に相川を挟んで垂井村があつた。

7) 近現代

明治初期には、現在の垂井町内には15の村が存在したが、明治22年以降の合併で昭和にはいるまでに垂井町と宮代村、表佐村、合原村、荒崎村、府中村、岩手村6つの村に合併した。これらの町村が、昭和29年に現在の垂井町へ合併した。

近世	明治30年（1897）	昭和29年（1954）
府中村	府中村	垂井町に合併
平尾村		
市之尾村		
梅谷村		
敷原村		
大滝村		
新井村		
垂井村	垂井町	
宮代村	宮代村	
表佐村	表佐村	
栗原村	合原村（栗原地区）	
綾戸村	荒崎村（綾戸地区）	
岩手村	岩手村	
大石村		
伊吹村		

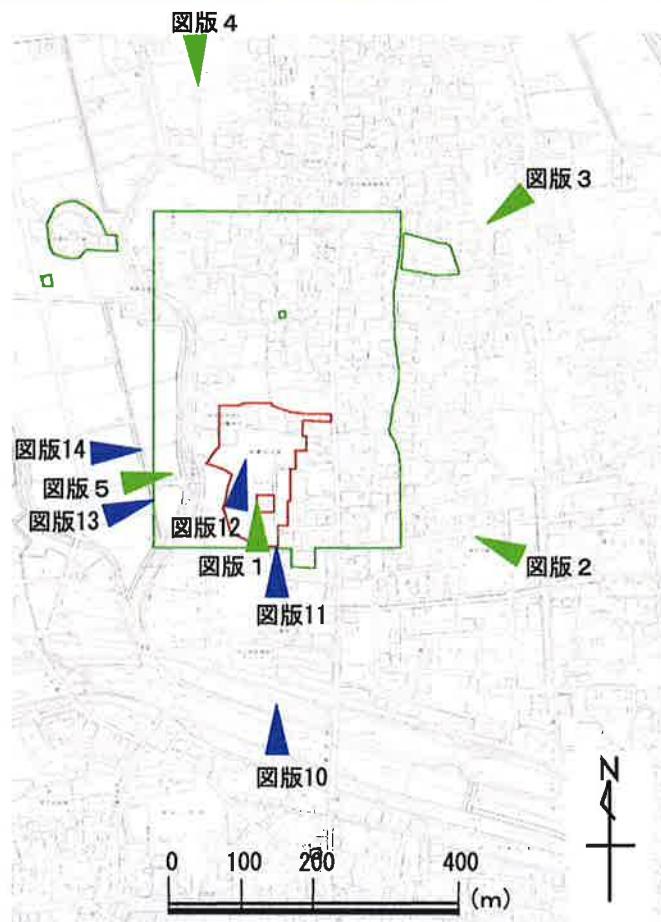
（7）産業

古代の産業として、紙の生産が挙げられる。正倉院に残る多数の文書は、各國産の紙が使われており、正倉院に現存する大宝2年（702）の御野国戸籍には美濃国産の紙が使用されたと推定される。垂井町垂井には紙屋明神を祀る紙屋塚があり、国府に付属する紙工房によってこの付近で垂井の豊富な泉水を利用し、紙が生産されていたと考えられている。

また、不破郡地域には、国府や国分寺、国分尼寺をはじめとして大規模な建物が多くあり、それらの建設に必要な瓦を焼くための窯業も挙げられる。実際に大石・市之尾・平尾には古窯跡が残っている。



図版 1
南方向から見た美濃国府跡
(周知の埋蔵文化財包蔵地)



凡 例

- 史跡指定範囲
(図版表示とも)
- 周知の
埋蔵文化財包蔵地範囲
- ▲ 航空写真撮影位置 (近景)
- ▲ 航空写真撮影位置 (遠景)



図版2

東南東方向から見た美濃国府跡指定地と伊富岐神社方面



図版3

北東方向から見た美濃国府跡指定地と不破関方面

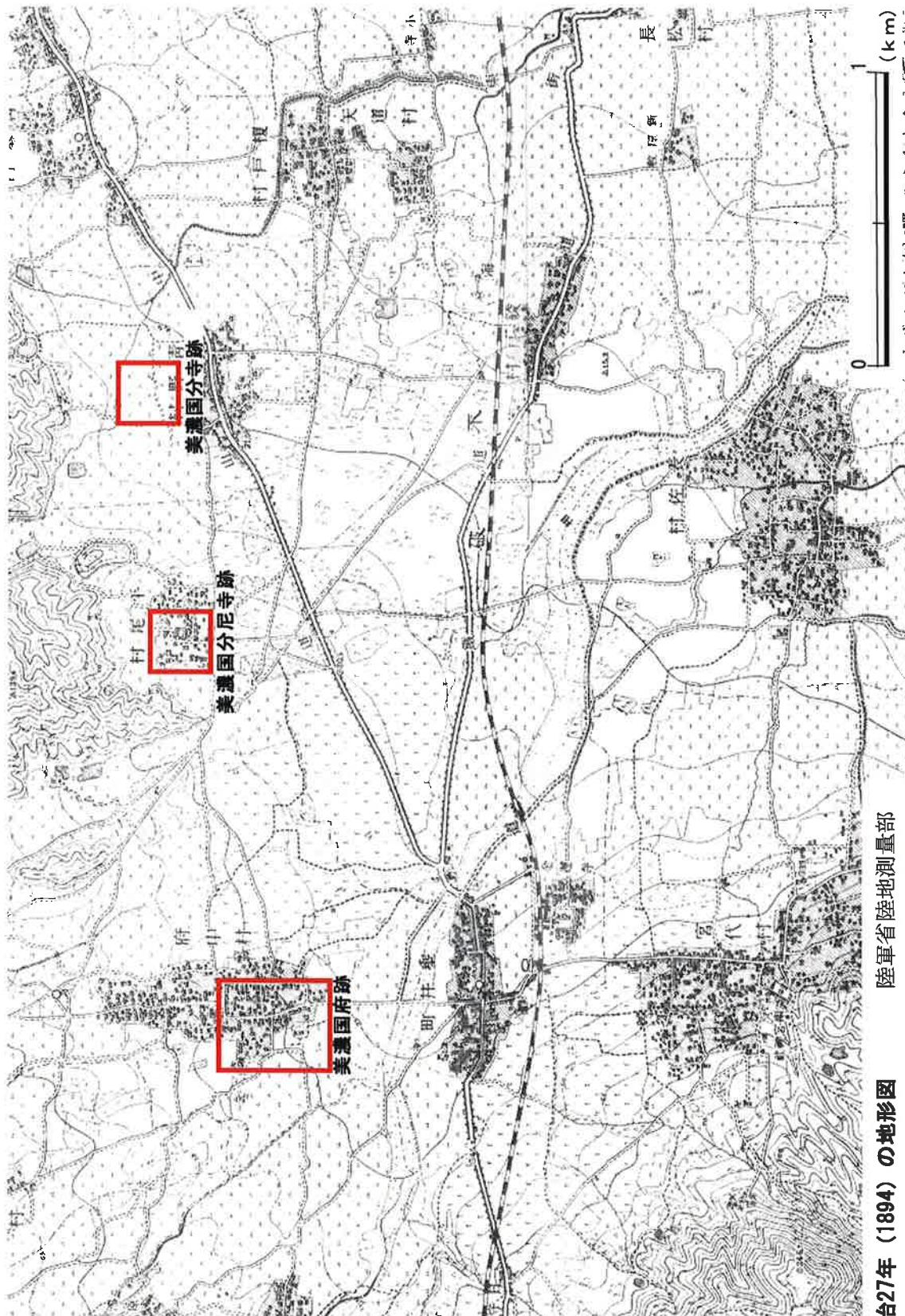


図版4
北方向から見た美濃国府跡指定地と南宮大社方面

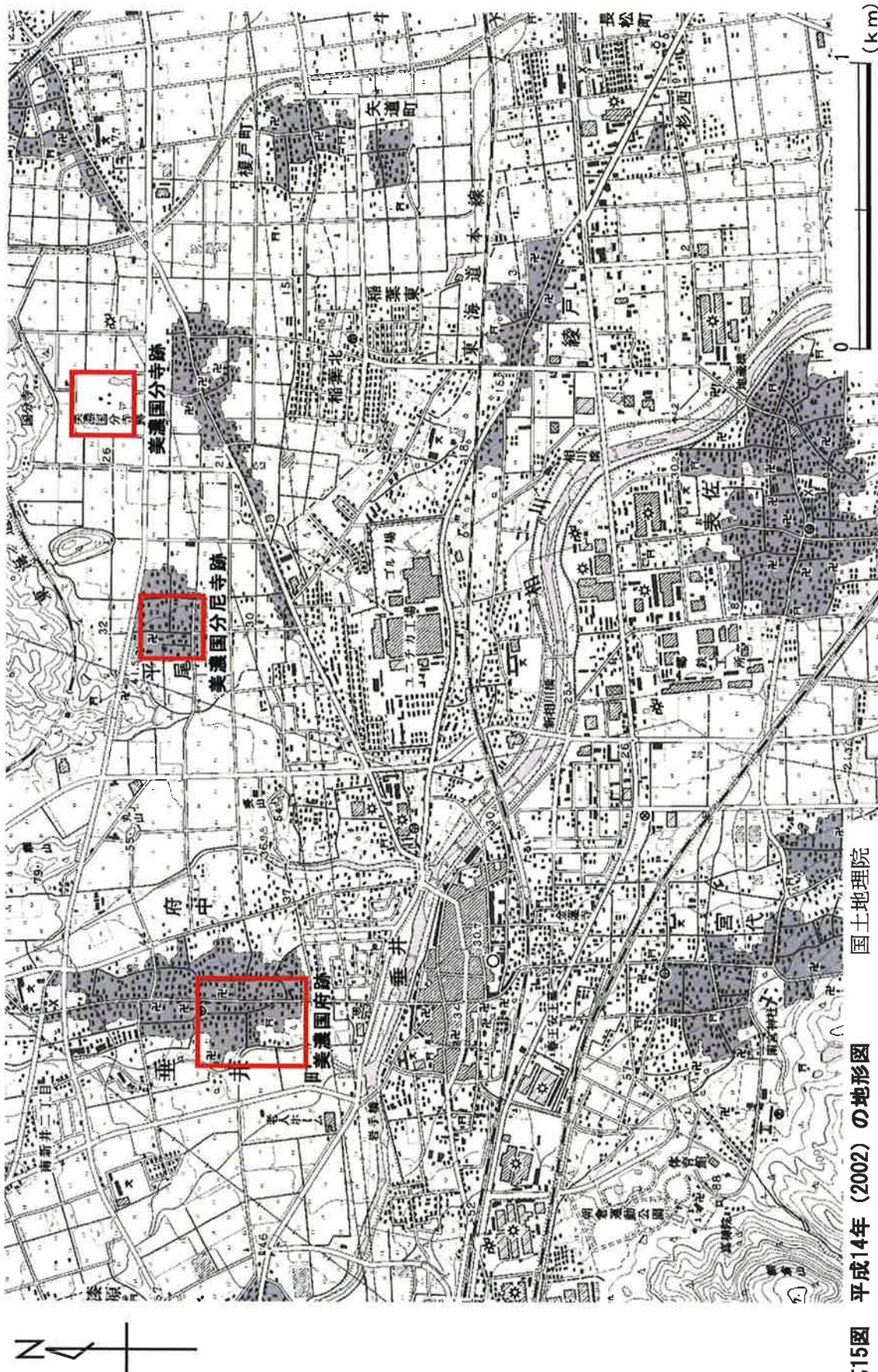


図版5
西南方向から見た美濃国府跡指定地と美濃国分寺跡、美濃国分尼寺跡方面

1
0 (km)



第14図 明治27年（1894）の地形図 陸軍省陸地測量部



第15図

平成14年(2002)の地形図 国土地理院

(8) 交通

美濃国府跡が所在する不破郡は、伊吹山系と鈴鹿山系に挟まれ、平地がくびれているため守りやすい地形であること、東国と畿内の中間地点であること、北陸や伊勢方面などにも街道が延びていることなどから、古くから交通の要衝であり、古代には東山道の不破駅、不破関が置かれた地域である。東山道は、古代の都から中部、関東、東北地方に向かう官道のひとつで、当時の東山道のルートとしては、不破関から野上、青野と進み、大野、方縣、各務、可児、土岐、大井、坂本を通っていたとされる。東山道以外では、相川を利用した水上ルートも古代から存在していたと考えられ、物流の盛んな地でもあった。その後、中世の段階では府中より下流にあたる表佐に湊があったことが知られており、この地域が水上交通の拠点でもあったことを示している。

近世には中山道の垂井宿が設けられた。垂井宿は中山道の宿駅であったが、脇往還の美濃路の起点でもあったため、西美濃の交通の要衝であった。垂井宿を通る街道は、将軍上洛の往復、姫君の輿入れ、大行列、朝鮮通信使などに利用された。人の行き来だけではなく、物資輸送も盛んに行われた。人力・馬力での輸送が中心で、荷車が普及するのは幕末になってからだった。江戸時代の交通関係遺跡として、現在も国指定史跡垂井一里塚や町指定天然記念物美濃路の松並木が残っている。

明治6年(1873)、中山道は国道一等道路となり、美濃路は国道二等道路となった。道幅は江戸時代から同じで約7m、美濃路の松並木や宿場の町並み保存などが図られた。

大正・昭和時代には、道路の県道への編入が増加し、昭和の高度経済成長期に伴い車社会が到来した。国道21号は昼間12時間交通量が昭和28年(1953)に265台であったが19年後の昭和47年(1972)には6,090台と飛躍的な増加となり、今日でも東日本と西日本を結ぶ大動脈で、町内では交通量の一番多い道路である。

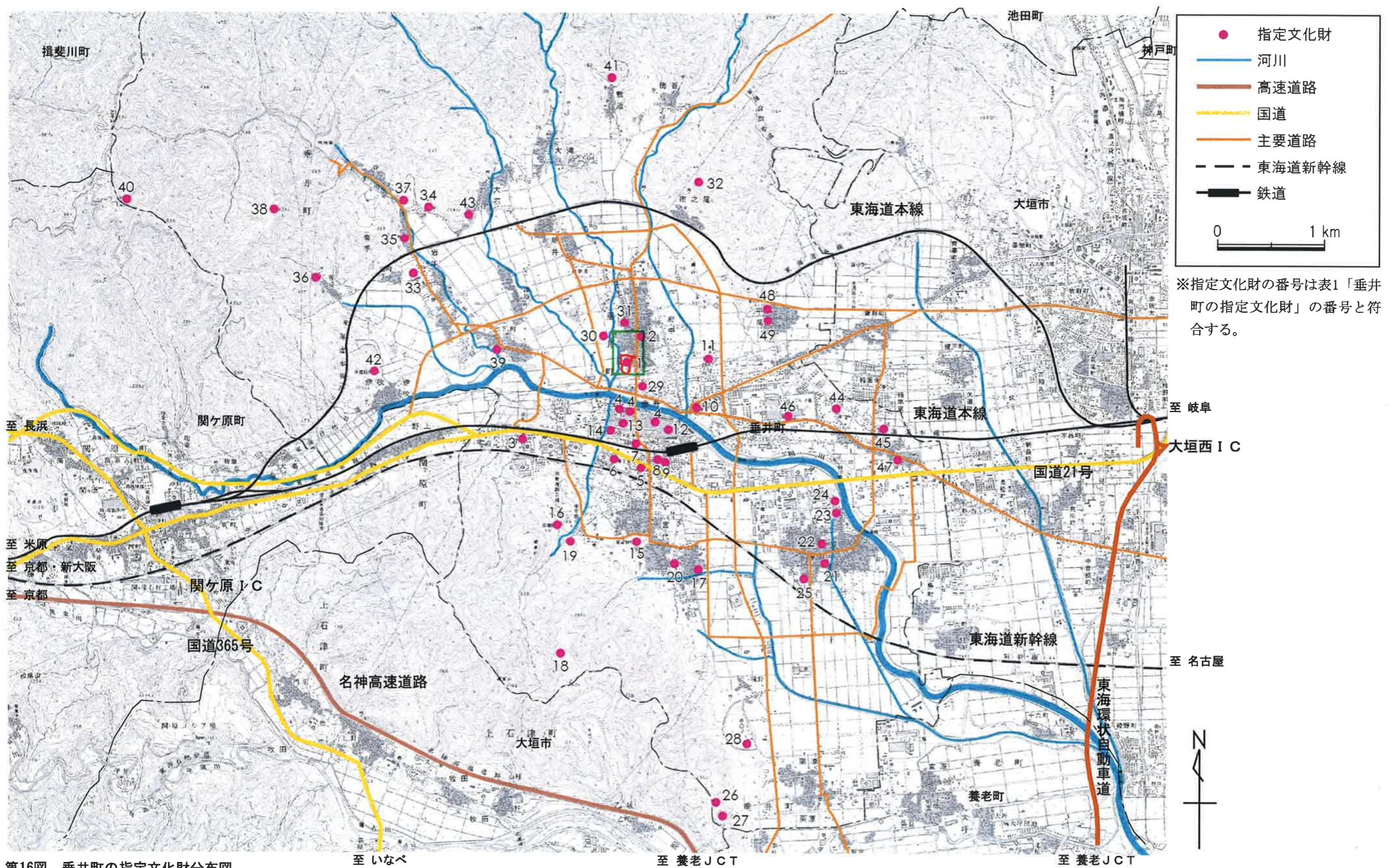
明治16年(1883)には、長浜一関ヶ原間の鉄道が開通し、翌年明治17年(1884)に関ヶ原一垂井一大垣間が開業した。明治22年(1889)には東海道本線全線新橋一神戸間が開通し、その後の日清・日露戦争の際に鉄道は兵員等の輸送に大きな役割を果たした。また、東海道線下りの垂井・関ヶ原間は急勾配となっており、当初は補助機関車を必要とする区間となっていたため、昭和19年(1944)に東海道線下り迂回路が設けられ、昭和39年(1964)には東海道新幹線が垂井町内に敷設された。

(9) 文化財

垂井町の指定文化財（国・県・町指定）は以下のとおりである。

表1 垂井町の指定文化財

	指定種別 区分 種別	名称		指定種別 区分 種別	名称
1	国 史跡	美濃国府跡	17	県 史跡	宮代廃寺跡
2	町 史跡	美濃国府跡伝承地	18	県 史跡	南宮神社経塚群 附出土品一括
3	国 史跡	垂井一里塚	19	県 天然記念物	モリアオガエル群生地
4	県 有形民俗 町 無形民俗 町 無形民俗	垂井祭曳軸 垂井曳軸祭子供歌舞伎 垂井祭ばやし	20	町 史跡	不破惟益の墓
5	県 史跡	宮処寺跡	21	県 無形民俗	表佐太鼓踊
6	県 史跡	春王・安王の墓	22	町 史跡	千句の里
7	県 史跡 県 天然記念物 町 史跡	垂井の泉 垂井の大樺 泗水庵跡	23	町 史跡	勝宮古墳
8	町 建造物	宝筐印塔	24	町 史跡	松井永貞の墓
9	町 彫刻	春王安王木像 附春王安王児靈像縁起写、略縁	25	町 天然記念物	表佐ハリヨ生息地 湯壺池
10	町 史跡	垂井追分道標	26	県 天然記念物	栗原連理のサカキ
11	町 史跡	喪山古墳	27	町 史跡	栗原九十九坊跡
12	町 史跡	紙屋塚	28	町 史跡	栗原古墳壹号墳及び弐号墳
13	町 史跡	作り木塚と芭蕉翁木像	29	町 建造物	民安寺の石燈籠
14	町 史跡 町 天然記念物	長屋氏屋敷の跡 長屋氏屋敷跡ツバキ	30	町 史跡	忍勝寺山古墳
15	国 建造物 国 工芸品 国 工芸品 国 工芸品 県 工芸品	南宮神社 附棟札、造営文書 鉢 無銘 太刀 銘「康光」 太刀 銘「三条」 刀劍 七口 劍 無銘 太刀 銘「元真」 太刀 銘「吉則」 刀 銘「兼元」 刀 銘「正國」 刀 銘「正國」 刀 銘「岩捲信貞」	31	町 天然記念物	スズカケソウ
16	県 工芸品 町 工芸品 町 古文書 国 無形民俗 町 工芸品	紅糸中白威胴丸 太刀 銘「藤原永貞」 南宮神社神事芸能諸資料 南宮神社の神事芸能 神輿 附剣鉢三対	32	町 史跡	親ヶ谷古墳
	国 建造物 国 工芸品 県 建造物 県 彫刻 県 工芸品 町 建造物 町 絵画 町 彫刻 町 彫刻 町 彫刻 町 典籍	真禅院 梵鐘 鐘樓 木造薬師如来立像 鐵塔 觀音堂 絹本胎蔵界曼荼羅図 木造不動明王立像 二童子像 十二天像 木造十一面千手觀音坐像 大般若波羅蜜多經巻	33	県 史跡	竹中氏陣屋跡
			34	町 建造物 町 建造物	宝筐印塔 五輪塔
			35	町 建造物 町 絵画	禪幢寺本堂 竹中半兵衛重治像
			36	町 工芸品	菩提寺鰐口
			37	町 典籍	岩崎神社棟札
			38	町 史跡	菩提山城跡
			39	町 天然記念物	岩手のヤマモモ
			40	町 天然記念物	杖立明神逆杉御神木
			41	町 彫刻 町 彫刻	木造不動明王立像 木造十一面觀音立像
			42	県 天然記念物 町 工芸品 町 典籍 町 古文書	伊富岐神社の大杉 伊富岐神社経塚遺物 伊富岐神社棟札 伊富岐神社古絵図
			43	町 史跡	大石窯跡
			44	町 史跡	綾戸古墳
			45	町 史跡	しょうげん(将監)塚 付、古文書・古絵図各一幅
			46	町 天然記念物	美濃路の松並木
			47	町 彫刻	木像阿弥陀如来坐像
			48	町 建造物 町 天然記念物	願證寺建物 願證寺菩提樹
			49	町 史跡	美濃国分尼寺跡推定地



第16図 垂井町の指定文化財分布図

第2章 史跡美濃国府跡の概要

第1節 美濃国府の歴史

(1) 古代の美濃国府

美濃国は壬申の乱で重要な役割を果たした国である。このため、この乱以降、現在の関ヶ原町に不破関が置かれ軍事的な要地となった。不破関は東山道に置かれた関所で、都で発生した非常事態が、東国へ波及する事を防ぐために設置され、東海道の鈴鹿関(伊勢国)、北陸道の愛發関(越前国)とともに「三関」と呼称され重要視された。天平12年(740)の聖武天皇の美濃行幸では、「国城ヲ巡観」したことが『続日本紀』にみえ、これは、不破関を主とした美濃国の防衛設備を見回ったと解釈できる。天平宝字元年(757)の橘奈良麻呂の変や天平宝字8年(764)の恵美押勝の乱でも反乱者側に不破関を確保する計画があり、軍事的に東国へつながる美濃国が重要であったことを示している。

『延喜式』では美濃国は大・上・中・小の等級において上国と位置づけられている。

大宝律令成立期には美濃守に石川朝臣小者が任命され、文武天皇の大嘗会では美濃は主基の国としての役割を果たした。また、大宝2年(702)の持統太上天皇の東国行幸でも行宮を造営させ、その任を果たした。

慶雲3年(706)笠朝臣麻呂が美濃の国守となり、養老3年(719)には、按察使制の創置で美濃国守として尾張、三河、信濃の三カ国を管下に置く責任者となっている。笠朝臣麻呂はおよそ14年間の長きにわたって美濃国守に在任し、和銅6年(711)に吉蘇路の開鑿をしている。奈良時代の美濃国府を窺い知ることのできる文献資料は、『続日本紀』の天平17年(745)4月甲寅条に美濃で大地震があり、国府の櫓・館・正倉などが倒壊したという記事のみである。

漢詩人として著名な島田忠臣(号は田達音)は元慶7年(883)春に、美濃介として美濃に赴任した。『田氏家集』には美濃国府において詠まれた漢詩も収められている。

9世紀後半から10世紀にかけて国司制度が変容し、国司は受領化する。また、国司の遙化や国司として赴任しながらも常駐せず、必要時にのみ下向する場合が多くなると、国衙における行政事務は、国衙に常任する官人の手に移り、これらを在庁官人とよんだ。このような変化に応じて、国司の重要な儀礼・国務の場が政庁から国司館へと移行していった。諸国府の政庁が、出土遺物の年代観から見て、ほとんど10世紀代前半のうちに機能を終えてしまうが、美濃国府も発掘調査により政庁は10世紀半ばまでに廃絶したものと考えられている。

(2) 中世の美濃国府

中世の段階における美濃国府をうかがう資料は見つかっていない。律令制度に基づく国司制度は、平安時代の半ばで大きく変化していくが、荘園制度が展開していく中で、律令時代における国司の支配体制を受け継ぐ国衙領が成立した。美濃国では、元永2年(1119)に院の分国になったことが『中右記』に出てくる。鎌倉時代中頃の寛元、宝治頃まで、院の分国として存在していたようであるが、鎌倉期以降国司の活動は資料の上でも次第に見られなくなり、在地土豪の領主化が進展して、国衙機構が衰退していったと考えられる。

(3) 史跡美濃国府跡の価値

美濃国は、現時点では奈良県石神遺跡出土の乙丑年(665)の紀年をもつ木簡に「三野国」(美濃国の国名表記は、三野国→御野国→美濃国と変遷している)とあるのが最も古い確実な史料であり、この時期には後の国司の前身にあたる官司が存在したと考えられるが、拠点とした遺跡は確認されていない。発掘調査で確認された美濃国府政庁は8世紀前半に創設され、2度の建て替えを経て10世紀中頃に廃絶しており、この間ここを中心とした一帯に美濃国府があった。

美濃国府は、美濃国司が常駐して美濃国の統治を行った施設で、美濃国の政治・経済・文化の中心として一般的な国府と同様の役割を果たしていたが、一方で、「律令三関」と呼称される律令国家にとって重要な三関(伊勢国鈴鹿関・美濃国不破関・越前国愛發関)のうちの一つ、不破関を管轄する「関国」の国府として全国でも三箇所しかない特殊な役割を持っていた。

「律令三関」、特に不破関は畿内にある都と東国を結ぶ幹線上にあり、軍事・警察上の機能を持つ重要な施設であった。その重要性から、当時の国家統治の基本法である「令」をはじめとする法令や、また『続日本紀』等の正史等に規定・記事が多く記載されている。それらから不破関を含めた三関は、中央での非常事態に備え、その変動が地方(特に東国)へ波及するのを防止することを最大の目的として設置されたものと考えられている。このため、三関国の国司は、関の守固と防備設備を整えることが役割として課せられていた。不破関は、発掘調査等から、関ヶ原町大字松尾に所在し、確認できる遺構・遺物は8世紀からのものであり、その頃に整備されたと考えられている。美濃国府との関係で言うと、国府がこの地に置かれた大きな理由として不破関の位置が関係していたと考えられる。国府設置以前から、現在の垂井町周辺は交通の要衝であり、国史跡昼飯大塚古墳(大垣市)に見るよう大きな政治勢力が存在し古くから開発された、美濃においても重要な地区であったが、やはり不破関を所管する役割を考えたとき、関から遠からず、かつ交通の要衝で古くから発展したこの地が選ばれたものと思われる。

10世紀頃の国司制の変貌(受領化)は、国府にも大きな影響を与え、多くの国で国府が衰退し、国府の全国的な調査結果によても10世紀後半以降に機能が失われることが確認されている。その後、受領の館である国司館が国府の機能を果たしたが、受領が赴任しない国では自代や在庁官人の居宅・居館がその役割を果たした可能性が考えられる。

美濃国府跡においても同様で、10世紀中頃には8世紀以来の政庁は廃絶している。しかし、その後も13世紀初頭頃まで、一般集落とは異なる何らかの勢力を持った存在の活動が判明しており、また古くは鎌倉時代中頃に国府政庁跡を保存する目的で寺をつくり、のちに安立寺となったとする伝承や、少なくとも近世には政庁跡に御旅神社が創建されるなど、ここに国府があつたことによると考えられる遺跡や由緒を持つ施設が確認できる。

美濃国府跡は、これまでの発掘調査によって、御旅神社及びその南側に政庁が、その東側に区画を伴う曹司群(東方官衙地区と呼称している)、政庁北側には性格はまだ不明であるが何らかの施設、政庁南側には南に延びる朱雀路と呼称する道路跡が見つかり、中枢部分の様相が明らかになりつつあるが、国司館・厨・正倉院等の諸施設は確認されていない。今後、周辺において、未発見の国府関連諸施設が発見されることは疑いない。

美濃国府跡の保存活動であるが、古くは鎌倉時代中頃の安立寺建立の伝承があるが、現代においては、昭和27年(1952)から「府中郷土史研究会」などにより美濃国府跡の研究が行われ、今後も保存活動が期待できる。このように現代においても、地域により大切に保護されている。

以上のような歴史的経緯や遺跡の状況から、美濃国府跡の価値は、次の五点に要約できる。

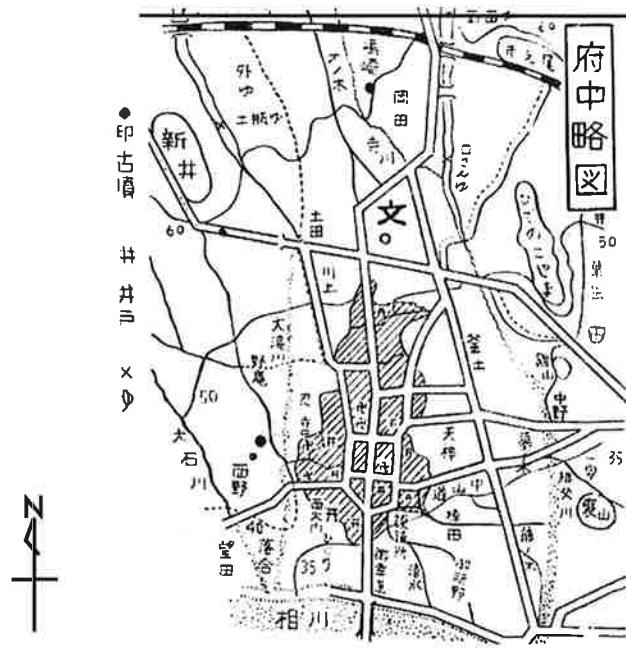
- 一 古代美濃国の政治・経済・文化の中心である国府の遺跡であり、古代の美濃国の歴史を知るうえで重要。
- 二 美濃国は三関国のひとつという重要な役割を担った国であり、律令体制を考えるうえで重要。
- 三 正殿、脇殿など主要な施設の規模・配置や東方官衙、朱雀路など国府周辺の構造が判明しており、8世紀中頃から10世紀中頃の国府を知るうえで重要。
- 四 国府の機能が失われた後も、国府があったことによって形成された、国府廃絶後の遺跡や寺社等があり、国府の変遷と地域を考えるうえで重要。
- 五 地域で研究が行われ、守られてきた史跡であり、文化財保護の在り方を考えるうえで重要。

第2節 調査の経過

(1) 府中村郷土史研究会の取組み

昭和27年4月、府中村史編纂を前提とした郷土史を研究する目的で、山口正、橘純孝両氏を発起人として府中村郷土史研究会が発足し、約10年の間に研究会30回、座談会11回、旧家の訪問10数回、実地調査6回、機関誌発行29回、講演会2回、展示会1回を行った。会が行った国府に関する研究で、府中地区に残る字名や、井戸の配置、古い瓦の出土などから、美濃国府が安立寺周辺にあったと推定している。そうした成果により昭和32年、ここが美濃国府跡として町指定史跡となった。会は活動の中心であった山口正氏の急逝により停止したが、発刊されていた会報誌が昭和53年に編集され『府中村のあゆみ』として刊行された。

なお、昭和50年代には、府中地区の有志による垂井町府中地区郷土史研究会が遺物の分布調査や地名調査を行い、調査の成果を垂井町文化財保護協会機関誌『垂井の文化財1979』で発表している。

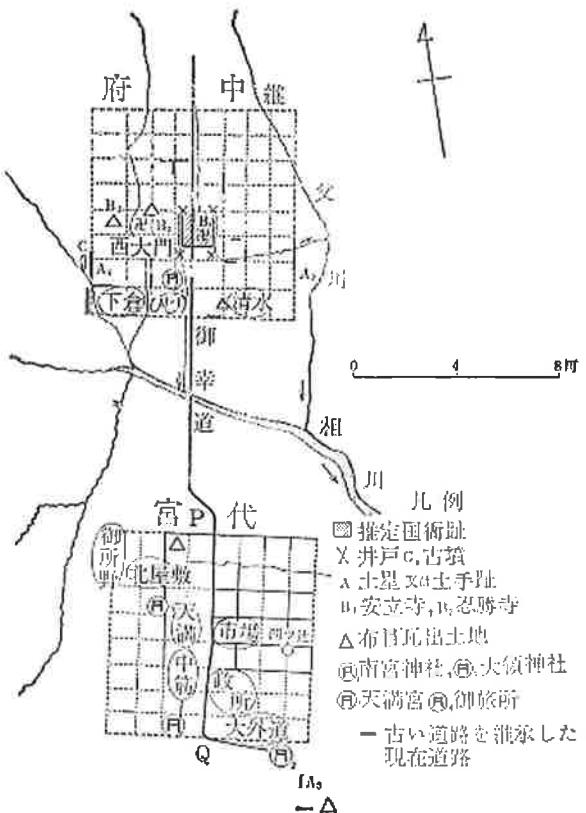


第17図 府中概略図

府中村郷土史研究会『府中村のあゆみ』より

(2) 歴史地理分野からの研究

美濃國府の存在については、平安時代に編纂された『和名類聚抄』に不破郡にあったとの注記が見られ、不破郡垂井町に「府中」という地名が残ることなどから、垂井町府中に美濃國府があったと考えられてきた。昭和32年、府中村郷土史研究会の見解に基づき安立寺が美濃國府跡として町指定史跡となり、それを足がかりに昭和30~40年代には、歴史地理学者の藤岡謙二郎や水野時二らによって、安立寺を中心とした方八町の国府域が想定された。すなわち、藤岡・水野とも「御幸道」を国府の中心南北道路と考え、東西に4町ずつの国府域を想定した(藤岡は約10°東偏するとし、水野は正方位とする)。水野の想定案は、藤岡に比べ、約半町分南にずれている。なお、第19図中「大井ノ井」は「犬井ノ井」、「御饌井」は「御饌井」の誤植である。



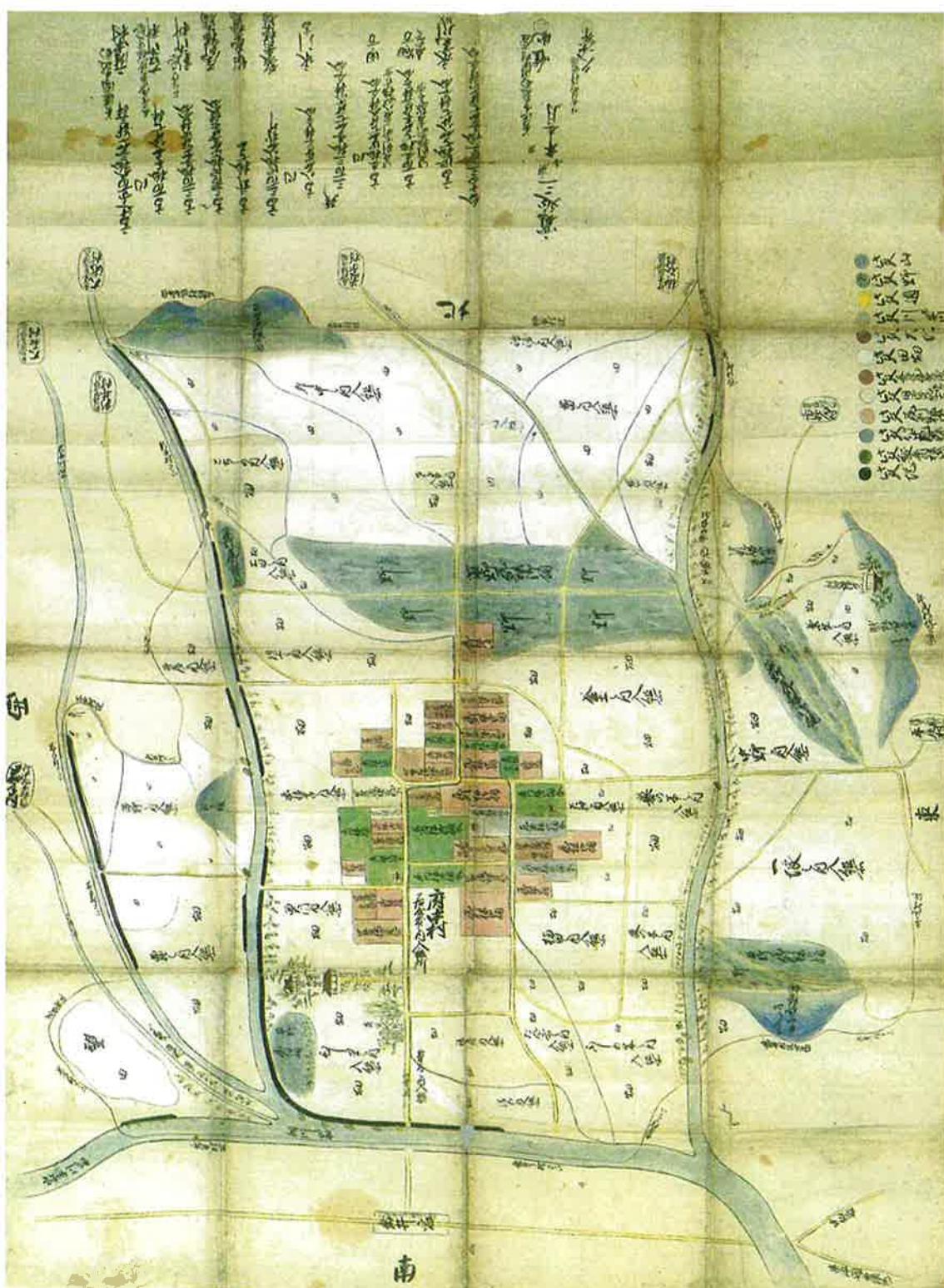
第18図 国府域想定図

藤岡謙二郎『日本歴史地理序説』より



第19図 美濃国府域想定図

水野時二『条里制の歴史地理学的研究』より



第20図 府中村絵図（寛延3年/1750）

（戸倉倉造氏所蔵）

現在の小字名

外中（とちゅう）江戸時代中期の「外中・土田・川上」を合わせて明治初年にこの小字名になった。現在の村の北、外中山（昔は「才ノ木山」といった）を含む一帯をいう。また、「途中」にある山から転じて語呂が同じであるのでこのようになったのか。また、外中山には忍勝寺が建立されていたといわれている。

才ノ木（さいのき）江戸時代中期の「才ノ木・釜土」を合わせて明治初年にこの小字名になった。集落の東で梅谷川まで南北に長い地域。

才ノ木は「塞の木」であって、疫病・悪霊の侵入を塞ぐ神（道祖神）を屋敷や村境に祀りその周りに植えられた木で、豆科の木で幹にトゲがあり「サイカチ」といわれる。才ノ木は塞の木に語源を発するものだといわれる（「美濃民俗」・村上圭三）。

岡田（おかだ）江戸時代中期の「岡田・中野・四手之岡」を合わせて明治初年にこの小字名があった。梅谷川の東で葉生まで北は釜土に接している。一説に敷原の岡田氏の所領であったからその名をとって名付けられたという。この地域に堂塚（胴塚ともいう）古墳がある。ほ場整備のときこの古墳の直ぐ北の地下に石畳のようなものが出土したといわれている。

葉生（はぶ）江戸時代中期の「葉生・一塚」を合わせて明治初年にこの小字名になった。北は市之尾に、南は垂井に、東は平尾に接している、今は主に水田地域であるが旧来は畠と原野が殆どであった、語源については分かっていないが、いろいろな草木や雑草が生い茂っている原野の地であったからか。山麓に氏神・白髭神社が祀られていたが、昭和年代に御旅神社の境内地に遷座された。

清水（しみず）江戸時代中期の「清水・談義所・藤の木・楠田・天神・墓の木」を合わせて明治初年にこの小字名になった。南は相川に接し、才ノ木の南および屋敷の南・西の地域。土地区画整理で南部地域は相川までの区域が住宅地になり、清水1丁目・2丁目・3丁目と地名変更された、語源としては相川の伏流水が湧き出る清水があったからと思われる。

野庵（のあん）江戸時代中期の「野庵・西野・望田・西大門・聖」を合わせて明治初年にこの小字名になった。村の西一帯の地域で新井および岩手川に接し、東は大滝川に沿っている。新井にもこの地名があり、何時かの時代に庵寺が在ったのでこのような地名が生まれたのではないかと思料される。小さな古墳（こがね塚など）が残っている。

屋敷（やしき）江戸時代中期の「居屋敷・忍勝寺口」を合わせて明治初年にこの小字名になった。村の中央で従来から住宅地となっている地域をいう。

釜土（かまつち）江戸時代中期の「釜土・嶋崎」を合わせて明治初年にこの小字名になった。従来は字「岡田」の地域であったが、ほ場整理の際分割され古い地名が甦った。岡田の北で梅谷川の西、寺川の間、梅谷の「流」までの地域。

丸山（まるやま）現在の河合製瓦の西一帯をいい、小さな円い山があるところからこの名がある。

嶋崎（しまざき）字岡田にある地名。寺川の左岸で梅谷に近い地域をいう。

土田（つもだ）村の西で大滝川の左岸、新井に通ずる道路の北一帯の地域で現在の新井橋付近の地域。

川上（かわかみ）土田の南の地域で新井に通ずる道路の北。

西野（にしの）村の西で大滝川・大石川の中間地域で相川の合流地点まで、忍勝寺山古墳（ねり塚）がある。

望田（こんでん）大石川の西で、落合の西にあたる地域。こんでん墾田の当字か、字体が似てい

るので書き写しの際に間違ったのか分からない。

忍勝寺口（にんしょうじぐち）忍勝寺の西で、大滝川までの地域。忍勝寺の寺域に入る道筋という意味で名付けられたのか。

西大門（にしだいもん）忍勝寺の南でやや東寄りの地域。民安寺へ通ずる西からの山門があったといわれ、夕方その大扉を閉める音が四囲に響いたという。

聖（ひじり）御旅神社の南の地域であり近くに「沓の宮」「御沓宮」といわれる地名がある。

談義所（だんぎしょ）府中の集落の南一帯で南は清水に接している。一説に仕置場のあった場所といわれている。

藤の木（ふじのき）梅谷川の西で垂井に近い地域。藤の木の巨木が茂っていたのではないか。

楠田（くすだ）集落の東南の地域。

墓の木（はかのき）村の東で梅谷川の西。現在の字才の木の南端にあたる地域。現在の府中の墓地がある付近。この墓地との関係がありそうな地名。

天神（てんじん）村の東で「堀の内」の東あたりの地域。この地内に天神さんがお祀りされていたのではないか。寛延年間の古地図に社のようなものが描かれている。

中野（なかの）梅谷川の東で葉生地内で、離山の南の小さな山の南にあたる地域。現在の瓦工場の西あたりの地域。

一塚（いちづか）喪山〔送葬山〕の北で、中野の南。東は平尾に接している。この辺りに昭和初期まで塚が在つたといわれている。

四手之岡（しでのおか）村の東にある小高い山のこと、市之尾の字離山の峰を境にして西側、通常村人は「しでのこやま：死出の小山」と呼んでいる。

外中・岡田・葉生・釜土・才ノ木・清水・野庵・居屋敷（現在の字名になっている）

通常使われている地名

御館（おやかた）安立寺を中心とした三、四町歩は古来から御館または「御屋敷」とよばれ国府正門から正庁への正面道路があったといわれている。この地域に国府の護り神である館守神社が鎮座している（現在は他の場所へ遷座されている）。

腰切（こしぎり）梅谷川に架かっている平尾橋のすぐ下にあった井堰は腰切堰といわれていた。そのあたり一帯をいう。

送葬山（そうぞうやま）美濃の喪山をいい、字葉生の南端にあり南半分は垂井分である。古事記・日本書紀などにある喪山とも推測されており、現在垂井町の文化財に指定されている。

西瀬古・北瀬古・南瀬古・東瀬古・中瀬古（にしせこ・きたせこ・みなみせこ・ひがしせこ・なかせこ）村を南北・東西に分けてそれぞれ地域を区分した。瀬古は集落を区分する便宜上の呼び名。

御饌井（みたらし）安立寺の南東にある古来からの井戸で、国府の飲料水用井戸で後に南宮神社御旅所の泉水にしたものといわれている。また一説に弘法大師が掘られた井戸だといい、長い干天にも渴れることがないといわれている、異説には「ウガヤフキアエズノミコト」が産湯を使われたところともいわれる伝承がある。

藤太夫屋敷（とうだゆうやしき）館守神社付近の地域をいう。

御所野（ごしょの）一本松のあったところで垂井の追分と府中の中間地点をいう。後光厳院の仮御所のあったところといわれている。

落合（おちあい）大滝川・大石川が落合い相川に注ぐ三角地帶。

下の倉（しものくら）御旅神社の南あたり。国府の倉庫があった所。

一本松（いっぽんまつ）大きな松の木があったという。御所野の地域。

極楽橋（ごくらくばし）極楽寺へ行く梅谷川の橋。

（『新輯 府中村の歩み』より）

（3）発掘調査の実施

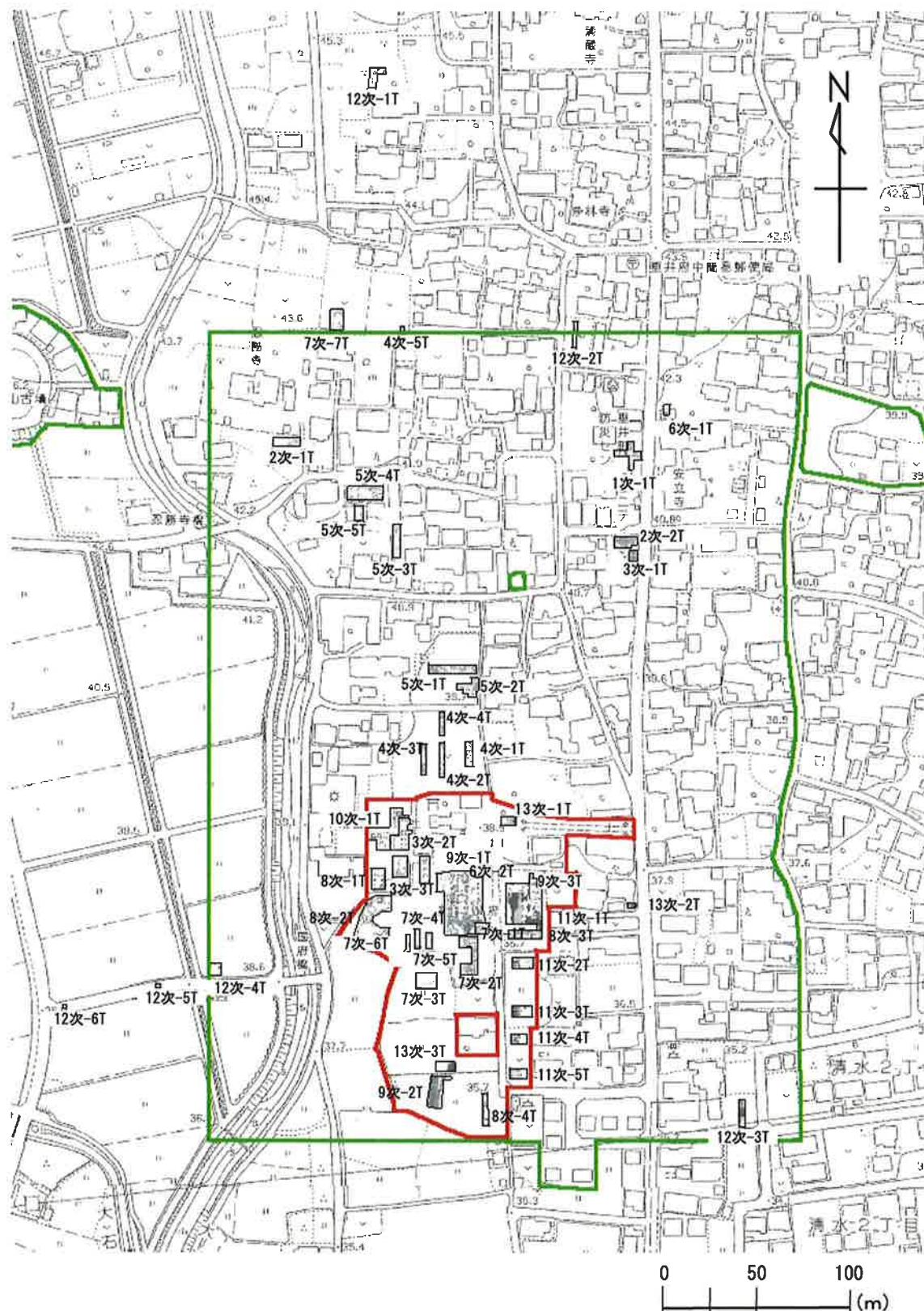
1) 発掘調査の経過

発掘調査は三重大学の協力により、平成3年から平成15年までの13次にわたり垂井町教育委員会が実施した。政庁を構成する正殿、脇殿、区画塀が見つかり、付属建物の官衙地区、鍛冶炉跡、朱雀路の溝なども確認され、国府の様相が明らかになった。

表2 発掘調査の概要

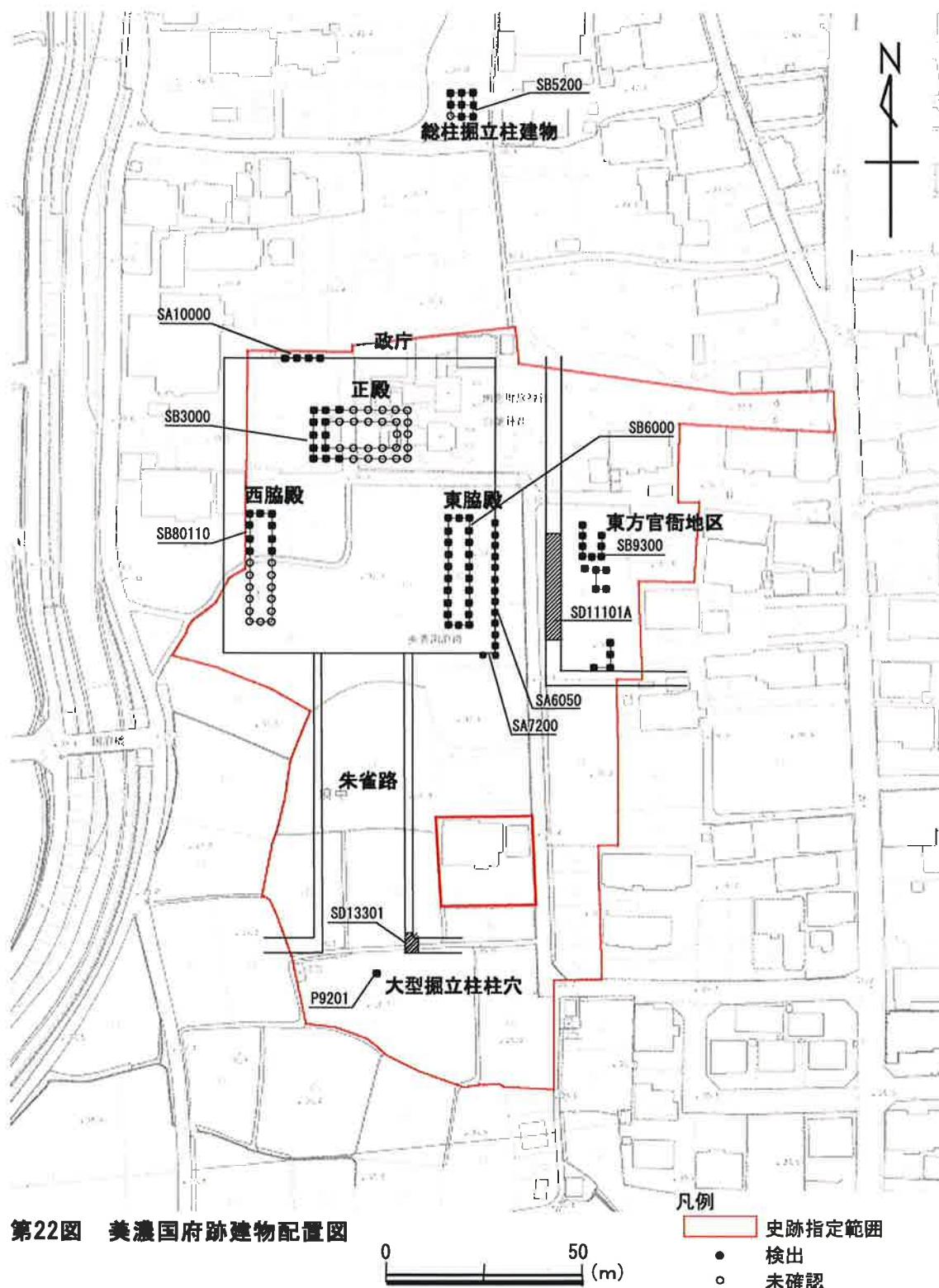
調査	調査期間	調査場所	調査面積	調査概要(遺構・遺物)
第1次 調査	平成3年8月5日 ～8月28日	安立寺西	80m ²	掘立柱建物跡、綠釉陶器片
第2次 調査	平成4年8月3日 ～9月6日	安立寺南西	130m ²	複数の時代の建物跡、炉床、鉄滓
		忍勝寺南	55m ²	遺構無し
第3次 調査	平成5年8月2日 ～9月7日	御旅神社西	360m ²	正殿西庇部分、竪穴住居
		安立寺南西	48m ²	竪穴状遺構、墨書き土器
第4次 調査	平成6年8月1日 ～9月6日	御旅神社北	344m ²	遺構無し、軒瓦
		忍勝寺東	8m ²	土壘状遺構断ち割り
第5次 調査	平成7年8月1日 ～9月11日	御旅神社北	188m ²	総柱掘立柱建物
		忍勝寺南東	256m ²	柵列
第6次 調査	平成8年7月29日 ～9月8日	御旅神社南	782m ²	東脇殿、政庁東面区画塀
		安立寺北	21m ²	国府関連遺構無し
第7次 調査	平成9年7月29日 ～9月16日	御旅神社南	351m ²	政庁区画塀東南角、南門等は攢乱
		忍勝寺北東	57m ²	国府関連遺構無し
第8次 調査	平成10年7月27日 ～9月16日	御旅神社南	598m ²	西脇殿(南側は攢乱)、政庁東隣に掘立柱建物(東方官衙)、「政所」墨書き土器
		御旅神社南	368m ²	前殿無し、幢竿支柱遺構?、掘立柱建物、「駿河麻呂」墨書き土器
第10次 調査	平成12年7月17日 ～12月2日	御旅神社西	270m ²	政庁北区画塀、土馬、「厨」等墨書き土器
		御旅神社南	700m ²	掘立柱建物(東方官衙)、東方官衙区画溝
第12次 調査	平成14年7月1日 ～11月12日	浄林寺北西	49m ²	遺構無し(想定国府域北)
		浄林寺南	49m ²	遺構無し(想定国府域北限)
		御旅神社南東	42m ²	遺構無し、遺物多数(想定国府域南限)
		大滝川西	44m ²	攢乱のため遺構不明(想定国府域西限)
第13次 調査	平成15年9月24日 ～11月13日	御旅神社東	50m ²	遺構無し
		御旅神社南東	12m ²	遺構無し
		御旅神社南	50m ²	朱雀路

以上、13次に渡る発掘調査については、『美濃国府跡発掘調査報告Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ』の中で詳しく記述されている。



第21図 美濃国府跡発掘調査位置図

(『美濃国府跡発掘調査報告Ⅲ本文編』より)



第22図 美濃国府跡建物配置図

0 50 (m)

■ 史跡指定範囲
● 検出
○ 未確認

2) 発掘調査の成果

発掘調査により、美濃国府は8世紀前半から10世紀中頃まで機能していたことが判明した。国府成立前の7世紀後半の遺構として、竪穴状建物跡が3基確認されている。国府政庁区域内にあり、国府が設置される前の建物と考えられる。

8世紀前半には、正殿や東西脇殿などの主要建物が建てられ、掘立柱塀で区画された政庁が形成される。正殿は2間(6.6m)×5間(18m)の身舎^{もや}(118.8m²)で、東西南北全ての面に庇^{ひさし}がつく建物である。正殿の南面には、東西に脇殿が配され、「品」字型の配置になっていた。脇殿は、2間(5.4m)×9間(27m)の145.8m²で、南北に長かった。政庁内建物は、2度の建て替えが確認されており、最初は掘立柱建物、1度目の建て替えは同じ掘立柱建物で、2度目の建て替えは礎石建物となっている。2回とも位置を大きく変えることなく、ほぼ同じ位置を踏襲する形で建て替えが行われた。政庁内から一定の瓦の出土が見られることから、瓦葺きの建物が存在したと考えられている。他の国府に比べて上国^{じょうこく}(国の等級)であることからすると規模が小さく、前殿、後殿などの施設を持たないなどの相違点が見られる。政庁の北では、倉庫と推定される総柱掘立柱建物(2間以上×2間以上)1棟が確認されている。政庁の東では、掘立柱建物2棟と区画溝と思われる幅3mほどの溝が見つかった。遺物が多いため、国府の実務を担った曹司があつたと考えられ、東方官衙地区と呼称している。政庁の南正面には、南北道路の朱雀路がつくられ、政庁南辺より72m南の地点で東側溝が東に曲がることから、東西道路へ接続していたと想定される。朱雀路の南端には大型の掘立柱柱穴^{ばん}が1個あり、儀式の際に幡^{ぼん}を掲げた幢竿^{とうかんじょう}状の施設ではないかと考えられている。

10世紀中頃には、政庁の北辺を区切る掘立柱塀を壊す形で、鍛冶関連遺構がつくられた。政庁内に鍛冶工房が営まれることは考えにくく、10世紀中頃にはすでに国府政庁としての機能は失われていたと考えられる。ただし、10世紀～13世紀初頭にかけて、周辺では幅3mの大溝や銅製品を含む鍛冶工房がつくられていることなどから、国府廃絶後も一般集落とは異なる、比較的大きな勢力の存在が推定される。

出土した遺物は、7世紀後半から中世、近世にかけてのもので、8世紀後半～9世紀の遺物が中心となる。中でも、8世紀末～9世紀初頭の遺物出土量が多いため、美濃国府がもっとも盛んに活動していた時期だと考えられる。出土する須恵器は、地元の美濃須衛^{みのすえ}(岐阜市～各務原市の窯)産の食膳具がほとんどである。軒瓦は、平城宮跡や不破関跡と同系統の軒丸瓦(6282系)と、軒平瓦(6721系)が出土しており、互いの関連が注目される。その他、国府の役人が使用したとされる石帯や、祭祀に用いられたとされる土馬など、当時の生活を推測できる遺物が出土している。

図版6



1 政庁・正殿

美濃国府跡発掘調査報告Ⅱ
第3次CE区-2T



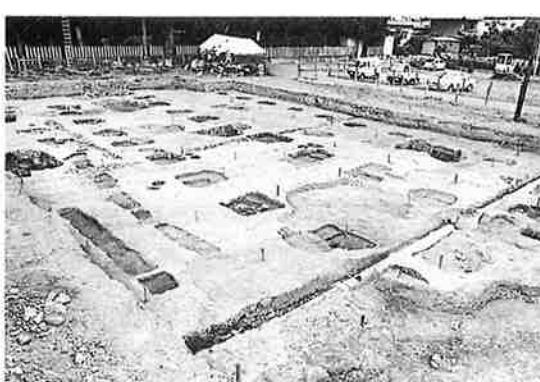
2 政庁北辺・掘立柱塀

美濃国府跡発掘調査報告Ⅲ
第10次CE区-1T



3 政庁・西脇殿

美濃国府跡発掘調査報告Ⅲ
第8次CE区-1T



4 政庁・東脇殿

美濃国府跡発掘調査報告Ⅱ
第6次CE区-2T



5 東方官衙・掘立柱建物

美濃国府跡発掘調査報告Ⅲ
第9次BD区-3T



6 政庁・区画塀

美濃国府跡発掘調査報告Ⅱ
第7次BE区-6T

図版 7



7 倉庫・縦柱掘立柱建物

美濃国府跡発掘調査報告 II
第5次C E区-2 T



8 朱雀路路面・東側溝

美濃国府跡発掘調査報告 III
第13次B E区-3 T



9 大型掘立柱柱穴

美濃国府跡発掘調査報告 III
第9次B E区-2 T



10 鋳冶遺構

美濃国府跡発掘調査報告 I
第2次C D区



11 北辺土壘

美濃国府跡発掘調査報告 II
第4次D E区



12 出土遺物

墨書き土器

(4) 全国における国府研究の動向

国府は、中央から派遣された国司の統治拠点であり、国内における政治・経済・文化の中心として、また中央と地方の接点として機能した。かつては都城の縮小版のような方八町の国府域が想定されてきたが、全国各地で実施されている国府の遺跡の発掘調査等により、現在、国府の構造は以下のように理解されている。

国府は、政庁(国庁)を中心に、国内統治の多様な機能を担う各種施設が、一定の広がりを持つ領域の範囲内に散在しながら密集するという状況にあったと考えられる。国司の職務は、政治・経済・文化全般にわたるため、様々な施設が置かれたが、主に以下のようなものがあった。

政庁(国庁)	政務・儀式・饗宴などの場で、国府の中心施設。
曹司群	国府に所属する様々な役所の実務庁舎で行政の場(官衙)。
国司館	中央から派遣された国司(守・介・掾・目)の居住空間。儀礼の場、国司の経済活動文化的な機能も果たした。
正倉院	税物を収蔵・保管する倉庫群。
厨(国厨・国府厨)	国府に所属する官人の給食を担当する施設。
生産遺跡	製鉄・造瓦・土器生産・繊維生産・漆生産・製塩など、国府維持のための施設。
居住区	国府に所属する官人等の住居域。
市場	国府交易の拠点。
駅家・国府津	陸上・水上交通の拠点施設。
総社・印鑰社・一宮・祭祀場	神祇祭祀に関わる施設。一宮は平安時代中期以降、総社・印鑰社は平安時代後期以降に置かれた。
国分寺・尼寺	8世紀半ば以降に造営された。
軍團・烽・城郭	軍事施設。

このほか、都から地方を結ぶ七道の駅路(美濃国の場合東山道)、国府と管下の郡役所(郡家)などを結ぶ伝路が、交通の結節点として国府周辺に集中した。これらの諸施設は、何らかの規制に基づいて配置された可能性が考えられる。遺跡としては、居住区を中心とした街区が方格地割の中に展開する国府(伊勢国府など)が確認されている。

『和名類聚抄』などの古辞書類によると全国に68ヶ国に国府が所在したと想定される。このうち、現在までに発掘調査が行われた遺跡のうち、国府の実態が明らかとなった17の遺跡が国指定史跡となっている。

表3 国史跡指定を受けた国府の概要

名称等	所在地	指定年月日	概 要
多賀城跡 (陸奥国府)	宮城県多賀城市市川ほか	大正11年10月12日	政庁、南北大路・東西大路を基準とする方格地割等
城輪柵跡 (出羽国府)	山形県酒田市城輪ほか	昭和7年4月25日	築地塀による外郭、築地等に囲まれた政庁
周防国衙跡	山口県防府市国衙ほか	昭和12年6月15日	方八町の国府域を推定し、中央北寄りに方二町の政庁域を設定、その後の調査で府域外にも官衙遺構を検出
秋田城跡 (出羽国府)	秋田県秋田市寺内	昭和14年9月7日	政庁域、外郭施設を確認、木簡、漆紙文書出土
出雲国府跡	島根県松江市大草町ほか	昭和46年12月13日	奈良時代の掘立柱建物を確認し、政庁後殿の位置が推定され、意宇郡衙、意宇軍團に関連する木簡が出土
近江国府跡	滋賀県大津市大江ほか	昭和48年3月15日	外郭と築地による内郭の二重構造、政庁、大型倉庫群などが明らかにされる
因幡国府跡	鳥取県鳥取市国府町	昭和53年7月21日	平安時代初期の因幡政庁跡、「仁和2年仮文」の墨書をもつ題籤など出土
下野国府跡	栃木県栃木市田村町	昭和57年10月12日	8世紀前半から10世紀前葉にかけての政庁跡、国司館、10世紀以降の大型建物
伯耆国府跡	鳥取県倉吉市国府ほか	昭和60年5月14日	外郭と内郭の二重構造、8世紀後半から10世紀初頭の政庁跡
肥前国府跡	佐賀県佐賀市栄町	平成元年9月22日	政庁や政庁周辺で大型建物や倉庫群、南大路を確認
筑後国府跡	福岡県久留米市合川町	平成8年3月26日	官衙跡が4ヶ所でみつかり、4時期にわたって3遷する様相が明らかにされる
伊勢国府跡	三重県鈴鹿市広瀬町	平成14年3月19日	政庁、国司館などと推定される関連施設2ヶ所
日向国府跡	宮崎県西都市大字右松	平成17年7月14日	政庁の建物や築地が判明し、「国厨」墨書土器など出土
美濃国府跡	岐阜県不破郡垂井町府中	平成18年1月26日	政 庁、区画塙、南北道路の側溝、檼竿状施設、東方官衙地区
武藏国府跡	東京都府中市府中ほか	平成21年7月23日	中心部の遺構配置がほぼ判明し、遺構変遷が把握できる
伊賀国府跡	三重県伊賀市坂之下国町ほか	平成21年7月23日	8世紀末から11世紀にかけての政庁跡
常陸国府跡	茨城県石岡市総社	平成22年8月6日	7世紀から11世紀にかけての政庁跡

このほかにも、三河、豊前、肥後などでも政庁の構造が確認されている。

第3節 史跡指定にいたる経過と指定地の範囲

(1) 史跡指定にいたる経過

美濃国府跡の保存は、昭和29年（1954）の府中村郷土史研究会による研究により、安立寺周辺を美濃国府跡推定地とされたことを出発点とし、それにより、昭和32年安立寺周辺が町史跡として指定された。その後、地理学的観点や、地域住民による分布調査で安立寺付近を中心に、国府域の調査が実施されたが、平成3年（1991）からはじまった発掘調査において、美濃国府跡の中心施設である政庁が御旅神社付近に所在することが明らかになった。平成15年まで行われた発掘調査では、政庁城、東方官衙、朱雀路などが確認され、これらを含む範囲が平成18年1月26日に国史跡として指定を受けた。なお、以前に美濃国府跡として町指定を受けていた安立寺付近は、平成19年に美濃国府跡伝承地として再指定されている。

表4 史跡指定にいたる経緯

昭和29年度(1954)	府中村郷土史研究会が『府中村のあゆみ』第7号にて美濃国府に関する座談会の内容を掲載。安立寺周辺を国府推定地とする。
昭和32年度(1957)	安立寺周辺を町史跡に指定。
昭和37年度(1962)	歴史地理学者・藤岡謙二郎が安立寺を中心とする方八町の国府域を想定。
昭和46年度(1971)	水野時二が藤岡説よりやや南に国府域を修正した想定図を発表。
昭和53・54年度 (1978・1979)	府中地区郷土史研究会が破片分布調査・地名調査を実施。
昭和55年度(1980)	垂井町教育委員会が調査主体で、府中地区郷土史研究会の協力を得て、推定国府域東限にあたる土塁の断ち割り調査を実施。
平成3年度(1991)	垂井町教育委員会主体で三重大学の協力を得て発掘調査を実施(第1次)。
平成4年度(1992)	国庫補助対象事業の認定を受け、引き続き発掘調査実施(第2次)。
平成5年度(1993)	第3次調査。南宮御旅神社の西を調査、正殿跡を検出。
平成6年度(1994)	第4次調査。政庁跡の北を調査。
平成7年度(1995)	第5次調査。政庁跡の北を調査。総柱掘立柱建物跡1棟を検出。
平成8年度(1996)	第6次調査。東脇殿跡、政庁東面区画塀跡を検出。
平成9年度(1997)	第7次調査。政庁区画塀跡の東南角を検出。
平成10年度(1998)	第8次調査。西脇殿跡を検出。政庁東にも官衙域が広がることを確認。美濃国府跡調査整備検討委員会発足。
平成11年度(1999)	第9次調査。政庁南で大形掘立柱柱穴、官衙地区で掘立柱建物を検出。
平成12年度(2000)	第10次調査。政庁廃絶時期が10世紀中頃と判明。政庁北辺区画塀検出。
平成13年度(2001)	第11次調査。東方官衙区画限とみられる南北溝や掘立柱建物1棟を確認。
平成14年度(2002)	第12次調査。推定国府域の北・南限周辺を調査。
平成15年度(2003)	第13次調査。政庁南にのびる朱雀路の東側溝を確認。
平成16年度(2004)	『美濃国府跡発掘調査報告Ⅲ』刊行。
平成17年度(2005)	平成17年7月7日、国史跡指定の申請。 平成18年1月26日、国史跡に指定。
平成19年度(2007)	安立寺を町指定「美濃国府跡伝承地」として再指定。

(2) 指定説明とその範囲

1) 名称：美濃国府跡

2) 所在地：岐阜県不破郡垂井町府中

(史跡指定面積は15,906.38m²、民有地面積は15,193.38m²で95%を占める。)

3) 指定基準：二. 国郡庁跡

4) 指定説明

美濃国府跡は濃尾平野の西端の岐阜県垂井町に所在し、東西を川に挟まれた微高地上に位置する古代の官衙遺跡である。この地域は、東西約2.5キロメートルの範囲に美濃国分寺跡、美濃国分尼寺跡も所在する古代美濃国の中心地であり、古代交通の要衝であった不破関等多数の遺跡も分布し、南方約2キロメートルには美濃国一宮の南宮大社が所在している。

美濃国府の所在地は、藤岡謙二郎が、江戸時代後期の古地図の小字名や遺物の散布状況、地割などから、垂井町府中の一角に想定していた。平成3年度から垂井町教育委員会が確認のための発掘調査を継続的に実施し、藤岡謙二郎の想定地では鍛冶関係遺構を検出した。平成5年度にはその約180メートル南方の南宮御旅神社周辺の調査で、四面廂付東西棟と考えられる建物の西端部分を検出し、3期の変遷があることを確認した。その後、周辺の調査で東西の脇殿等を検出したことによって、先に検出した東西棟建物が正殿で、この場所が美濃国府の国庁であると考えられることとなった。

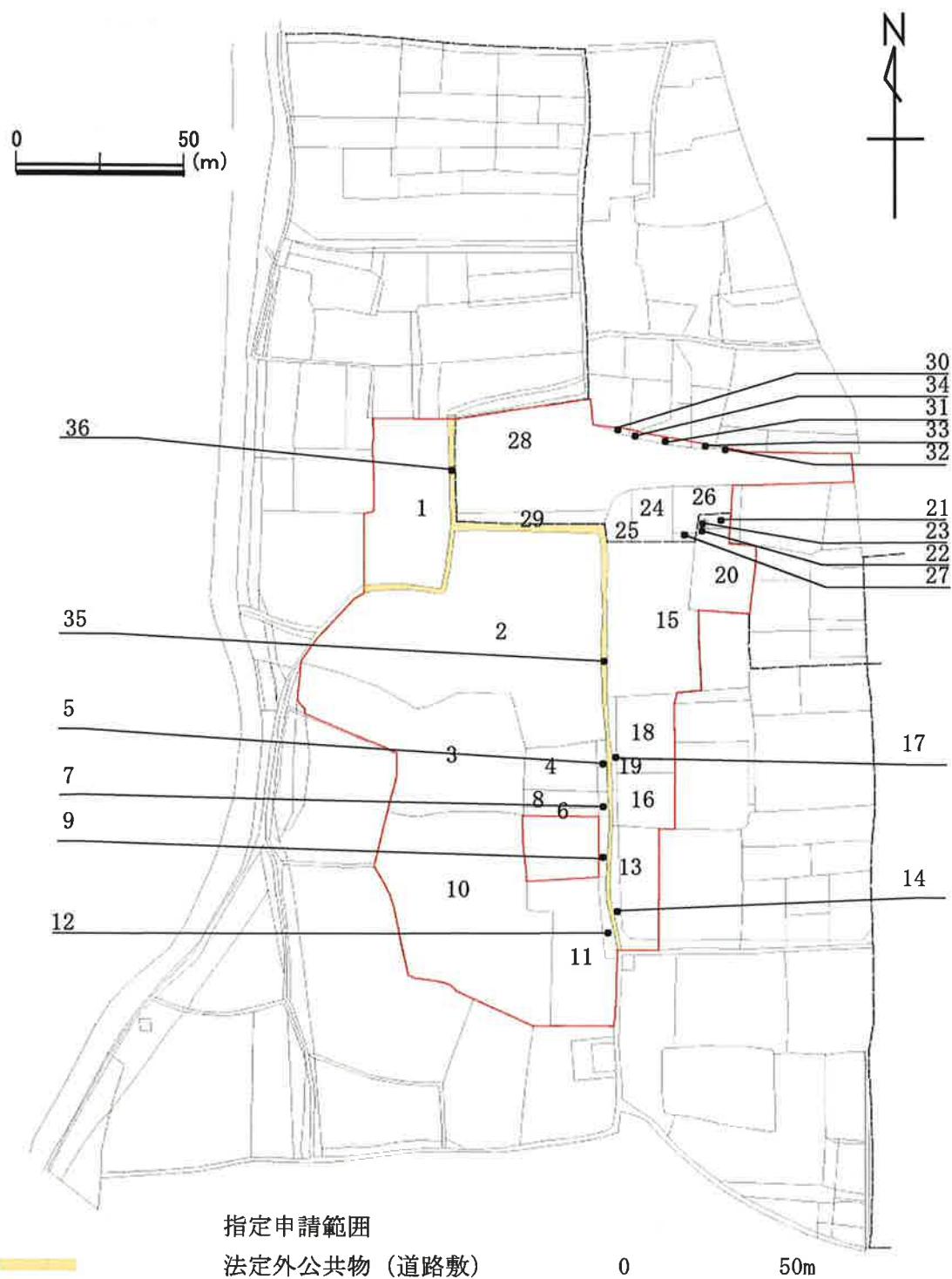
国庁は東西67.2メートル、南北は時期により差があるが最大73.5メートルの方形で、掘立柱塀で区画される。中央北側に桁行5間、梁行2間と推定される身舎に四面廂が巡る正殿があり、その南方に桁行9間、梁行2間の南北棟である東西脇殿を配する。東脇殿は全面を確認したが、西脇殿は河川の氾濫により南半部の遺構が失われていた。正殿、脇殿とともに、ほぼ同位置での建て替えを二度行っており、I期とII期が掘立柱建物、III期が礎石建物である。西脇殿の一部には礎石が残存する。また、正殿の西北では東西棟と推定される掘立柱建物の一部を検出しているが、前殿、後殿は確認していない。国庁の存続時期は、出土遺物から8世紀の中ごろから10世紀中ごろと考えられ、I期が8世紀中ごろから8世紀後半、II期が8世紀後半から9世紀前半、III期が9世紀前半以降に当たる。

国庁の東には、周囲を溝で区画し、規模は国庁とほぼ同規模と推定できる東方官衙地区と呼称している区域がある。内部には掘立柱建物などがあり、国府の実務機能を担った官衙域であると考えられる。また、国庁の北方では総柱掘立柱建物を検出しており、国府に関連する官衙が広がっていると想定できる。国庁の南面では、推定幅18メートルの南北道路が国庁南辺から約72メートル南の地点まで続き、そこで東に折れ曲がる道路側溝や、幢を立てた柱かと思われる掘立柱の柱穴を確認している。

出土した遺物には土器、硯、土馬、瓦塼類等があり、官衙的様相を示す。また、東方官衙地区の西区画溝からは「政所」、国庁の北方では「曹」と記した墨書土器が出土しており、その地区の性格を示唆する。

美濃国府跡は主要な施設の配置がほぼ判明し、その存続時期は8世紀の中ごろから10世紀中ごろである。国の中核である国庁をはじめとした国府の造営と変遷の実態をよく示すとともに、古代美濃国の政治情勢を考えるうえでも貴重である。よって史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。

(『月刊文化財』(No.509) 平成18年2月1日発行)



第23図 史跡指定地地番図

表5 史跡指定地地籍一覧

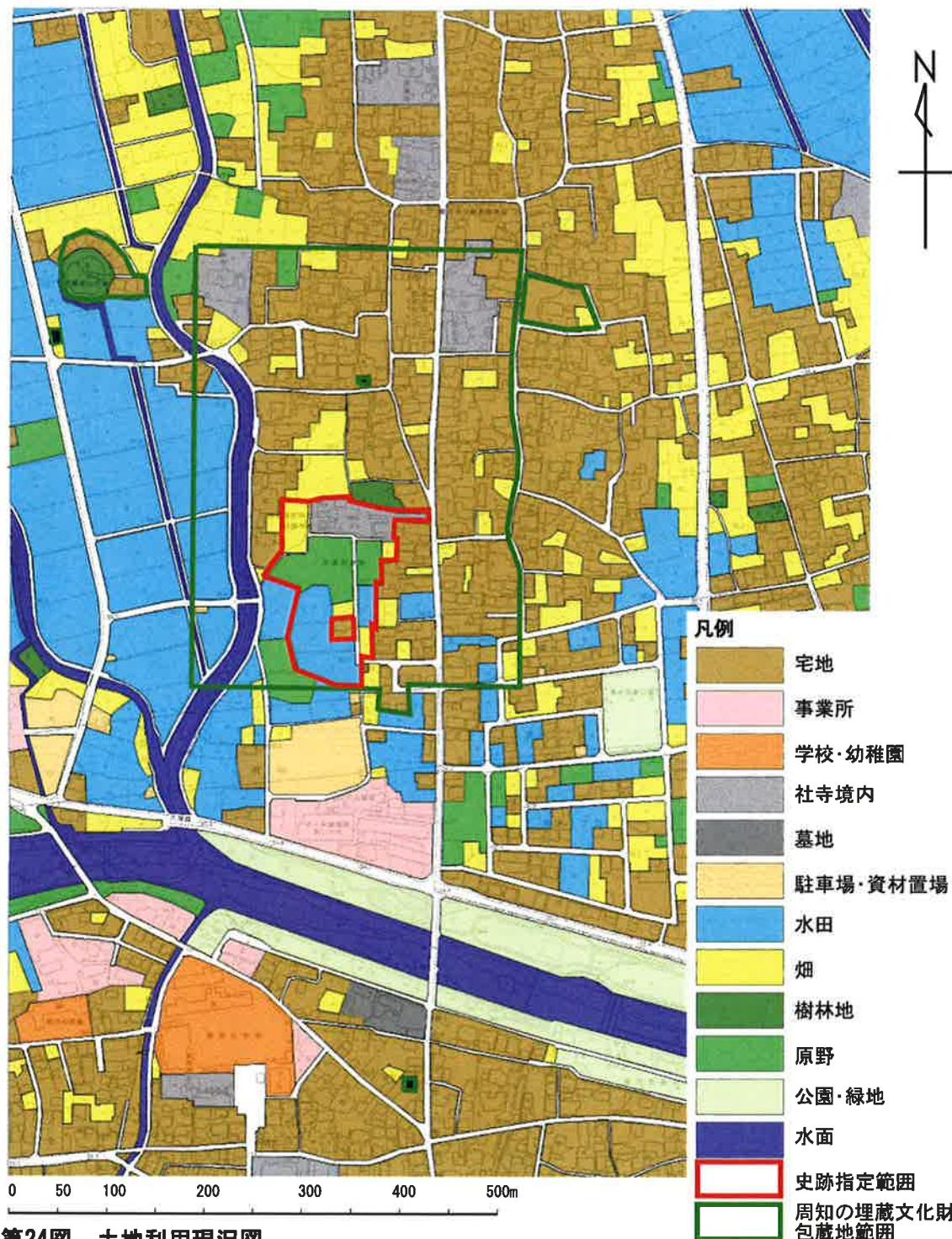
番号	地番	面積(m ²)	地目	所有者	備考
1	垂井町府中野庵1874番	1,077.00	田	個人	
2	垂井町府中野庵1879番	3,441.31	宅地	法人	
3	垂井町府中野庵1883番1	1,623.00	田	個人	
4	垂井町府中野庵1885番1	325.00	畠	個人	
5	垂井町府中野庵1885番2	37.00	公衆用道路	垂井町	
6	垂井町府中野庵1886番1	54.03	宅地	個人	
7	垂井町府中野庵1886番2	21.00	公衆用道路	垂井町	
8	垂井町府中野庵1886番3	119.00	田	個人	
9	垂井町府中野庵1887番2	43.00	公衆用道路	垂井町	
10	垂井町府中野庵1888番	2,026.00	田	個人	
11	垂井町府中野庵1889番1	884.00	田	個人	
12	垂井町府中野庵1889番2	67.00	公衆用道路	垂井町	
13	垂井町府中野庵1910番1	407.00	田	個人	
14	垂井町府中野庵1910番2	91.00	公衆用道路	垂井町	
15	垂井町府中野庵1911番1	1,256.19	宅地	法人	
16	垂井町府中野庵1911番2	271.00	田	個人	
17	垂井町府中野庵1911番5	91.00	公衆用道路	垂井町	
18	垂井町府中野庵1911番6	370.00	田	個人	
19	垂井町府中野庵1911番7	75.00	田	個人	
20	垂井町府中野庵1915番1	344.00	畠	個人	
21	垂井町府中野庵1915番2	79.63	宅地	個人	
22	垂井町府中野庵1915番3	2.83	宅地	個人	
23	垂井町府中野庵1915番4	6.01	宅地	個人	
24	垂井町府中屋敷2503番	161.00	境内地	南宮御旅神社	
25	垂井町府中屋敷2504番	122.00	境内地	南宮御旅神社	
26	垂井町府中屋敷2505番1	234.61	宅地	個人	
27	垂井町府中屋敷2505番2	12.81	宅地	個人	
28	垂井町府中屋敷2506番1	2,239.00	境内地	南宮御旅神社	
29	垂井町府中屋敷2506番2	139.00	公衆用道路	垂井町	
30	垂井町府中屋敷2507番2	5.72	山林	南宮御旅神社	
31	垂井町府中屋敷2508番3	24.00	山林	南宮御旅神社	
32	垂井町府中屋敷2509番3	8.39	宅地	南宮御旅神社	
33	垂井町府中屋敷2511番3	21.00	山林	南宮御旅神社	
34	垂井町府中屋敷2512番2	3.85	山林	南宮御旅神社	
35	垂井町府中字野庵1879番と垂井町府中字屋敷2506番2に挟まれ、垂井町府中字野庵1889番2と垂井町府中字野庵1910番2に挟まれるまでの道路敷	156.00	法定外公共物(道路敷)	垂井町	官報告示文では「右の地域に介在する道路敷」
36	垂井町府中字野庵1874番と同1879番に挟まれ同1877番3に南接するまでの道路敷	68.00	法定外公共物(道路敷)	垂井町	
	計	15,906.38			

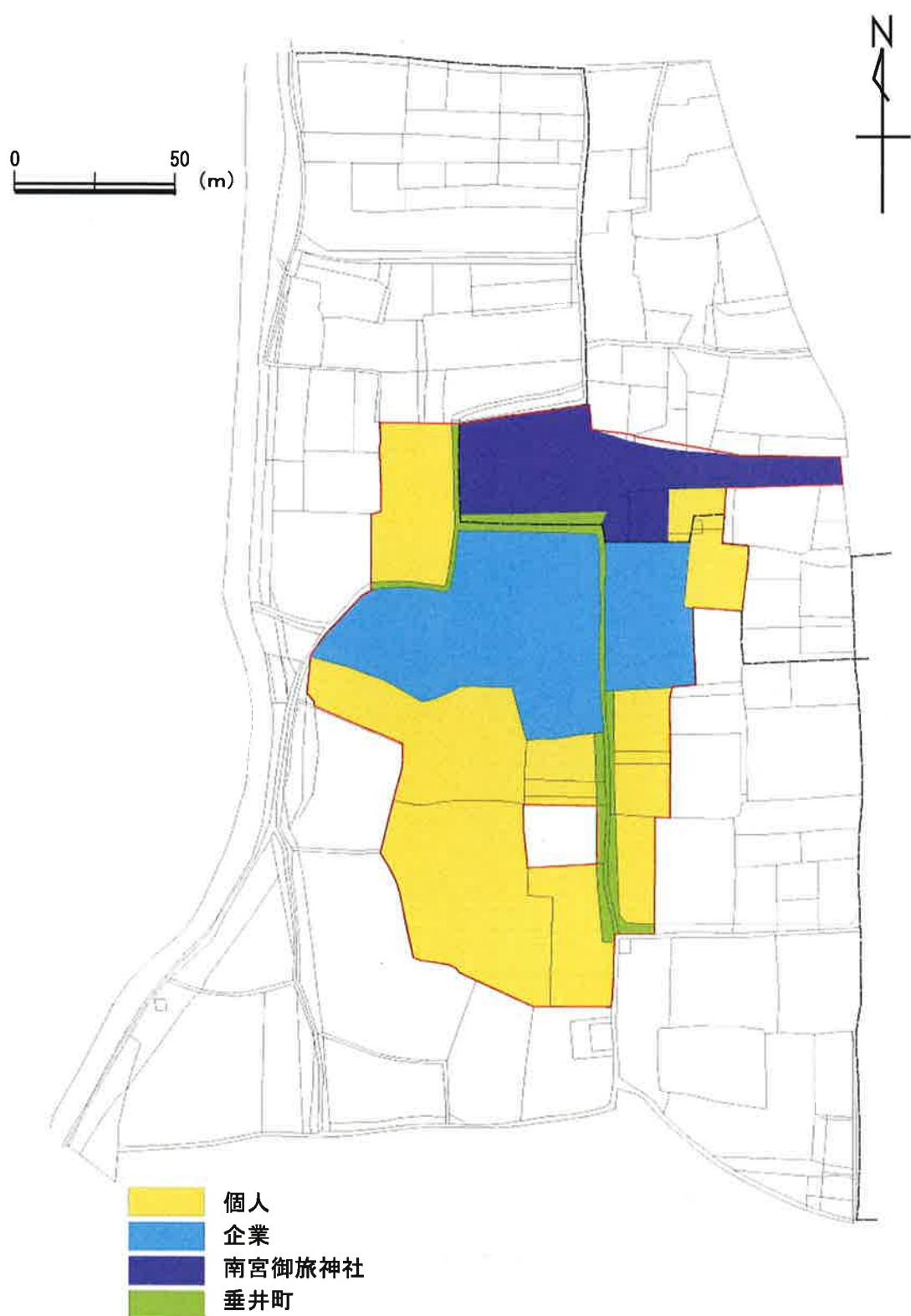
第4節 指定地及び周辺地域の状況

(1) 指定地及び周辺地域の現況

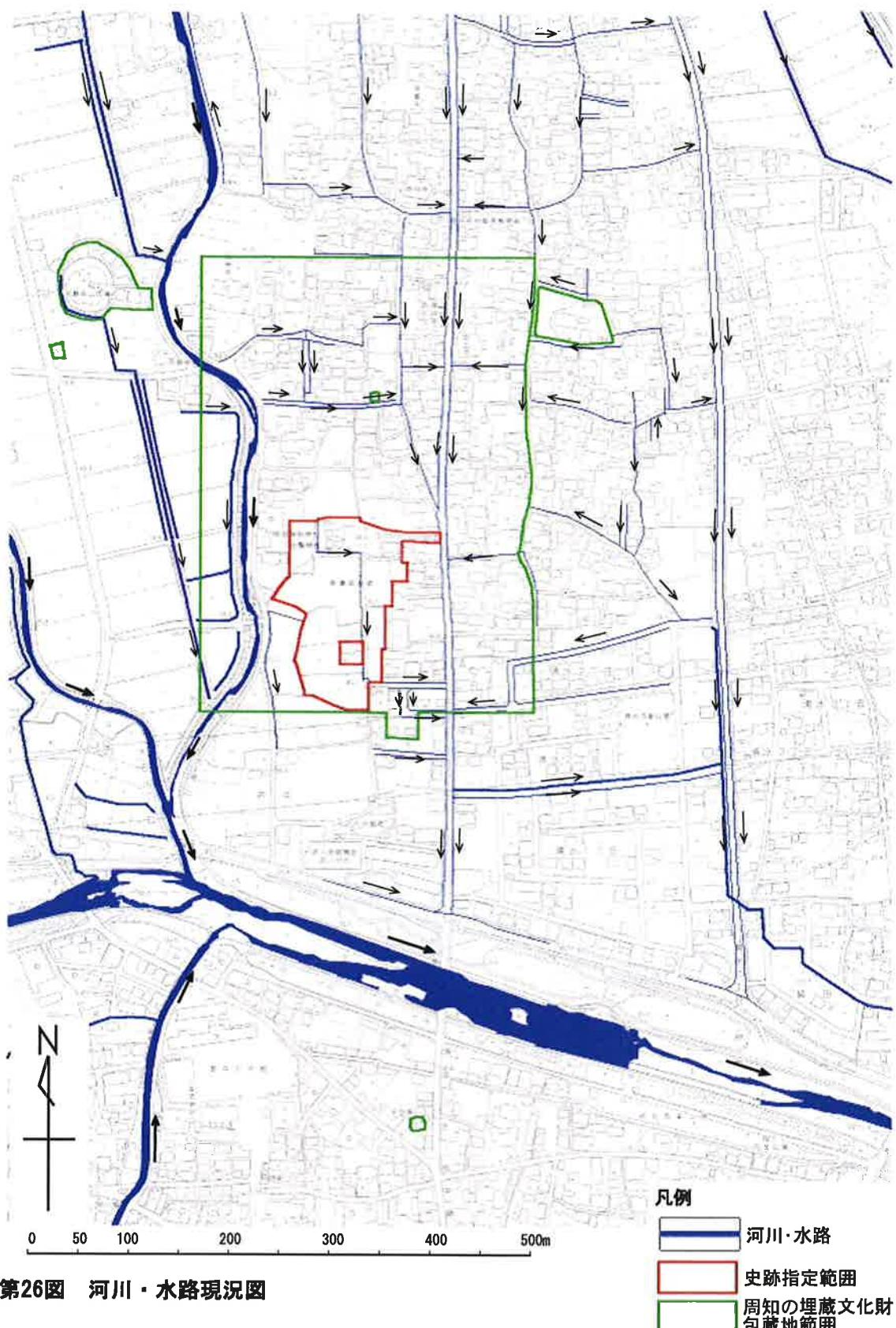
1) 土地利用状況

現在、史跡指定地の95%は民有地であり、ほとんどが更地や田畠の状態であるが、指定地北側は御旅神社の所有地となっている。また、指定地周辺の北側と東側には住宅地が広がっており、西側は大滝川と田畠、南側は老人保健施設の駐車場、田畠、茶畠となっている。

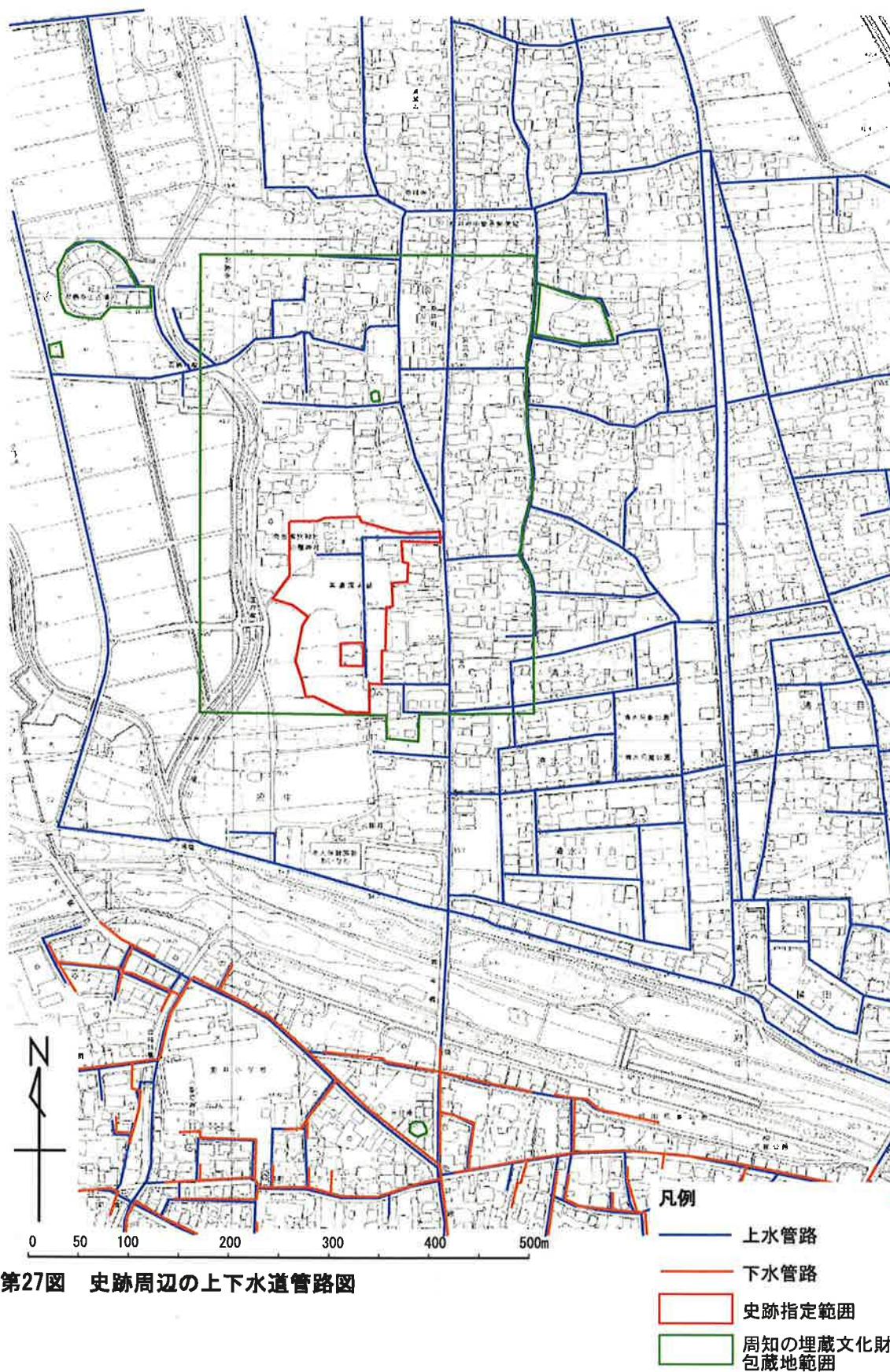




第25図 土地所有者別現況図



第26図 河川・水路現況図



第27図 史跡周辺の上下水管路図

2) 施設分布状況

周知の埋蔵文化財包蔵地内には地域社会の公的機能を担う垂井町コミュニティ防災センターが位置している。府中地区は上水道の整備がなされて供給は行われている。公共下水道は現在、未整備の状況であるが公共下水道基本計画（整備目標年次：平成37年度）に基づき順次、拡大認可を受け整備がなされていくものである。また地区内既存集落部は細街路により形成され、一部は道路側溝が設置されている。

3) 維持管理の状況

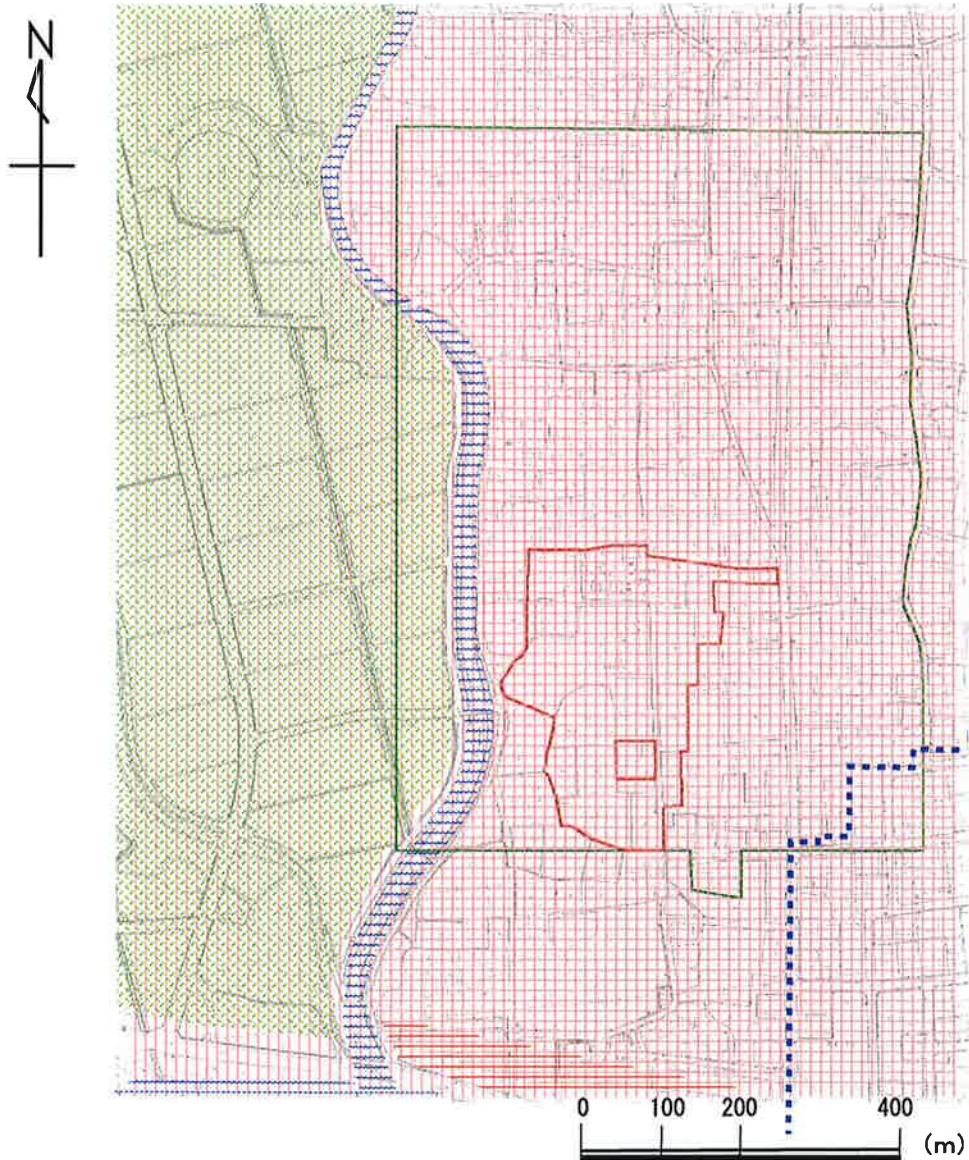
美濃国府跡は、平成18年1月に国史跡に指定され、翌年の平成19年3月には、史跡説明看板が設置された。同年6月、垂井町が史跡美濃国府跡の管理団体となり、埋め戻し後の土地に、東脇殿跡と政庁区画塙跡を平面表示した花壇を設置した。花壇は、景観を損なわないよう、ブロック積みの表面を木材で覆っている。また、花壇の周辺部は碎石を敷いている。平成20年には、府中地区住民有志により考古花壇保存会が発足し、垂井町からの依頼で年2回の花の植え替えと広場の草刈りなどの維持管理活動を行っている。

4) 各種法令による位置づけ

府中地区は都市計画区域に定められ、大滝川左岸は市街化区域で、史跡美濃国府跡周辺は第一種中高層住宅専用地域に用途指定されている。一方、大滝川右岸は市街化調整区域と共に農業振興地域の整備に関する法律により農業振興地域に指定されている。史跡美濃国府跡周辺の土地は周知の埋蔵文化財包蔵地として文化財保護法により開発の規制・保護がなされている。また、河川法により相川、大滝川は一級河川に指定されている。

表6 関連法規の概要

関連法規	対象地域	指定の概要	担当窓口
都市計画法	大滝川左岸	市街化区域で史跡美濃国府跡周辺は第一種中高層住宅専用地域に用途指定されており、建築用途、建坪率、容積率が定められている。	垂井町建設課 0584-22-1151(代表)
農業振興地域の整備に関する法律	大滝川右岸	農業振興地域に指定されており、ほ場整備事業が行われている。	垂井町産業課 0584-22-1151(代表)
農地法	農地	大滝川右岸の農地は農振農用地となって農地の保全が図られている。	
河川法	相川 (一級河川)	河川区域が設定され、護岸工事が実施されている。また相川では河川敷を利用した公園整備が行われ利用されている。	岐阜県県土整備部 大垣土木事務所 0584-73-1111 (代表)
	大滝川 (一級河川)		
文化財保護法	史跡	国史跡として美濃国府跡が指定され、現状変更を制限することにより遺跡が保護されている。	垂井町教育委員会生涯学習課タルイピアセンター 0584-23-3746
	埋蔵文化財包蔵地	大滝川左岸では美濃国府跡、民安寺跡、府中城跡が包蔵地範囲として遺跡台帳に登載されている。	



凡例	
■	史跡指定範囲
■	周知の埋蔵文化財包蔵地範囲
■	市街化区域
■	市街化調整区域
■	土地区画整理事業区域
■	農業振興地域
—	河川区域(準用河川)

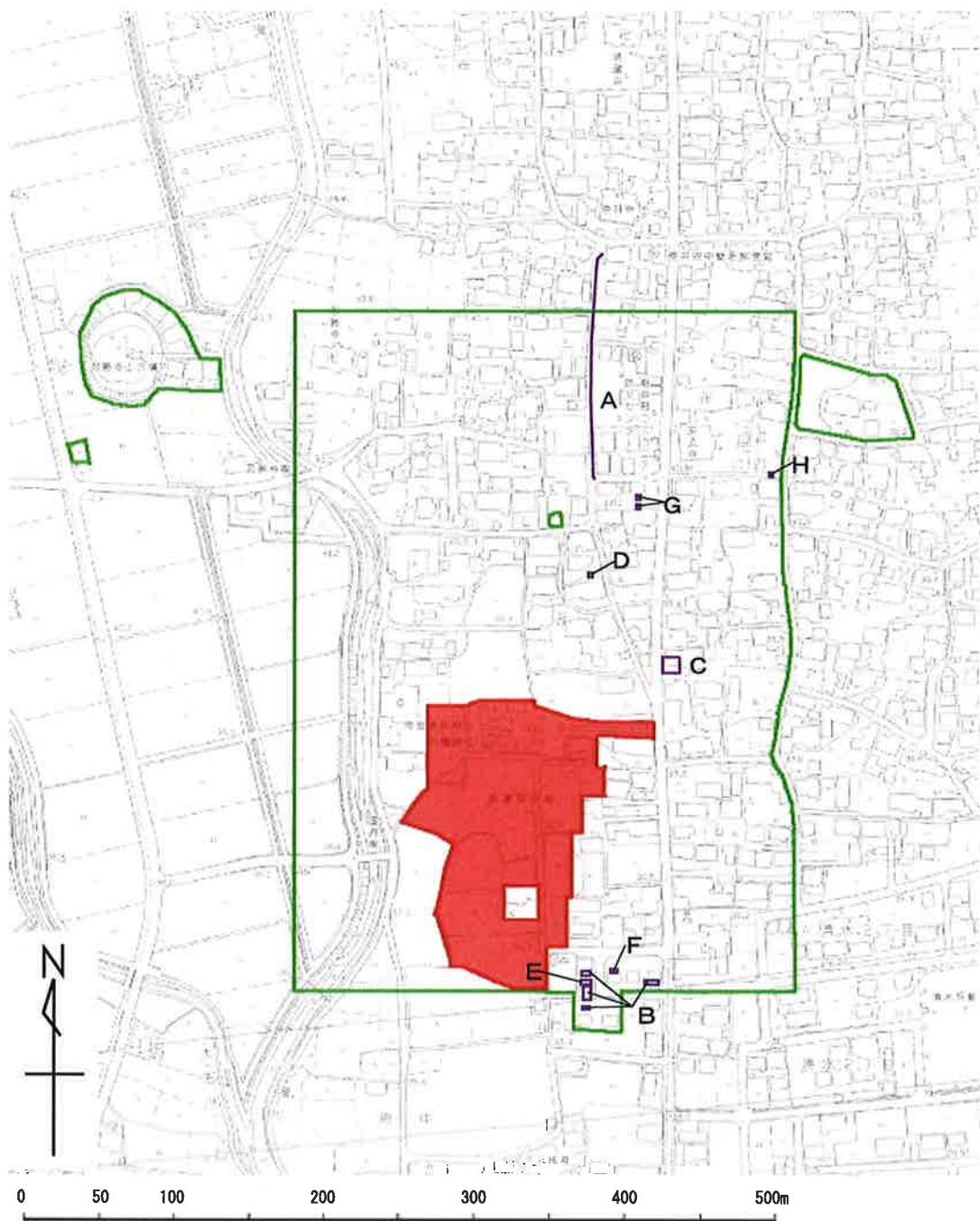
第28図 法規制図
平成24年3月1日現在

(2) 開発行為に伴う調査の状況

美濃国府跡の調査は、平成3年から継続的に行われた範囲確認を目的とする調査のほか、府中地内における開発行為に伴う試掘調査や工事立会をおこなっている。これまでの概要を表にまとめると以下のようになる。

表7 試掘調査及び立会

場所	調査内容	調査期間及び立会日	工事の概要	調査面積	調査概要(遺構・遺物)
A	立会	平成15年12月18日～平成16年1月20日	側溝の付替	245m ²	旧側溝による攪乱のため遺構は不明、遺物はほとんど中近世のもの
B	試掘	平成18年1月23日～2月18日	宅地造成	102m ²	古代の石敷遺構、須恵器、土師器、灰釉陶器
C	立会	平成18年8月17日	住宅の建替	171m ²	旧建物による攪乱のため遺構は不明、遺物無し
D	立会	平成20年4月2日	住宅の新築	4m ²	遺構、遺物無し
E	立会	平成21年3月17日	住宅の新築	4m ²	遺構、遺物無し
F	立会	平成21年12月26日	住宅の新築	7m ²	遺構、遺物無し
G	試掘	平成24年1月25日～2月7日	郵便局の新築	3m ²	ピット3(性格不明)、土師器、須恵器、灰釉陶器
	立会	平成24年4月17日		3m ²	平成4年の発掘場所にあたる
H	試掘	平成24年12月20日～12月21日	住宅の新築	5m ²	遺構、遺物無し



第29図 試掘調査及び立会実施箇所

第3章 保存と管理

第1節 保存管理の基本方針

(1) 基本施策に即した史跡の保存

垂井町第5次総合計画では、史跡に関して「史跡や文化財の保存、また、景観整備を進めるため、古い建物の調査やボランティアなどによる住民協働型の施策展開を図っていくことが必要」としている。また、目標達成に必要な施策として「文化財の保存と活用」を挙げている。

上記の基本施策を踏まえた上で、住民協働型の保存管理計画を策定し、さらには史跡の活用を図っていく必要がある。

また、美濃国府跡は国府跡のうち政庁域を中心とする一部が把握されているに過ぎず、その全体像の解明が課題であることを十分ふまえ、取り組んでいく必要がある。

(2) 保存管理の基本的な考え方

- ①美濃国府跡の歴史的経緯や本質的な価値を明確に把握した上で、遺構等の確実な保存管理を実施する。
- ②美濃国分寺跡や美濃国分尼寺跡、不破関跡、大石古窯跡など、美濃国府跡と同時代の遺跡や周辺環境を含めた、一体的な保存管理を促進する。(14ページ第13図参照)
- ③周辺地域を含めて学術的調査・研究を継続して行い、美濃国府跡の全容を明らかにするとともに、最新の調査成果に基づいた保存・整備・活用を図る。
- ④関係諸機関との連携を図り、史跡の円滑な管理を促進する。
- ⑤町民の参画・協力を得ながら、協働して保存管理を実施する。

第2節 史跡の構成要素と地区区分

(1) 美濃国府跡の保存管理の構造

現在、指定されている範囲は国府の政庁域を中心とするものであり、国府の全体を掌握している状況はない。保存管理にあたっては、①指定地域、②周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲、③さらにその周辺部、の3つの構造を持って考えることが必要である。これまでに、確認されている①指定地域については現状変更等について規制されている。国府の機能を担う諸施設は、一部調査が実施されているが、これまでの確認調査ではほとんど把握されていない。そのことは現在の地中にそれらが埋蔵されている可能性が大きいことを示している。そのため、②周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲について、文化財保護法の手続きに沿って、地下の状況の把握に努めるとともに、その範囲の妥当性について常に検討を加えることが重要である。以上のことから③の周辺部も含め、踏査や確認調査等による詳細分布調査の実施も必要である。

(2) 史跡美濃国府跡の構成要素

史跡指定地内における発掘調査では、美濃国府跡の本質的な価値を構成する要素として政庁跡である正殿・脇殿・区画塀、東方官衙跡の掘立柱建物や区画溝、政庁の南に伸びる朱雀路の溝などが見つかり、古代の国府の様相が明らかとなった。また、美濃国府跡を理解するうえで、直接的ではないが関連して考慮すべき要素がある。国府政庁の前史・後史を示す遺構や正殿跡に後の時代に建てられた御旅神社の歴史的な意義などが本質的な価値に関連する要素となる。

一方、御旅神社、白鬚神社の社殿などや現状で遺跡の活用や管理に必要となる花壇、説明看板やロープ、柵など史跡指定地内にあり、本質的な価値を構成する要素に含まれないものが存在する。

それらについては、以下にまとめる。

表8 史跡美濃国府跡の構成要素

1) 本質的な価値を構成する要素		
①政庁	正殿 (SB3000) 東脇殿 (SB6000) 西脇殿 (SB80110) 区画施設 (SA6050) (SA7200) (SA10000)	いずれも、3回の建て替えがあり、正殿、東西脇殿は掘立柱建物として2時期、礎石建物として1時期の建て替えが確認できる。区画施設も3時期の建て替えが確認できる。8世紀中頃から10世紀中頃までの政庁の変遷が分かる。
②東方官衙地区	掘立柱建物 (SB9300) 溝(SD11101A)	周囲を溝で区画した政庁と同規模の区域と考えられ、国府の実務機能を担った官衙域と考えられる。
③南方	朱雀路 道路側溝 (SD13301) 大型掘立柱柱穴 (P9201)	推定幅18メートルの南北道路で、南辺から約72メートルで東に折れる道路側溝や幢を立てたと考えられる柱穴跡が確認できる。
2) 本質的な価値に関連する要素		
①美濃国府の前史・後史を示す遺構	竪穴住居 (SB3100) (SX9100) (SB10070)	いずれも国府跡政庁内で検出され、建物方位が同じであることから同時期に存在した7世紀前半の竪穴住居跡。
	鍛冶関係遺跡 (SX10068)	鍛錬行為を行った痕跡がある石、多量の木炭、鉄滓、鉄製品が出土する。政庁内で検出された10世紀中頃～後半の鍛冶遺構。
	石列遺構 (SX10080)	政庁内で検出された国府廃絶後の石列遺構。
	掘立柱建物 (SB10010)	政庁内で検出された鍛冶遺構と同時期に機能していた掘立柱建物跡。
	土坑状遺構 (SX11161)	東方官衙地区で見つかった10世紀末～11世紀中頃の遺物が出土する巨大な土坑状遺構。
	溝 (SD13201)	東方官衙地区で見つかった10世紀末～11世紀中頃の東西に延びる溝。
	溝 (SD11101B～SD11501)	12世紀中頃～13世紀初頭の東方官衙地区西側に沿って南北に延びる溝。

②神社	御旅神社 (歴史的意義)	美濃国一宮である南宮大社の御旅所。金山姫命を主祭神とする。例大祭で南宮大社から巡行する神輿を迎える、舞などが奉納される。 正殿(SB3000)の上に御旅神社が建てられており、歴史的な観点から美濃国府との関連性を考慮する必要がある。
	御旅神社 (境内林)	境内地内の林は、参道入口の石鳥居脇にイチョウの木が、参道にはクスノキ、スギ、クロガネモチなど、境内はケヤキ、クスノキ、アラカシ、モッコク、モチノキ、ツバキ、サザンカなどにより形成されている。 上記の歴史的意義に加え、地域のランドマークを形成する森として位置づけることができる。

3) 本質的な価値を構成する以外の要素

①史跡の保存・活用のための要素	花壇	東脇殿跡及び政庁東面塀跡に建物規模を表現するため、ブロック積みによる花壇を設置。
	説明板	美濃国府跡の史跡の範囲及び内容を周知するため、ステンレス製の看板を据え付け支柱をコンクリートで固定。
	管理施設	ナブテスコ所有地の管理用のロープ及び柵。
②その他の要素	御旅神社 (社殿、参道、石造物)	神社の建物は、本殿、弊殿、渡廊、拝殿からなり、寛永19年(1642)に南宮大社とともに再建される。現在の社殿は昭和47年造営。参道入口の石鳥居は大正13年造営。境内地周囲には玉垣が施されている。本殿前には1対の狛犬が置かれている。
	白鬚神社	もとは字葉生に鎮座。昭和39年に御旅神社境内地の南側に遷座移建される。猿田彦命を主祭神とする。 神社の建物は本殿、渡廊、拝殿からなり、本殿は昭和39年、拝殿は昭和49年のものである。社殿前にある石鳥居は寛政4年(1792)造営。本殿前には1対の狛犬が置かれている。
	個人住宅	住宅建物・倉庫・車庫・樹木
	道路	町道府中34号線(路面・側溝)
	水路	
	上水道	
	電柱	

図版 8



御旅神社・白鬚神社参道入口



御旅神社鳥居



御旅神社・白鬚神社由緒



御旅神社社殿



境内林

図版9



白雲神社社殿



白雲神社の石鳥居



花壇



説明板



政庁跡を横断する電線



人止柵

(3) 周知の埋蔵文化財包蔵地の諸要素

史跡指定地以外の周知の埋蔵文化財包蔵地内でも、現在までに発掘調査を行い、美濃国府跡を構成すると考えられる地下遺構及び地上遺構を確認している。また、従来、美濃国府跡と考えられていた安立寺や美濃国府跡近くにかつて所在していたとされる民安寺なども重要である。

それらについては、以下にまとめる。

表9 美濃国府跡の周知の埋蔵文化財包蔵地の諸要素

1) 美濃国府跡を構成する要素		
地下遺構と地上遺構	掘立柱建物 (SB5200)	政庁の北に位置する東西2間以上、南北2間以上の総柱掘立柱建物。
	鍛冶炉跡 (SK3200)	安立寺南西にある奈良時代後半から平安時代の遺物を伴う鍛冶炉跡。
	土壙 (SA4500)	忍勝寺東にある国府城北辺を画する可能性がある土壙。
2) 美濃国府跡の伝承に関連する要素		
伝承地	安立寺	美濃国府の跡に建てられたという伝承を持ち、かつて府中寺と呼ばれ、境内から古瓦が出土することなどから、古くから国府推定地とされてきた。
	民安寺跡	かつて府中にあったとされる。館守神社の跡が旧地とされるが、国府政庁西側付近にあったとする伝承もある。

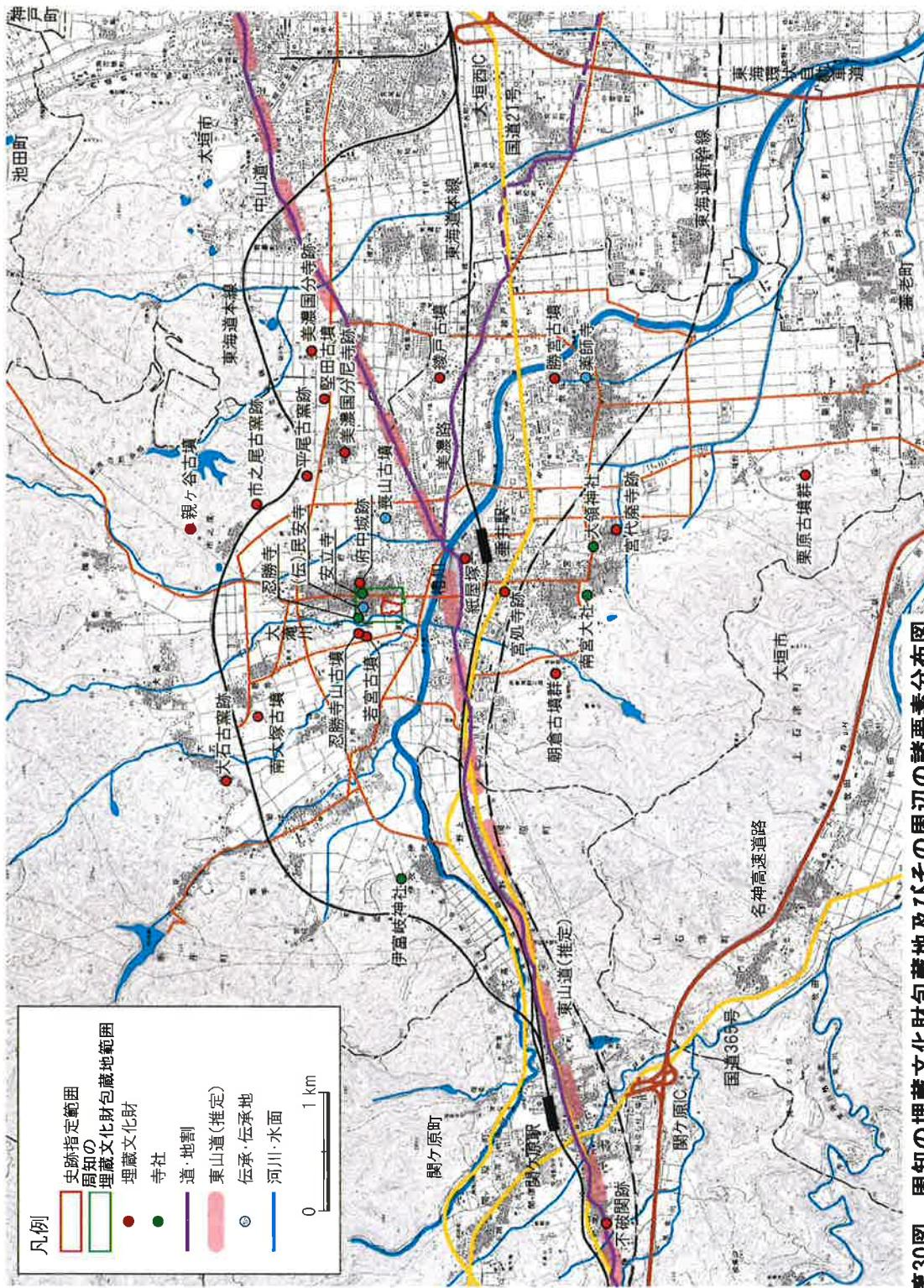
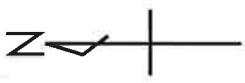
(4) 史跡美濃国府跡周辺の諸要素

史跡美濃国府跡及び周知の埋蔵文化財包蔵地の周辺で、美濃国府を考えるうえで重要なと思われる要素について、以下にまとめる。

表10 史跡美濃国府跡周辺の諸要素

①寺院跡等の遺跡	
美濃国分尼寺跡	美濃国府跡の北東1.5km、垂井町平尾に推定される。土壙や堀跡の一部が残存しており、美濃国分寺跡出土の軒瓦と同様のものが出土している。平成16年度から5年間発掘調査が行われ基壇建物の跡などが見つかっている。
宮処寺跡	県内最古級の白鳳寺院。聖武天皇が訪れたとされる。
宮代廃寺跡	大領神社の南東に位置。不破郡大領・宮勝氏の氏寺とされる。
平尾古窯跡・市之尾古窯跡・大石古窯跡	国府や寺院などの建物の屋根に葺く、大量の瓦を供給していたとされる窯跡。
府中城跡	美濃国府跡伝承地である安立寺の東に隣接し、東西70m、南北50mほどの屋敷地で、四周を道路で囲まれる。「堀之内」の通称地名が残る。
不破関	国府跡の南西5.5km、関ケ原町に位置する。北・南・東は土壙に囲まれており、西側は藤古川を区画施設とする。
美濃国分寺	国府跡の北東2.6km、大垣市青野町に位置する。東西231m、南北250m以上の寺域に金堂や講堂、塔、経蔵、鐘楼などが建てられていた。
②寺社	
南宮大社	美濃国一宮。金山彦命を主祭神とする、鉱山・金属業の総本宮。

伊富岐神社	美濃国二宮。地方豪族伊福氏の祖神が祀られる。
大領神社	壬申の乱で活躍した不破郡大領・宮勝木実を祀る。
③古墳	
忍勝寺山古墳	国府跡の北西400mに位置する帆立貝式円墳。前方部は削平されており、残存する後円部は直径60m。鉄鏃や銅鏃などが出土。
若宮古墳	忍勝寺山古墳の南に位置する直径13mの円墳。円筒埴輪片が出土。
親ヶ谷古墳	垂井町内最大の古墳。全長85mの前方後円墳。鏡14面ほか鍔形石や車輪石など石製品が多く出土。
綾戸古墳	直径40mの大形の円墳。須恵器の三足壺が出土。景行天皇～仁徳天皇に仕えた武内宿祢の墓とも伝わる。
勝宮古墳	勝神社本殿北に位置する全長30mの前方後円墳。墳丘の大半が消失。武内宿祢の墓として信仰を集めめる。
栗原古墳群	6基の古墳で構成され、うち2基は史跡となっており、1号墳は黄金塚とよばれる円墳で、2号墳は全長44mの前方後円墳。
南大塚古墳	一辺25mの方墳。美濃地方では最大級の横穴式石室を持つ。
朝倉古墳群	4基の古墳からなり、うち1号墳は直径20mの円墳で、円筒埴輪、朝顔型埴輪が出土。
堅田古墳	美濃国分寺と美濃国分尼寺の間に位置する大型の横穴式石室を持つ円墳。
④地名（字名）	
府中地区	西大門、西野、御館、御所野、談義所、屋敷、下の倉、清水、聖、御饌井、野庵
⑤道・地割	
東山道	古代の7つの官道の一つ。都から美濃をとおり出羽国までの国府を結ぶ幹線道路とされる。
中山道	近世の主要街道の一つ。慶長7年（1602）、徳川家康によって伝馬制・宿駅の整備が進められた。
美濃路	近世の脇街道。東海道宮宿から中山道垂井宿をつなぐバイパスの役割を果たした。
⑥伝承・伝承地	
紙屋塚	官設の紙工房があったと推定され、美濃紙の発祥の地とされる。
喪山古墳	周囲200m、高さ40mの瓢形の山。天稚彦伝説の喪山とされる。
薬師寺	在原業平が美濃権守として赴任した時に建立したという伝承があり、「業平寺」と呼ばれたとされる。
⑦河川	
相川	関ケ原町の伊吹山系を源とし、垂井町中央部で支流の諸河川を流入し、養老町で杭瀬川に合流する川。普段は細い流れと河川敷の広さが目立つが、一旦大雨が降ると周囲の支流から一気に水が流れ込み増水し、氾濫や堤防の決壊が起きた。
大滝川	美濃国府跡のすぐ西を流れる川。国府跡地でも川の氾濫跡が見られる。相川へ合流する。



第30図 周知の埋蔵文化財包蔵地及びその周辺の諸要素分布図

(5) 地区区分

地区ごとの保存管理方法や現状変更基準を示すため、史跡を構成する諸要素の分布、遺構の性格、現在の土地利用状況等から、保存管理計画策定対象範囲内、史跡指定地内及びその周辺部の地区区分を以下のように行った。

A 史跡指定地

政庁、東方官衙など、国府の主要遺構が地下に埋蔵される。

a 社寺境内地

御旅神社社殿、白鬚神社社殿、境内、参道、玉垣がある。社殿は政庁の正殿（東側）跡の上に建てられている。

b 民地

正殿の一部を除く遺構の多くは民地である。東脇殿と南東角の区画塀については、地上部分に花壇を配置し、遺構の再現が図られている。遺構は埋め戻されており、地上部分は更地となって、一部は耕作地として利用されている。

c 町道

史跡指定地及び隣接地の地域住民が生活道路として利用しているほか、国府跡来訪者の利用がある。

B 周知の埋蔵文化財包蔵地

掘立柱建物(SB5200)、鍛冶炉跡(SK3200)、土壙(SA4500)などの遺構が確認されており、国府の主要な遺構が地下に埋蔵されている可能性が高い。

a 住宅地

住宅等の新築や建て替えで地下の遺構に影響を与える可能性が高い。大部分が都市計画区域のため、地区内に点在する耕作地は宅地化が進んでいる。

b 農地

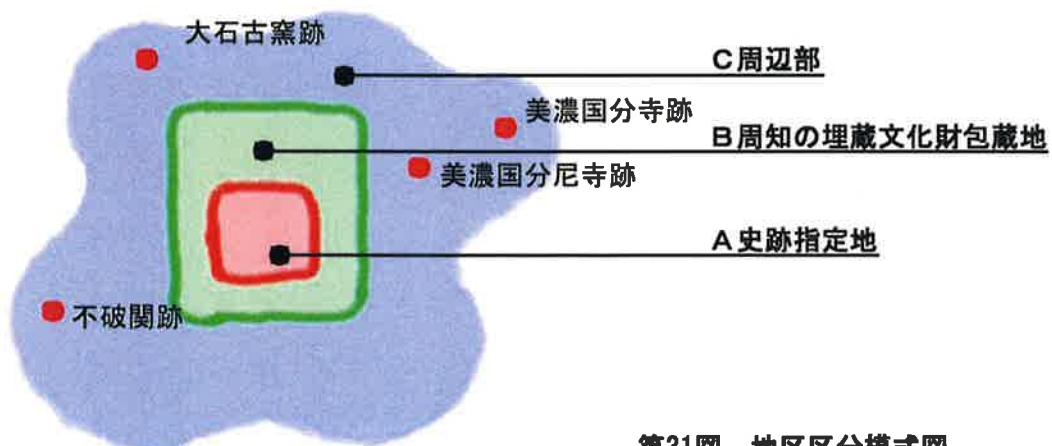
大滝川沿いにある田畠で、農業振興地域となっており、開発に対して制限されている。

c 河川

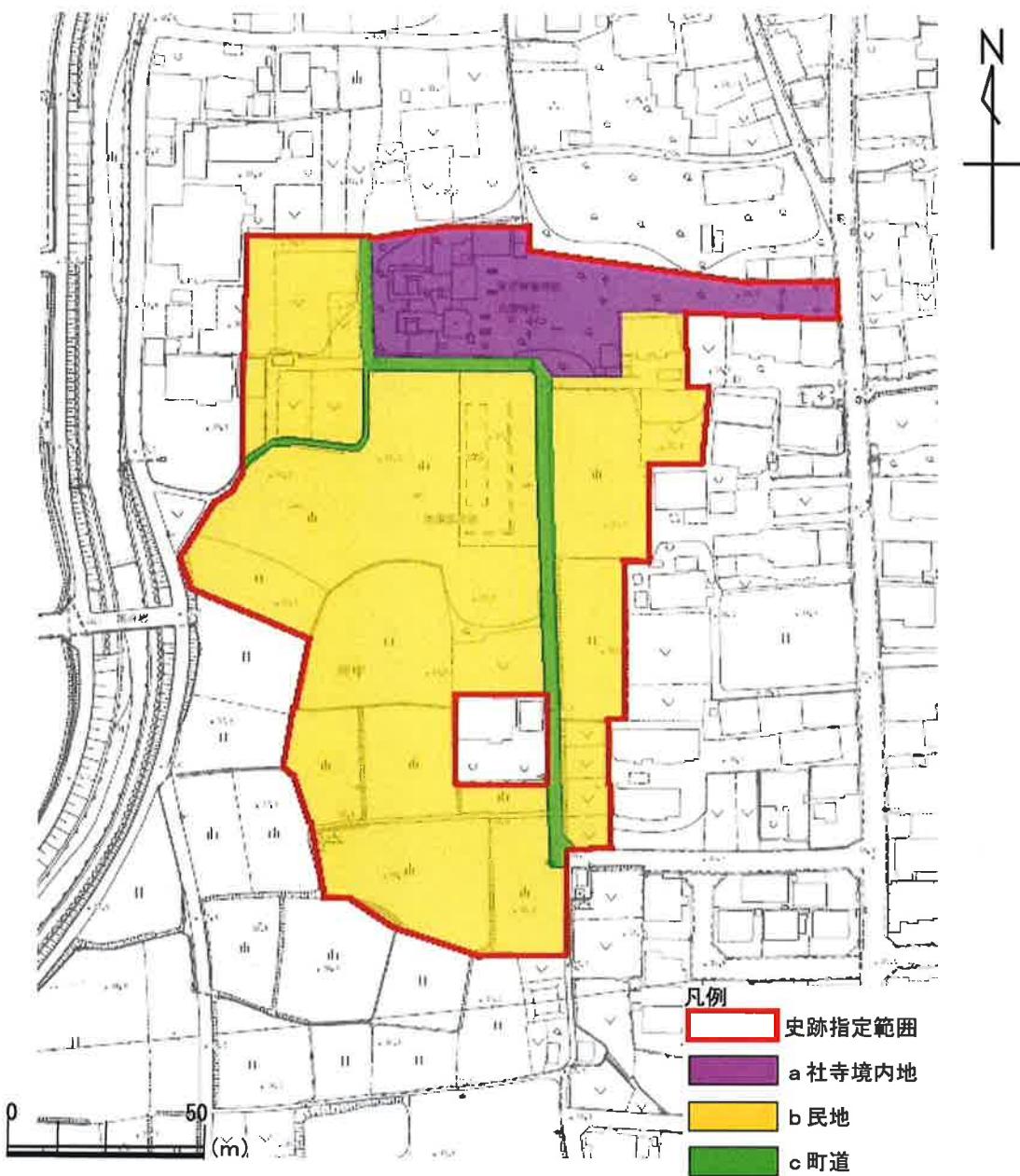
大滝川。今後、河川の改修が行われる可能性がある。

C 周辺部

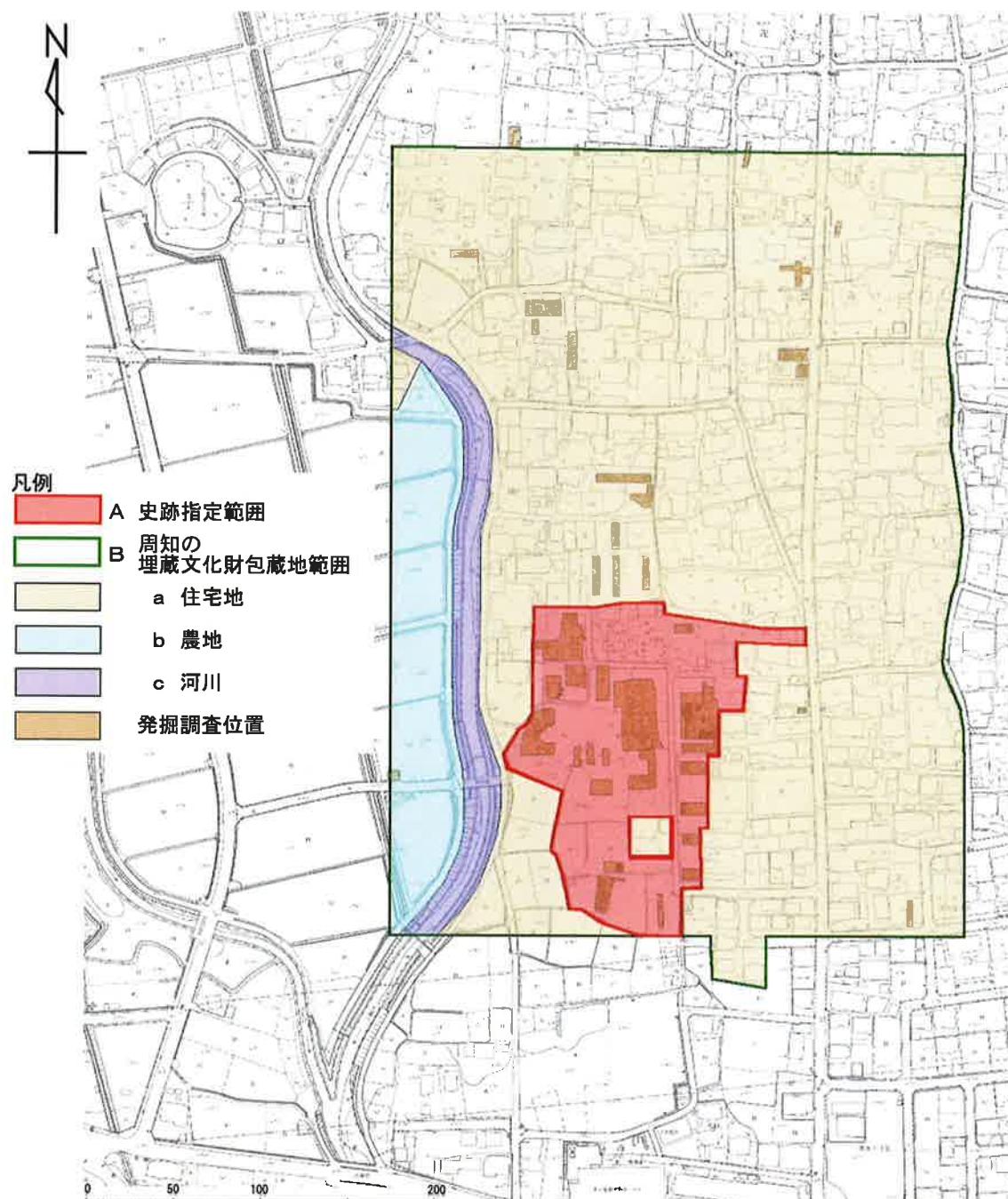
今までに国府に関する遺構は確認されていないが、今後、発見される可能性がある。また、美濃国分尼寺跡、大石古窯跡など美濃国府に関連する遺跡がある。



第31図 地区区分模式図



第32図 史跡指定地内地区区分図



第33図 保存管理計画策定対象範囲内地区区分図

注) 農地は農振農用地を示し、宅地に付帯した畠等は住宅地として表示をしている。

第3節 保存管理の方法

前節で分類した史跡の構成要素と地区区分ごとに、保存管理の方法を以下に示す。

表11 地区区別保存管理の方法

区分	構成要素	保存管理方法
A 史跡指定地		<ul style="list-style-type: none"> ・地下の遺構を保全するため、土地の公有化を進める。 ・定期的な点検、草刈りなど維持管理を行う。 ・遺構の性格や分布状況について、不明な点もあるため、継続的な調査、研究を進める。
a 社寺境内地地区	<ul style="list-style-type: none"> ・正殿 ・御旅神社 ・白鬚神社 ・石造物 ・境内林 ・祭礼 	<ul style="list-style-type: none"> ・美濃国一宮である南宮大社の御旅所として、古くから信仰されてきた神社で、国府と一宮との結びつきを示す重要な要素。 ・今後も、御旅神社、白鬚神社とともに地元住民の信仰の場として維持されることから、神社の運営に支障が出ないように配慮し、史跡の維持管理を行う。 ・社殿の改修等を機会に、正殿の全容の解説を行う。
b 民地地区	<ul style="list-style-type: none"> ・正殿等国府関連遺構 ・花壇 ・説明板 ・管理施設 ・個人住宅 ・水路 ・上水道 ・電柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構再現の花壇の手入れを、地元団体「考古花壇保存会」だけではなく、広く町民が参加できるよう検討する。 ・公有化後に遺跡に対する理解を深め、活用できる本整備を行う。
c 町道地区	<ul style="list-style-type: none"> ・道路 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路改修等の機会には、遺構の性格や分布状況について、不明な点もあるため、継続的な調査、研究を進める。
B 周知の埋蔵文化財包蔵地		<ul style="list-style-type: none"> ・国府関連施設が埋まっている可能性が高いため、継続的な調査、研究を進め、遺構の保全を図る。 ・史跡としての価値が明らかになれば、追加指定を進める。
a 住宅地		<ul style="list-style-type: none"> ・政庁北側で確認された、総柱掘立柱建物(倉庫)のような、国府関連施設が埋まっている可能性が高く開発に際しては試掘調査を実施する。
b 農地		<ul style="list-style-type: none"> ・大滝川沿いに広がる農地は、現状維持を基本とする。
c 河川		<ul style="list-style-type: none"> ・大滝川の改修の際、遺構や遺物が発見される可能性があるため継続的な調査、研究を進める。
C 周辺部		<ul style="list-style-type: none"> ・現在までに国府に関連する遺構などは明らかになっていないが、今後、発見される可能性があるため継続的な調査、研究を進める。

第4節 現状変更等の取扱基準

史跡指定地内において現状変更を行おうとする場合には、文化庁長官の許可（文化財保護法第125条）が必要となる。これは、史跡の構成要素を将来にわたって守っていくために、現状変更の内容が史跡の構成要素に影響を与えるかどうかを考慮して、その可否が判断される制度である。

遺構保全のために、史跡指定地内の現状変更等の取扱基準について、以下にまとめる。

表12 現状変更等許可基準

現状変更の取扱方針		史跡の保全を第一とし、整備活用を図ることを前提に、現状変更の取扱を判断する。
現状変更取扱基準	区画及び地形の変更	史跡整備事業に関わる事業のみ、遺構の保存を条件に認める。
	農地	公有化されるまでは、農地としての現況の土地利用を認める。 (ただし、遺構を損壊するおそれのある転地返しなどは認めない)
	道路	現存するものの維持管理に伴う舗装もしくは修繕、史跡整備事業に関わるもののみ遺構の保存を条件に認める場合もある。
	水路	現存するものの維持管理に伴う修繕と、史跡整備事業に関わるもの及び住民生活に必要なものは遺構の保存を条件に認める場合もある。
	上下水道	
	電柱・標識等公共的工作物	
	仮設建物	
	その他の工作物(物置、ビニールハウス、記念碑、説明板)	
	住宅等建築物	現存する建物の修繕・建替と、史跡整備事業に関わるもののみ遺構の保存と景観への配慮を条件に認める場合もある。
	庭木の植栽・植え替え	遺構の保存と、史跡の景観への配慮を条件に認める場合もある。
立木の伐採		遺構の保存を条件に認める。
発掘調査		未実施部分、及び整備活用や現状変更に伴い必要な場合は発掘調査を実施する。
土地公有地化		遺跡を保全するうえで、必要な範囲について早期の公有地化を目指す。また現状変更等の規制により利用に著しい支障が生じ、その補償的措置が必要な場合には所有者と公有地化を協議する。
整備活用		公有地化後は、史跡の遺構整備等による活用を図る。

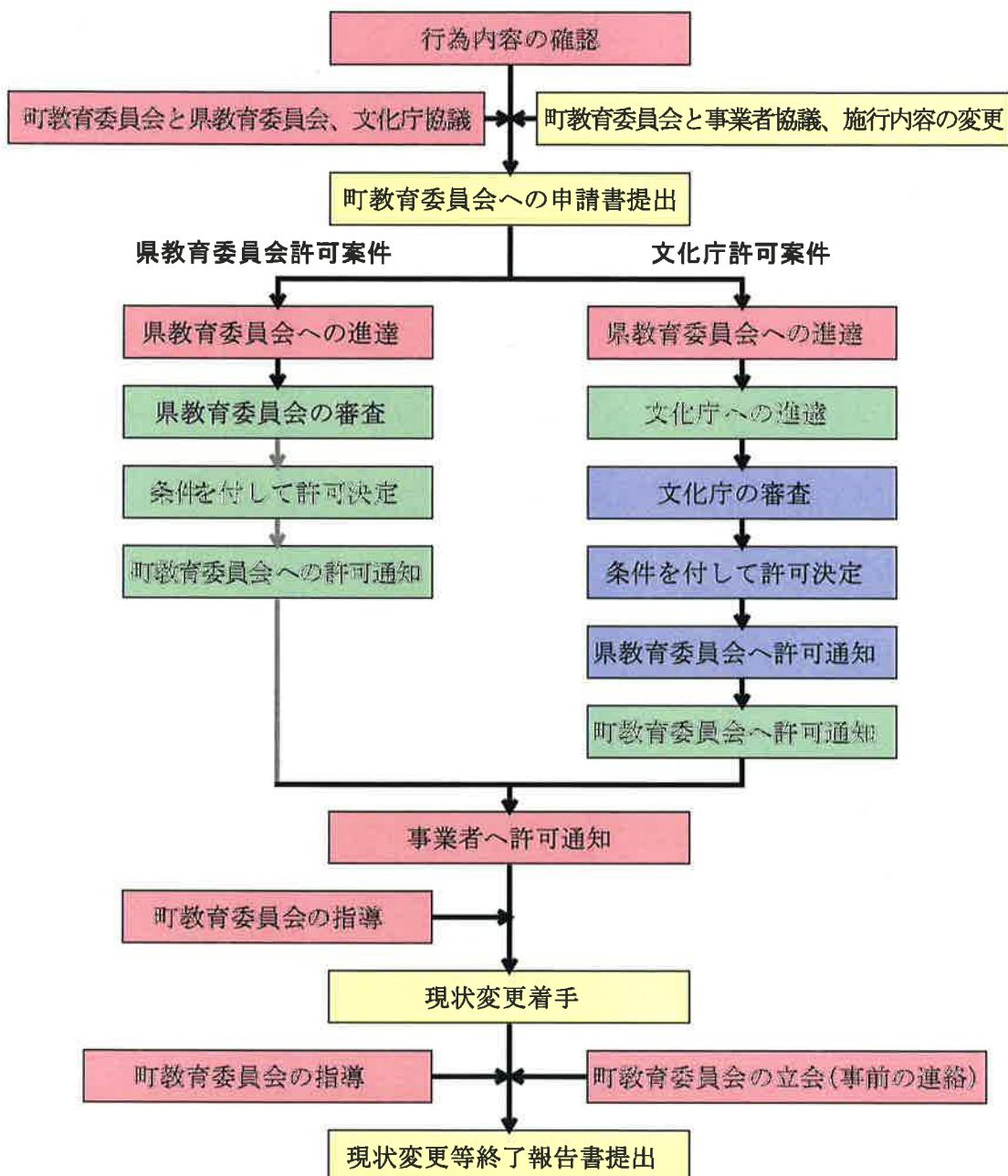
表13 現状変更等申請区分

区分	行為の内容	備考
許可申請が必要 文化庁長官への許可申請 (法125条)	土地の形状変更を伴う行為 建築物の新築、増改築、除去	掘削、切土、盛土 住宅、倉庫、車庫
	設置後50年以上経た工作物の改修、除去など	
県教育委員会への許可申請 (法184条) (令5条4項1号)	小規模建築物で3ヶ月以内の期間に限って設置されるものの新築、増改築、除去	工事用仮設物の設置等
	工作物の設置、設置後50年を経ない工作物の改修、除去	据え置き型倉庫・柵等土地の形状を変更しない工作物の設置
	道路の舗装、修繕	土地の形状を変更しない場合にかぎる
	史跡の管理に必要な施設の設置、改修、除去	史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則に定められた、標識、説明板等の施設
	埋設されている電線、ガス管、水管、下水道管の改修	既掘削範囲内の施工に限る
	木材の伐採	根株の除去は文化庁長官への許可申請
許可申請が不要 維持の措置 (法125条) (規則第4条)	史跡がき損、衰亡している場合で、その価値に影響を及ぼすことなく指定当時の現状に復するとき	き損等の届出を行い、復旧届あるいは、現状変更等許可申請が必要であるか、文化庁及び県教育委員会と協議を行う必要がある ※行為の実施に際しては、文化庁、岐阜県、垂井町が十分な協議を行う。
	史跡がき損、衰亡している場合で、その拡大を防止するための応急措置	
	史跡がき損、衰亡している場合で、復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき	
非常災害のために必要な応急措置(法125条)	災害発生時もしくは、災害の発生が明らかに予見される場合の処置	地震により倒壊した建物等の除去、破断した管路の応急措置等 ※現状変更申請は不要であるが、き損等の届出が必要。その中で具体的な措置の方法や対策について示すこと。
史跡に与える影響が軽微である場合(法125条)	物理的変更は加えないが、何らかの影響を及ぼす行為のうち、その影響が軽微である場合	危険木の伐採・除去、樹木の剪定、刈払い、除草など植物の維持管理等

注) 法 : 文化財保護法

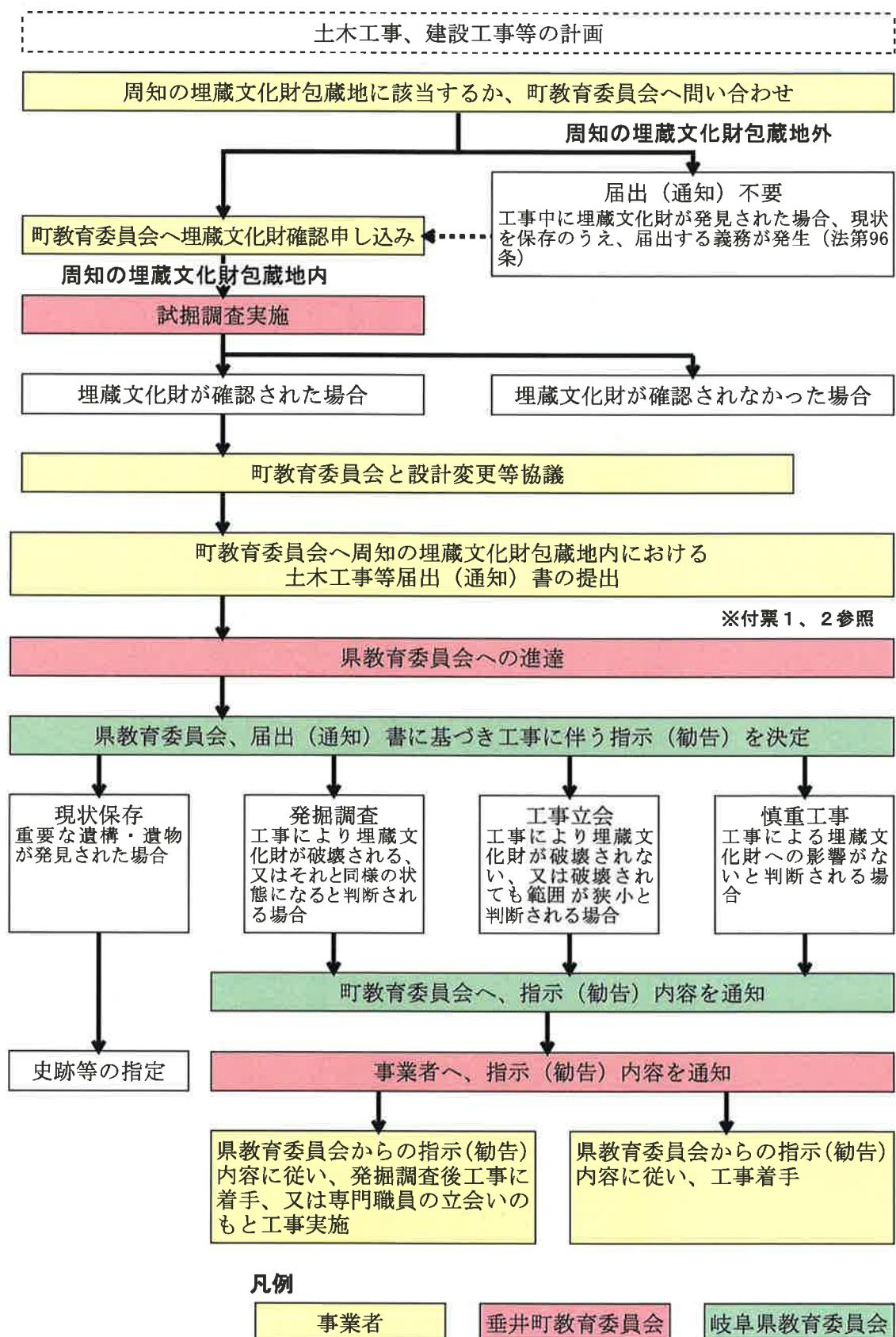
令 : 文化財保護法施行令

規則 : 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則



第34図 現状変更等の流れ

また、美濃国府跡は、史跡指定地以外にも国府関連遺構が埋蔵されている。史跡指定地外の周知の埋蔵文化財包蔵地内において土木工事等による地下に影響を与える行為を行うときは、文化財保護法第93条及び第94条に基づく手続きが必要となる。届出等の手続きについて、以下にまとめる。



第35図 土木工事等に係わる文化財保護法の適用と手続きの流れ

付票 1

第 年 月 日 号

岐阜県教育委員会教育長 様

住 所

氏名等

印

埋蔵文化財発掘の届出について

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条第1項の規定により、関係書類を添付し、別紙のとおり届出します。

付属2

93条 第1項

県文書番号	社文 号	・平成 年 月 日
-------	------	-----------

1. 所在地			
2. 面積			
3. 土地所有者	氏名等： 住 所：		
4. 遺構の種類	散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡（ ）		
遺構の名称			員 数
遺構の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他（ ）		
遺構の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他（ ）		
5. 工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 ダム 学校 住宅 工場 その他の建物（ ） 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ガス 電気 水道 農業関連 土砂採取 觀光開発 遺構整備 その他開発（ ）		
工事の概要			
6. 工事の主体者	氏名等： 住 所：		
7. 施工責任者	氏名等： 住 所：		
8. 着手時期	年 月 日	9. 終了時期	年 月 日
10. 参考事項			

指導事項	発掘調査 工事立会 慎重工事 その他（ ）		
------	-----------------------	--	--

起案	決済	発送	引継
----	----	----	----

[注意事項] ①太線内は届出・通知者が記入
 ②遺構の種類・現状・時代尾予に指導事項欄は該当項目を○で囲み、該当項目がない場合は（ ）内に記入。

付表3

第
年
月
号
日

岐阜県教育委員会教育長 様

住 所

氏名等

印

埋蔵文化財発掘の届出について

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第94条第1項の規定により、関係書類を添付し、別紙のとおり通知します。

付票4
94条 第1項

県文書番号	社文 号 年 月 日		
1. 所在地			
2. 面積			
3. 土地所有者	氏名等： 住 所：		
4. 遺構の種類	散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡（ ）		
遺構の名称			員 数
遺構の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他（ ）		
遺構の時代	旧石器 繩文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他（ ）		
5. 工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 ダム 学校 住宅 工場 その他の建物（ ） 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ガス 電気 水道 農業関連 土砂採取 観光開発 遺構整備 その他開発（ ）		
工事の概要			
6. 工事の主体者	氏名等： 住 所：		
7. 施工責任者	氏名等： 住 所：		
8. 着手時期	年 月 日	9. 終了時期	年 月 日
10. 参考事項			
指導事項	発掘調査 工事立会 慎重工事 その他（ ）		
起案	決済	発送	引継

[注意事項] ①太線内は届出・通知者が記入
 ②遺構の種類・現状・時代尾予に指導事項欄は該当項目を○で囲み、該当項目がない場合は（ ）内に記入。

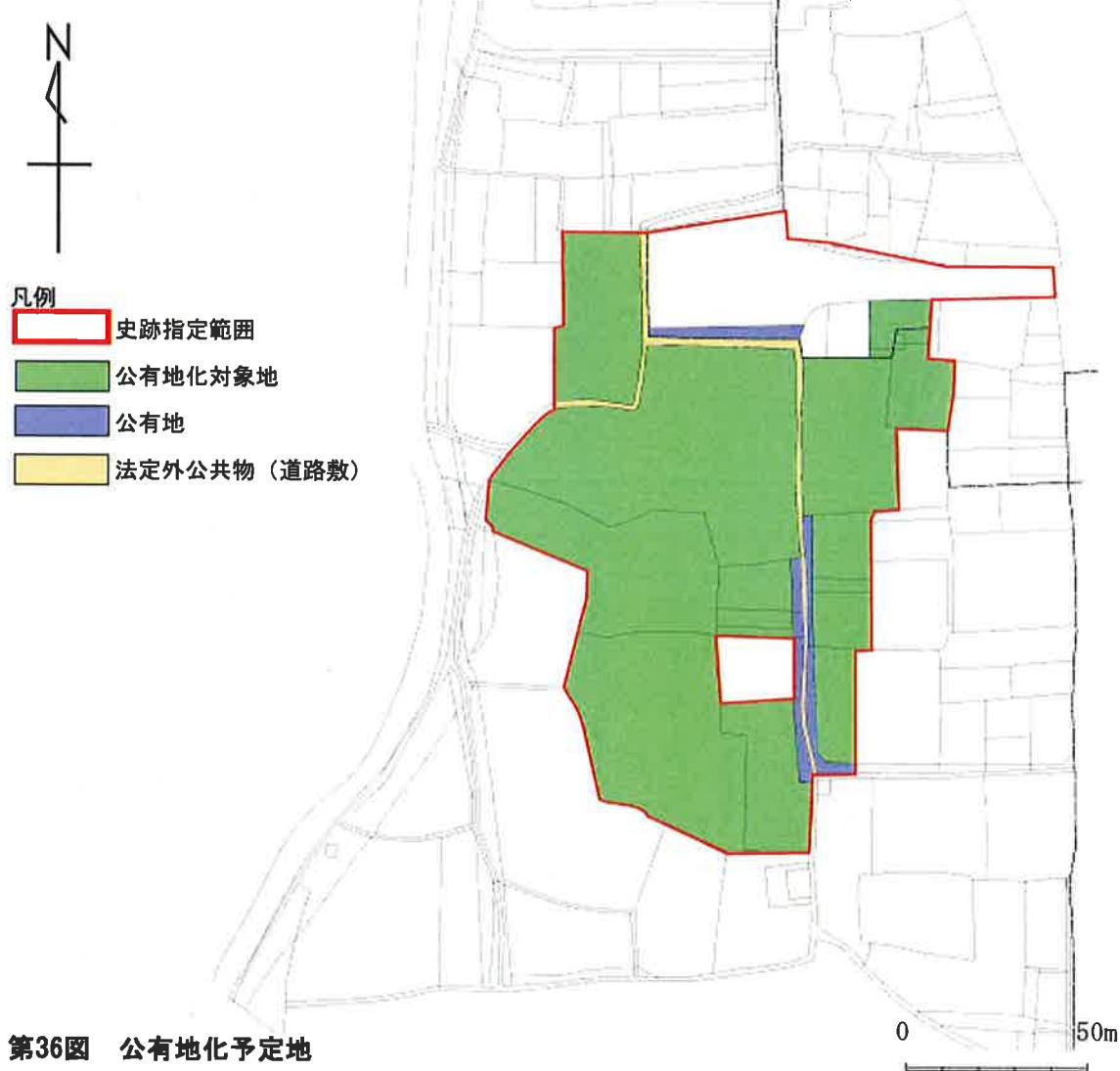
第5節 追加指定の方針

史跡指定地周辺の未指定地については、計画的な調査により、美濃国府跡関連遺構の広がりを把握し、国府域の全貌解明を図る。今後の調査において、美濃国府跡を理解する上で特に重要な遺構が確認された場合には、追加指定などを行い、遺構の保全を図るものとする。また、特に指定地に囲まれた未指定地においては、重要な遺構が埋蔵されている可能性が極めて高いため、積極的に指定を進める。

第6節 史跡の公有地化

史跡等の保存と管理を確実にし、適切な公開・活用を目的として、史跡を整備するためには指定地について公有地化を進めていく必要がある。

平成25年6月現在、史跡指定地の95%は民有地である。御旅神社及び国府跡の保存活用の一環として園地利用が図られている法人所有の土地以外はほぼ遊休地で、発掘調査で確認された遺構は埋め戻されて地下に保全されている。政庁跡の一部に東脇殿と区画塀の配置を再現した花壇が作られ、地元団体の手で管理がなされている。しかしながら、市街化区域に含まれている地域でもあり、元来宅地化への要望が高い地域もある。史跡の確実な保全を考える場合、開発の恐れが少ない社寺地を除き、早急に公有地化を進める必要がある。



第7節 史跡指定地周辺の保護管理指針

美濃国府跡は、史跡指定地周辺にも国府関連遺構が埋蔵されている。また、史跡指定地周辺の文化的景観・自然的景観を保全することによって、美濃国府跡の史跡としての価値も高まる。第3・4節でも触れたように、地下に埋蔵される遺構の保全、及び景観の保全を計画的に行い、開発等の現状変更は出来る限り避け、史跡の整備・活用に係わる事業を進めていくこととする。

第8節 公有地化途上の保全・管理

現在、史跡指定地内における発掘調査で確認された遺構は埋め戻されて地下に保全されている。史跡の文化財としての管理は、地元団体の協力を得て管理団体である垂井町がある。

第9節 周辺地域の保全

第2節(4)国府跡周辺の諸要素でも述べたように、国府周辺地域には多様な文化財が存在し、地域の人々によって保存・継承がなされてきた。本保存管理計画策定対象範囲外にも、美濃国分尼寺跡や大石古窯跡をはじめとして、国府と係わりの深い遺跡が多くある。

届出によって保護される周知の埋蔵文化財包蔵地以外にも、計画的な調査・研究を継続して実施し、未発見の埋蔵文化財についても保存を検討していく。



図版10

相川右岸から見た美濃国府跡指定地



図版11

南方向から見た美濃国府跡指定地



図版12

南方向から見た美濃国府跡指定地政庁付近



図版13
西方向から見た美濃国府跡指定地政庁付近

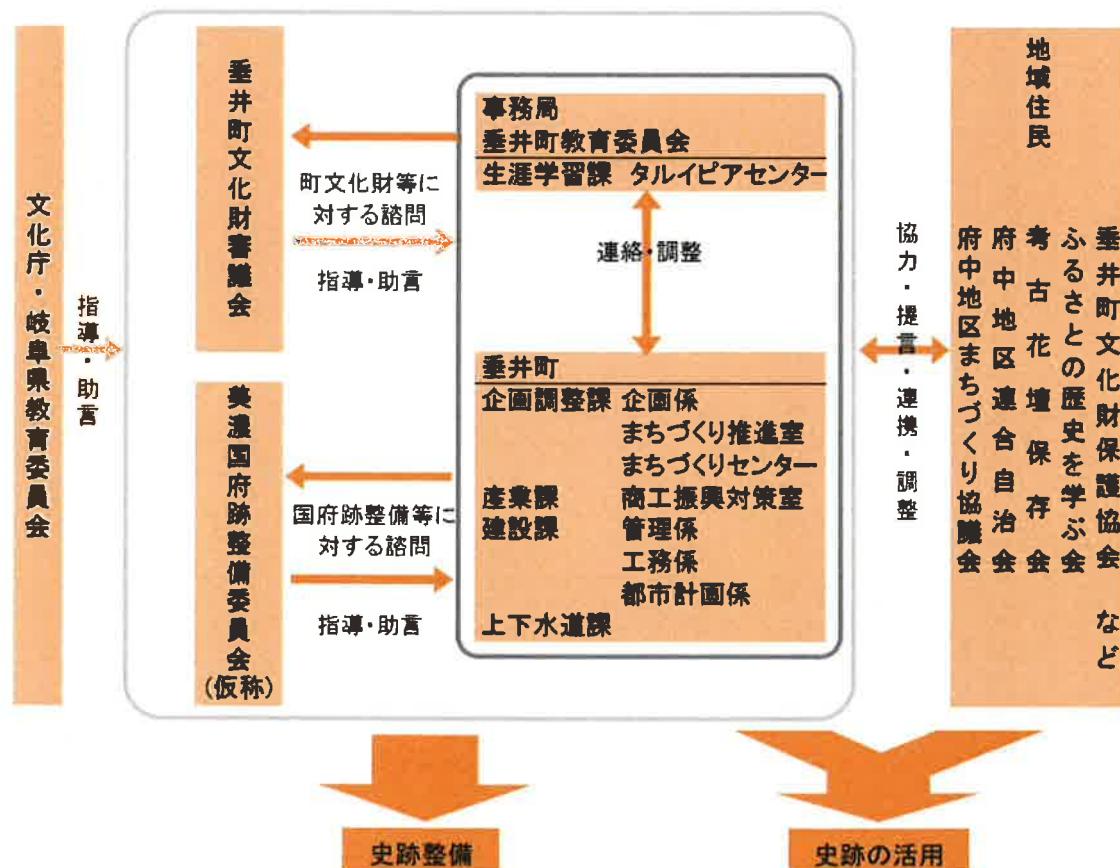


図版14
西方向から見た美濃国府跡指定地

第4章 管理・運営とその体制の整備

第1節 管理・運営の方針

史跡美濃国府跡の保存管理や運営は、現況の土地利用や観光事業、地域活動とも密接に関連するため、垂井町を中心に地域住民や関係機関の連携・協働が不可欠である。今後の美濃国府跡の管理・運営について、基本的な考え方を以下に示す。



第37図 運営体制模式図

①関係機関との連携・協働

- ・保存管理の適切な運営にあたり、史跡指定地の管理団体である垂井町をはじめ、国・県の関係機関や地元諸機関等との連携体制を強化し、史跡の保存管理や整備活用に関する共通認識を形成する。
- ・史跡の保存管理及び整備活用は、専門的な側面を有するため、有識者や専門家による整備委員会を設置し、整備の方向性や手法等を十分に検討しながら事業を進める。

②地域住民の参画の促進

- ・史跡の保存管理には、行政だけではなく、地元ボランティア参加による協働が不可欠である。史跡の理解を深めてもらうための情報発信や広報を積極的に行い、地域住民の主体的な参画を促す。
- ・府中地区まちづくり協議会や考古花壇保存会など、地元団体と行政が連携した活動を開催し、史跡を活かしたまちづくりを進める。



図版15 考古花壇保存会の活動風景



図版16 考古花壇保存会の活動風景

第2節 管理・運営の方法と体制

史跡の保存管理は、文化財保護法及び本保存管理計画に基づき、管理団体である垂井町と土地所有者等により、十分な意思の疎通を図りながら行うものとする。また、地元諸機関と連携し、充実した運営体制を確立していくものとする。

第5章 整備・活用と今後の課題

第1節 公有地化完了後の整備・活用の基本方針

史跡の整備・活用の具体的な方針を定めるには、史跡全体を見通した「史跡美濃国府跡整備基本構想（仮称）」の策定が必要である。この計画の策定にあたっては、遺構の適切な保存や展示方法の選択、復元手法に関する技術的な検討や復元内容の考証など、多様な専門的見識が必要となるため、学識経験者等の指導や助言が不可欠である。また、史跡を活かしたまちづくりでは、町民との協働や関係部局との連携が必要であり、町民と行政の合意形成を図りつつ推進していくことが大切である。

よって、ここでは史跡の整備・活用の基本方針を以下のように定める。

①調査研究の推進と遺跡の適切な保存

- ・継続的な発掘調査や地形測量調査等により、美濃国府跡の構造解明を目指す。
- ・史跡全体の内容把握に努め、史跡の追加指定など、遺跡の適切な保存を図る。

②国府跡の本質的価値を視覚化させる整備・活用

- ・遺構の保存を前提とした上で視覚的に理解しやすい展示方法を検討し、史跡公園として整備する。
- ・出土品の積極的な公開のための機会を設ける。
- ・最新の調査研究成果を反映することのできる、更新可能な整備活用手法を検討する。

③地域住民や教育機関との連携による次世代への継承

- ・蓄積された研究成果を積極的に公開し、地域とその価値を共有する。
- ・学校教育や生涯学習、ボランティア活動やクラブ活動など、史跡を学び、親しむ機会の充実を図る。

④周辺の文化資産との一体的な整備・活用

- ・南宮大社や美濃国分寺跡、不破関跡など町内外の周辺文化遺産と連携し、地域に根付くようなイベントや特産品開発などを企画し、広域的かつ総合的な整備・活用事業を展開する。
- ・広域のマップを作成し、行政界を越えた文化財の利活用を促進する。

第2節 今後の課題

美濃国府跡は、遺跡としてはまだほんの一部が解明されたに過ぎず、今後、国府政庁のある御旅神社付近を中心に、国府に関連する遺構が、発掘調査などにより確認される可能性が高い。地域住民の協力のもと、町内全域にわたって継続的な調査を行っていく必要がある。

美濃国府跡の適切な保存管理を推進していくためには、関係機関や地域住民との協働が不可欠であり、一体的に保存管理・整備活用を推進できる管理体制を構築するため、継続的な検討が必要となる。

美濃国府跡は、遺跡として多様な価値を有する。継続的な調査研究によって、潜在的な価値を明らかにするとともに、それらの成果に応じた柔軟な管理運営を図る必要がある。

参考文献

- 岡田啓 1900 『新撰美濃志』
- 岐阜県 1969 『岐阜県史 通史編 中世』
- 岐阜県 1971 『岐阜県史 通史編 古代』
- 岐阜県 2010 『大垣都市計画区域マスターplan』
- 岐阜県教育委員会・不破関跡調査委員会 1978 『美濃不破関』
- 阿部栄之助 1923 『濃飛両国通史』 岐阜県教育会
- 国土交通省中部地方整備局木曽川下流河川事務所 2007 『KISSO Vol. 64』
- 小島憲之監修 1992 『田氏家集注 卷之中』 和泉書院
- 佐藤信 2007 『古代の地方官衙と社会』 山川出版社
- 垂井町史編さん委員会 1969 『垂井町史 通史編』
- 垂井町 1996 『新修 垂井町史 通史編』
- 垂井町 2008 『垂井町第5次総合計画』
- 垂井町 2006 『垂井町都市計画マスターplan』
- 垂井町教育委員会・三重大学考古学研究室 1996 『美濃国府跡発掘調査報告Ⅰ』
- 垂井町教育委員会・三重大学考古学研究室 1999 『美濃国府跡発掘調査報告Ⅱ』
- 垂井町教育委員会 2005 『美濃国府跡発掘調査報告Ⅲ』
- 垂井町文化財保護協会 1976～2012 『垂井の文化財 創刊号～第36集』
- 垂井町立府中公民館 2009 『平成20年度ふるさと歴史教室』
- 垂井町立府中公民館 2010 『平成21年度ふるさと歴史教室』
- タルイピアセンター 1996 『第7回企画展 文學と垂井』
- タルイピアセンター 1997 『第10回企画展 文學と垂井Ⅱ』
- タルイピアセンター 1999 『第16回企画展 宿場と街道』
- タルイピアセンター 1999 『第17回企画展 守ろう垂井の自然』
- タルイピアセンター 2000 『第19回企画展 宿場と街道Ⅱ』
- タルイピアセンター 2000 『第20回企画展 美濃国府』
- タルイピアセンター 2000 『第21回企画展 南宮大社』
- タルイピアセンター 2001 『第22回企画展 奥の細道』
- タルイピアセンター 2001 『第24回企画展 おらがむらの殿様』
- タルイピアセンター 2002 『第25回企画展 垂井の古墳』
- タルイピアセンター 2002 『第26回企画展 宿場と街道Ⅲ』
- タルイピアセンター 2002 『第27回企画展 垂井曳軛祭』
- タルイピアセンター 2003 『第28回企画展 ふるさとの地名』
- タルイピアセンター 2003 『第30回企画展 太平記の時代』
- タルイピアセンター 2005 『第36回企画展 遺跡が語る古代美濃国展』
- タルイピアセンター 2010 『第45回企画展 美濃国分尼寺展』
- 独立行政法人文化財研究所奈良文化財研究所 2003 『古代の官衙遺跡Ⅰ 遺構編』
- 独立行政法人文化財研究所奈良文化財研究所 2004 『古代の官衙遺跡Ⅱ 遺物・遺跡編』
- 独立行政法人文化財研究所奈良文化財研究所 2006 『評制下荷札木簡集成』
- 中村璋八・島田伸一郎 1993 『田氏家集全訳』 汲古書院
- 藤岡謙二郎 1964 『日本歴史地理序説』 塙書房
- 府中村郷土史研究会 1954 『府中村のあゆみ 第7号』

- 府中村郷土史研究会 1955 『府中村のあゆみ 第12号』
不破郡教育会 1926 『不破郡史 上巻』
不破郡教育会 1927 『不破郡史 下巻』
文化庁文化財部記念物課監修 2005 『史跡等整備のてびき I～IV』 同成社
水野時二 1971 『条里制の歴史地理学的研究』 大明堂
山中敏史 1994 『古代地方官衙遺跡の研究』 塙書房
所三男ほか編 1989 『日本歴史地名体系第21巻 岐阜県の地名』 平凡社
渡辺隆 1999 『新輯 府中村の歩み (府中村誌)』

史跡美濃国府跡 保存管理計画

編集 垂井町教育委員会
〒503-2121
岐阜県不破郡垂井町1543番地の3
編集協力 株式会社イビソク
発行 平成26年3月31日
印刷 (資)垂井日之出印刷所
不破郡垂井町綾戸1098番地の1

「本報告書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分1地形図、2万分1正式図及び数値地図25000（地図画像）を複製したものである。

（承認番号 平25情複、第887号）」

「本報告書に掲載した空中写真は、国土地理院長の承認を得て、同院撮影の空中写真を複製したものである。

（承認番号 平25情複、第887号）」
